

ISSN 1343-4950

# 愛知産業大学短期大学紀要

第 27 号 (2015 年 3 月)

愛知産業大学短期大学  
2015

愛知産業大学短期大学紀要 第 27 号  
(2015)

目次

---

横瀬浩司	横領罪再論—最高裁平成 21 年 3 月 26 日第 2 小法廷決定を契機として—..... 1
三苫民雄	「ある」と「べき」の論理—科学と哲学..... 11
西田一弘	日本の小学校から高等学校における英語ライティング教育の問題点 —日本の国語ライティング教育と英語ライティング教育の比較—..... 27
川崎直子	プレスクールの発展段階に関する考察..... 39
高野盛光・今井昌彦・楓 森博	なぜ情報教育において情報検索をとりあげるのか（その 3）..... 53
奥村幸夫	わかりやすい経済学の授業に向けて..... 61
寺澤陽美	『おくのほそ道』日英対照翻訳の試み..... 75
小竹直子	大学生の小論文に見られる悪文の種類と特徴..... 89
国際コミュニケーション学科教員研究業績	..... 107

---

# 横領罪再論

——最高裁平成 21 年 3 月 26 日第 2 小法廷決定を契機として——

横 瀬 浩 司

愛知産業大学短期大学

(2015 年 2 月 16 日受理)

## Reconsideration of Embezzlement

Koji YOKOSE

Aichi Sangyo University College

Oka-cho, Okazaki, Aichi, 444-0005 JAPAN

(Received February 16, 2015)

### 要 旨

横領の意義については、領得行為説と越権行為説とが対立している。領得行為説を採る判例・通説は、横領罪の成立に不法領得の意思を必要とする。しかし、この不法領得の意思の意味は、必ずしも自明のものではないことを論究した。最高裁平成 21 年 3 月 26 日第 2 小法廷決定は、他人所有の建物を同人のために預かり保管していた者が、金銭的利益を得ようとして、同建物の電磁的記録である登記記録に不実の抵当権設定仮登記を了したことにつき、電磁的公正証書原本不実記録罪及び同供用罪とともに、横領罪が成立するとした。これは、「不法領得の意思を実現する行為」ないし「他人の物の占有者が委託の任務に背いて、その物につき権限がないのに所有者でなければできないような処分」に関して一例を加えるものであり、事例判断としての意義がある。

### キーワード

横領の意義、横領罪の不法領得の意思、仮登記と横領罪

## 目 次

1. はじめに
2. 問題の所在
3. 横領の意義
4. 問題の検討
5. むすびにかえて

### 1. はじめに

刑法 252 条 1 項は、「自己の占有する他人の物を横領した者は、五年以下の懲役に処する。」と横領罪を規定する。横領罪は、その客体が物に限定されており、占有移転を要件としない非移転罪である。そして、横領罪は、財産犯の体系上、領得罪に分類される。判例・通説は、すべての領得罪の主観的要件としていわゆる不法領得の意思を必要とする。例えば、横領罪の不法領得の意思について、判例は、「横領罪の成立に必要な不法領得の意志とは、他人の物の占有者が委託の任務に背いて、その物につき権限がないのに所有者でなければできないような処分をする意志をいう」とする<sup>(1)</sup>。しかし、窃盗罪の不法領得の意思について、判例は、「所謂領得ノ意思トハ権利者ヲ排除シテ他人ノ物ヲ自己ノ所有物トシテ其経済的用法ニ従ヒ之ヲ利用若クハ処分スルノ意思」とする<sup>(2)</sup>。このように横領罪の不法領得の意思と窃盗罪の不法領得の意思とは、不法領得の意思の内容が異なっている。これは横領罪では、客体の占有が欠けるなど、本権者である所有者の権利が制限されているため、「権利者を排除」するという要素が希薄となり、「自己の所有物として」経済的用法に従い利用・処分する意思に重点が置かれているためであるとされる<sup>(3)</sup>。

本稿では、他人所有の建物を同人のために預かり保管していた者が、金銭的利益を得ようとして、同建物の電磁的記録である登記記録に不実の抵当権設定仮登記を了したことにつき、電磁的公正証書原本不実記録罪及び同供用罪とともに、横領罪が成立するとされた事例を題材として、横領の意義ならびに横領罪の不法領得の意思について再考を試みる。

### 2. 問題の所在

他人所有の建物を同人のために預かり保管していた者が、金銭的利益を得ようとして、同建物の電磁的記録である登記記録に不実の抵当権設定仮登記を了したことにつき、電磁的公正証書原本不実記録罪及び同供用罪とともに、横領

罪が成立するかについて、近時、最高裁平成 21 年 3 月 26 日第 2 小法廷決定（平成 20 年(あ)第 2253 号、電磁的公正証書原本不実記録、同供用、横領被告事件）（刑集 63 卷 3 号 291 頁、判例時報 2041 号 144 頁）は、以下のような判断をなした。

原判決及びその是認する第 1 審判決の認定並びに記録によれば、本件の事実関係は次のとおりである。

被告人は、平成 17 年 2 月 25 日に成立した、A 株式会社（以下「A」という。）及び医療法人 B 会の二者間、並びに、A、破産者 C 破産管財人弁護士 D 及び B 会の三者間の各裁判上の和解（以下「本件和解」という。）に基づき、同日、A から上記 D 及び B 会に順次譲渡されたものの、所有権移転登記が未了のため A が登記簿上の所有名義人であった本件建物を、A の実質的の代表者として、B 会のために預かり保管中であつたものであるが、医療法人 E 会理事長 F ほか 2 名と共謀の上、本件建物及びその敷地である本件土地に設定されていた本件地上権の各登記簿上の名義人が、いずれも A であることを奇貨とし、その各登記簿上に E 会を登記権利者とする不実の抵当権設定仮登記をすることにより、上記 D 及び本件建物で病院を経営していた B 会から原状回復にしゃ口して解決金を得ようと企て、真実は、A が E 会から 5 億円を借り受ける金銭消費貸借契約を締結した事実並びにその担保として本件建物及び本件地上権に係る抵当権設定契約を締結した事実がないのに、同年 3 月 11 日ころ、法務局出張所において、登記官に対し、本件建物及び本件地上権につき、E 会を登記権利者、A を登記義務者とし、上記内容の虚偽の金銭消費貸借契約及び抵当権設定契約を登記原因とする本件建物及び本件地上権に係る各抵当権設定仮登記の登記申請書等関係書類を提出し、情を知らない登記官をして、本件建物及び本件土地の登記簿の原本として用いられる電磁的記録である各登記記録にそれぞれその旨の記録をさせ、そのころ、同所において、その各記録を閲覧できる状態にさせ、もって、公正証書の原本として用いられる電磁的記録に不実の記録をさせて、これを供用するとともに、本件建物を横領したという事案である。

第 1 審判決（大阪地裁平成 20 年 3 月 14 日判決・刑集 63 卷 3 号 305 頁）は、上記仮登記の後に行われた所有権移転仮登記についても横領罪が成立し、2 個の横領罪の併合罪とする公訴に対して、後行の所有権移転仮登記については不可罰ないし共罰的事後行為にとどまるとしたが、その理由において、本件仮登記の性質につき、つぎのように述べている。すなわち、被告人は、本件仮登記（最初の抵当権設定仮登記）によって、本件建物の所有者でなければできない処分

をすでにしており、本件建物に対する所有権の侵害は確定的に生じているとみるべきである「本件建物について抵当権設定仮登記や所有権移転仮登記をすることは、本来所有者でなければできない行為であることが明らかであるところ、仮登記の直接的な効果が本登記がなされた場合の順位保全効にとどまるとはいえ、その本登記が登記義務者と登記権利者との共同申請によって容易になしうることや、不動産登記実務において、仮登記自体が経済取引上極めて重要な役割を果たしていることなどを考慮すれば、それらの仮登記は、所有権者でなければできない『処分行為』に該当するというべきである」こと、本件仮登記は、その「登記原因を欠くものであり、民事上は無効といえるが、仮登記による実質的な法律的支配によって真の所有者であるB会の権利が侵害されることも十分にありえるといえる」ことから、本件仮登記は横領罪所定の要件を備えているとされた。そして、電磁的公正証書原本不実記録罪、同供用罪、横領罪の牽連犯であるとした。

弁護人は、①本件犯行当時、本件建物の所有権はAから未だ移転していないから横領罪は成立しない、②第1審判決は、本件の抵当権設定仮登記が不実の登記であるとしているから、登記原因は民事上不法であることにほかならず、横領罪が成立する余地はない、③本件各仮登記はいずれも真の登記原因に基づくものであって不実でないから、電磁的公正証書原本不実記録、同供用罪は成立しない、と主張して控訴した。

控訴審判決（大阪高裁平成20年11月7日判決・刑集63巻3号323頁）は、上記①、③については第1審判決を是認する形で排斥し、②に関しても、「領得行為が登記という形式で外部的にも明示された場合には、第三者がその登記を前提に取引関係に入るなど、真の所有者の利益が害される可能性が高いのであって、その原因となった領得行為が民事上無効であり、その結果当該登記が不実のものであったとしても、横領罪が成立するというべきである」として退けた。そして、弁護人が指摘した上記各判決については、いずれも本件とは事案を異にするというほかに、採用できないと、控訴を棄却した。

弁護人は、和解条項に基づいて横領罪の成立を認めることが憲法違反に当たることのほか、原判決の是認する第1審判決が、本件建物につき抵当権設定仮登記を了したことにより横領罪が成立するとしたのは、他人所有の不動産に勝手に抵当権を設定したことに横領罪の成立を認めた最高裁判例に違反すること、本登記とは異なり、仮登記には順位保全の効力があるだけであるから、横領罪は成立しないというべきであること、AとE会との間で本件建物に抵当権を設

定した事実はないとして、本件仮登記を了したことは電磁的公正証書原本不実記録罪及び同供用罪に当たるとする一方で、横領罪にも当たるとするのは自己矛盾であることなどを主張して上告した。

最高裁平成 21 年 3 月 26 日第 2 小法廷決定（平成 20 年(あ)第 2253 号、電磁的公正証書原本不実記録、同供用、横領被告事件）（刑集 63 卷 3 号 291 頁、判例時報 2041 号 144 頁）は、弁護人の上告趣意のうち、判例違反をいう点は、事案を異にする判例を引用するものであって、本件に適切でなく、その余は、憲法違反をいう点を含め、実質は事実誤認、単なる法令違反の主張であって、刑法 405 条の上告理由に当たらないとし、職権で以下のように判断して、上告を棄却した。

「……所論は、①原判決の是認する第 1 審判決は、本件建物につき抵当権設定仮登記（以下「本件仮登記」という。）を了したことにより横領罪が成立するとしているが、本登記とは異なり、仮登記には順位保全の効力があるだけであるから、横領罪は成立しない、②原判決の是認する第 1 審判決が、A と E 会との間で本件建物に抵当権を設定した事実はないとして、本件仮登記を了したことは電磁的公正証書原本不実記録罪及び同供用罪に当たるとする一方で、横領罪にも当たるとしているのは自己矛盾である旨主張する。

しかしながら、まず、本件仮登記の登記原因とされた A と E 会との間の金銭消費貸借契約及び抵当権設定契約は虚偽であり、本件仮登記は不実であるから、電磁的公正証書原本不実記録罪及び同供用罪が成立することは明らかである。そして、被告人は、本件和解により所有権が B 会に移転した本件建物を同会のために預かり保管していたところ、共犯者らと共謀の上、金銭的利益を得ようとして本件仮登記を了したものである。仮登記を了した場合、それに基づいて本登記を経由することによって仮登記の後に登記された権利の変動に対し、当該仮登記に係る権利を優先して主張することができるようになり、これを前提として、不動産取引の実務において、仮登記があった場合にはその権利が確保されているものとして扱われるのが通常である。以上の点にかんがみると、不実とはいえ、本件仮登記を了したことは、不法領得の意思を実現する行為として十分であり、横領罪の成立を認めた原判断は正当である。また、このような場合に、同罪と上記電磁的公正証書原本不実記録罪及び同供用罪が併せて成立することは、何ら不合理ではないというべきである（なお、本件仮登記による不実記録電磁的公正証書原本供用罪と横領罪とは観念的競合の関係に立つと解するのが相当である。）。

よって、刑訴法 414 条、386 条 1 項 3 号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。」

ここで問題となるのは、他人所有の建物を同人のために預かり保管していた者が、金銭的利益を得ようとして、同建物の電磁的記録である登記記録に不実の抵当権設定仮登記を了したことにつき、①仮登記を了した行為でも横領罪となるか、②物権変動を仮装する行為について、横領罪が認められるかである。次章において、横領の意義ならびに横領罪の不法領得の意思に関する学説を検討し、判例の動向を考察する。

### 3. 横領の意義

横領の意義については、領得行為説と越権行為説がある。領得行為説は、横領をもって、自己の占有する他人の物を不法に領得することであり、不法領得の意思を実現する行為であると解する見解であり、判例・通説である<sup>(4)</sup>。これに対して、越権行為説は、横領をもって委託信任関係の破棄と解し、行為者が委託に基づき占有している他人の物に対し、委託の趣旨に反して占有物に対して権限を逸脱した行為が横領であるとする見解である。

この領得行為説と越権行為説との対立の理由は、横領罪の本質をどのように理解するかに起因する。すなわち、領得行為説は、横領罪の本質を所有権能の奪取と理解する。そのため、他人の物を自己に領得することが横領であると考ええる。これに対して、越権行為説は、横領罪の本質を委任信託関係の破壊と理解する。そのため、委託された権限を逸脱することが横領であると考ええる。

判例は、「横領罪は自己の占有する他人の物を自己に領得する意思を外部に発現する行為があったときに成立する」とし、そして、「不法領得の意思を発現する行為は必ずしもその物の処分のような客観的な領得行為たることを要せず、単に領得の意思をもって為したる行為たるをもって足る」<sup>(5)</sup>とする。判例は横領行為説に立っていると見えるが、その横領行為とは不法領得の意思の単なる発現と捉えている。学説も領得行為説が通説的見解である。すなわち、横領罪を窃盗罪などと連続的に理解する必要性と単なる契約違反を横領罪として間擬すべきではないという理由からである。

横領罪は、その客体が物に限定されており、占有移転を要件としない非移転罪である。そして、横領罪は、財産犯の体系上、領得罪に分類される。前述したように判例・通説は、すべての領得罪の主観的要件としていわゆる不法領得の意思を必要とする。例えば、横領罪の不法領得の意思について、判例は、「横

領罪の成立に必要な不法領得の意思とは、他人の物の占有者が委託の任務に背いて、その物につき権限がないのに所有者でなければできないような処分をする意志をいう」とする<sup>(6)</sup>。しかし、窃盗罪の不法領得の意思について、判例は、「所謂領得ノ意思トハ権利者ヲ排除シテ他人ノ物ヲ自己ノ所有物トシテ其経済的用法ニ従ヒ之ヲ利用若クハ処分スルノ意思」とする<sup>(7)</sup>。このように横領罪の不法領得の意思と窃盗罪の不法領得の意思とは、不法領得の意思の内容が異なっている。これは横領罪では、客体の占有が欠けるなど、本権者である所有者の権利が制限されているため、「権利者を排除」するという要素が希薄となり、「自己の所有物として」経済的用法に従い利用・処分する意思に重点が置かれているためであるとされる<sup>(8)</sup>。

他方、判例・通説は、他人の所有物を占有者が毀損・隠匿した場合にも横領罪が成立するとする<sup>(9)</sup>。すなわち、所有者でなければできないような処分をする意思を不法領得の意思と理解するため、毀損・隠匿を目的とした横領行為も認められるとするのである。このような理解は、経済的用法に従って利用・処分する意思という要素も希薄なものにするとされる<sup>(10)</sup>。

このように見えてくると、領得行為説と越権行為説との相違は必ずしも明確なものとは言えなくなってくる。そこで、領得行為説から「横領行為とは、行為者が自ら物の効用を享受しようとする意思をもって、所有者の物に対する所有権能の行使を実質的に阻害する行為である」という主張がある<sup>(11)</sup>。このような理解に基づき、次章において本件の問題点を検討する。

#### 4. 問題の検討

本件で問題となった他人所有の建物を同人のために預かり保管していた者が、金銭的利益を得ようとして、同建物の電磁的記録である登記記録に不実の抵当権設定仮登記を了したことにつき、①仮登記を了した行為でも横領罪となるか、②物権変動を仮装する行為について、横領罪が認められるかに関して検討する。

①仮登記を了した行為でも横領罪となるかの問題については、本登記とは異なり、仮登記には本登記の順位保全の効力があるだけで、対抗力がないため「所有者でなければなし得ない処分」とはいえず、横領罪は成立しないという意見がある。これに対して、「確かに、登記権利者が仮登記を単独申請することも可能だが（不登107条1項）、その場合でも登記義務者、すなわち所有者の承諾があったことを証する情報を添付することが求められているのである。それ故、仮登記を了しようとする意思は、所有者でなければできない処分をする意思に

あたるといふべきである。」<sup>(12)</sup>という批判がある。仮登記担保という実務慣行に示されているように、仮登記はそれ自体で事実上の権利保全効果があり、不動産価格にも影響があると考えられるため、仮登記にも所有権侵害性を認めることができるだろう。

②物権変動を仮装する行為について、横領罪が認められるかという問題に関して、かつて判例は、被告人が、甲らに対し売渡担保に供したが、なお占有していた掛け軸、火鉢などにつき、乙に売却したと偽った事案に対して、甲に対する横領にも乙に対する詐欺にもならないとして被告人を無罪としたものもある<sup>(13)</sup>。この判例は動産の事例であるが、確かに、本件では仮登記が不実であり、抵当権設定が仮装であるため、当該不動産を「処分」したといえないのではないかという問題がある。すなわち、本件では、AとE会との間で本件建物に抵当権を設定した事実はないとして、本件仮登記を了したことは電磁的公正証書原本不実記録罪及び同供用罪に当たるとする一方で、横領罪にも当たるとするのは自己矛盾であるとするのである。さらに、本件のように仮登記が、仮登記の抹消に応じる名目での、いわゆる「はんこ代」「解決金」を請求する目的で行われたと思われる場合にまで当該仮登記による不動産の横領を認めることには疑問があるという意見がある<sup>(14)</sup>。

しかし、被告人は、本件建物をいわば「質にとって」解決金を得ようとしている点で、建物を利用し、その交換価値を享受する意思を有しているといえ、この解決金は、抵当権の仮登記を抹消する対価であって、仮登記によって被告人が事実上掌握した本件建物の処分権能を具体化したものと考えられるだろう<sup>(15)</sup>。

## 5. むすびにかえて

本決定は、「仮登記を了した場合、それに基づいて本登記を経由することによって仮登記の後に登記された権利の変動に対し、当該仮登記に係る権利を優先して主張することができる」ものであり、「不動産取引の実務において、仮登記があった場合にはその権利が確保されているものとして扱われるのが通常である」ことから、不実であっても「不法領得の意思を実現する行為として十分」であるとした。これは、横領罪の成立において「不法領得の意思を実現する行為」ないし「他人の物の占有者が委託の任務に背いて、その物につき権限がないのに所有者でなければできないような処分」に関して一例を加えるものであり、事例判断としての意義を認めることができる<sup>(16)</sup>。

《参考文献》(順不同)

- 佐久間修「横領罪における不法領得の意思」『刑法の争点』(有斐閣・1997年)204・205頁。
- 島田聡一郎「不実の抵当権設定仮登記を了した行為につき、横領罪が認められた事例」ジュリスト1409号(2010年)194～198頁。
- 園田寿「横領罪における不法領得の意思(1)」『刑法判例百選Ⅱ各論〔第5版〕』(有斐閣・2003年)120・121頁。
- 西田典之「不実の抵当権設定仮登記による電磁的公正証書不実記載・同供用罪の成立と横領罪の関係」刑事法ジャーナル22号(2010年)79～83頁。
- 平山幹子「不実の抵当権設定仮登記と横領罪の成否——最2決平成21・3・26刑集63巻3号291頁について——」立命館法学2009年5・6号(327・328号)(2009年)692～709頁。
- 松原芳博「不実の抵当権設定仮登記と横領罪」『平成21年度重要判例解説』(有斐閣・2010年)185・186頁。

〔注〕

- (1) 最判昭和24年3月8日刑集3巻3号276頁。
- (2) 大判大正4年5月21日刑録21輯663頁。その後、この理解は最高裁判例(最判昭和26年7月13日刑集5巻8号1437頁、最判昭和33年4月17日刑集12巻6号1079頁など)にも引き継がれている。
- (3) 佐久間修「横領罪における不法領得の意思」『刑法の争点』(有斐閣・1997年)204頁参照。
- (4) 判例としては、大判大正6年7月14日刑録23輯886頁、大判大正15年4月20日刑集5巻136頁、最判昭和28年12月25日刑集7巻13号2721頁などがある。学説として代表的なものは、団藤重光『刑法綱要各論〔第3版〕』(創文社・1990年)630頁、西田典之『刑法各論・第4版』(弘文堂・2007年)221頁、山口厚『刑法各論〔補訂版〕』(有斐閣・2005年)299頁、堀内捷三『刑法各論』(有斐閣・2003年)174頁などがある。
- (5) 最判昭和27年10月17日集刑68号361頁。
- (6) 最判昭和24年3月8日刑集3巻3号276頁。
- (7) 大判大正4年5月21日刑録21輯663頁。
- (8) 佐久間・前掲論文注(3)204頁。
- (9) 団藤・前掲書注(4)630頁、大判大正2年12月16日刑録19輯1440頁、大判大正4年2月10日刑録21輯94頁。
- (10) 佐久間・前掲論文注(3)204頁。この場合、横領罪の領得意思だけが、毀棄・隠匿の意思まで含むとするなら、財産犯一般における領得罪としての理解から論理一貫性がないとして、不法領得の意思不要説が主張される(大塚仁『刑法概説各論〔第3版増補版〕』(有斐閣・2005年)303頁)、植松正『刑法概論Ⅱ各論〔再訂版〕』(勁草書房・1975年)445頁)。
- (11) 松原芳博「不実の抵当権設定仮登記と横領罪」『平成21年度重要判例解説』(有斐閣・2010年)186頁。
- (12) 島田聡一郎「不実の抵当権設定仮登記を了した行為につき、横領罪が認められた事例」ジュリスト1409号(2010年)195頁。
- (13) 大審院昭和2年3月18日判決・大審院裁判例(2)刑27頁。
- (14) 松宮孝明「不実の抵当権設定仮登記と横領罪」法学セミナー655号(2009年)123頁参照。そして、本件の実体は、本件建物の領得ではなく、被告人がDやB会か

---

ら「解決金」を得ようとするための偽装工作にすぎないため、本件仮登記は、財産犯としてはDおよびB会を被害者とする詐欺の予備行為と評価されるべきであるとする。

(15) 松原・前掲論文注(11)186頁。

(16) 平山幹子「不実の抵当権設定仮登記と横領罪の成否——最2決平成21・3・26刑集63巻3号291頁について——」立命館法学2009年5・6号(327・328号)(2009年)695頁参照。しかし、抵当権設定という「所有者のような処分」をする意思がなくてもその仮登記が「所有者のような処分」に当たるとすると、最高裁の考える横領行為はますます越権行為と近接した内容のものとなるのではなかろうか(平山・693頁)。このような形で本決定の結論を導くことも可能であるとすれば、「横領」を領得行為と解することの意味は、もはやほとんど失われているように思われる(平山・709頁)とする。

# 「ある」と「べき」の論理－科学と哲学

三苦 民雄

愛知産業大学短期大学

(2015年1月7日受理)

The Logic of Being and Ought - Science and Philosophy

Tamio MITOMA

Aichi Sangyo University College

Oka-cho, Okazaki-shi, Aichi, 444-0005 JAPAN

(Accepted on January 7, 2015)

## 要 旨

西洋の各時代の哲学者や思想家たちが用いてきた論理は大枠では存在論であり、中世の自然研究を経てデカルト以降、自然科学との親和性を高めた。その一方で、当為や価値の問題は宗教及び形而上学の領域で扱われてきたが、この二つの流れはカントを経てヘーゲルによって統一されたように見えた後、科学と哲学は決定的に袂を分かって今日に至っている。本稿では両者の論理の用い方を理性観の変化という視点から確認したい。

## キーワード

キリスト教 理性 科学 シェーファー ルター ヘーゲル

## 目 次

- 1 神々から神の時代へ
- 2 楽観主義から絶望の時代へ
- 3 理性の時代とルター
- 4 理性と科学
- 5 「ある」と「べき」の哲学 — カント
- 6 論理の転回点 — ヘーゲル
- 7 哲学と科学のすれ違い

## 1 神々から神の時代

人類始まって以来、人間と世界のあり方にとりたててこだわりを持ち、何かを物申したいという人はおそらくどの文化圏にもあったに違いない。デカルトでなくても、今ここにいる私とは何か、どこから来て、これからどこへ行くのか、という疑問は終生付いて回るに違いない。

神話や宗教の中に埋め込まれたような状況にあったかつての人びとは、この疑問に対する共通見解を持っていたと想像されるが、そうだったとしても、今ここに生きている〈私〉がどこから来たのかは知りようがなく、死後その私どうなるのかは体験してみるまでわからない。あの世で仮にわかったとしても、だからといって、死者たちはどうやらこの世に自在に戻ってくるわけにもいかないのも確かなようだ。

人類の直接的な祖先ではないとされてはいるものの、20万年前に現れたネアンデルタール人には、10万年ほど前にしてすでに埋葬の習慣があったことは知られている。死がこの世での永久の別れだということは意識されていたらしい。

宗教や神話の世界観がさほど強く人びとを縛っていなかったように見える古代ギリシアでは、個人の知性と感性の限界までその思考を極めたような思想家、すなわち哲学者が登場してくる。哲学は諸学の王という位置づけであり、当時から哲学者はしばしば科学者や技術者を兼ねてもいた。

たとえば「万物の根源は水である」といい、物事を根本から考える一つの道を示したことで知られる哲学者タレスは、タレスの定理はもとより、三角測量によってピラミッドの高さを割り出し、天文学にも通じ、日食を予言したという話も残っている。

宗教的背景が希薄に見えなくもない古代ギリシアの哲学者たちではあるが、

プラトンが描くソクラテス像によれば、ソクラテスは〈自分よりも知恵のある人はいない〉というデルポイの神託を確かめるために、結果として命を落とすことになる（『ソクラテスの弁明』『クリトン』）。

そもそもプラトン自身の『メノン』や『国家』に展開されるイデア論も宗教に極めて近い形而上的議論であるとみることができる。少なくとも当時の哲学者たちが、現代社会ではしばしばお目にかかる、形而上的観念を一切認めないような無神論者でなかったことは確かだろう。

この点で、古代ギリシアに代表される哲学は、少なくともその形而上的な性質については、当時の宗教と競合する関係の中で形成されてきたと考えることができる。

その後、ローマの時代となり、立体的で明確な世界観をもつキリスト教の影響が顕著になると、アウグスティヌスやトマス・アキナスのような神学者が哲学的にも天才的としか言いようのない書物を残すことになる。

## 2 楽観主義から絶望の時代へ

このころはキリスト教思想家のF.シェーファーの言葉を借りるならば、「はなはだ楽天的で、十分な根拠もないのに楽観主義的な解答を受け入れていた」<sup>1</sup> 時代で、哲学者にとってキリスト教信仰は哲学的発想の母体でもあった。

近代哲学の祖とされるデカルトはもちろん、カントやヘーゲルでさえも個人的には熱烈なキリスト教徒だったわけで、少なくとも次の2つの点についてはつゆほども疑われなかった（ただし、後に述べるようにヘーゲルは除く）。

1. 絶対的なものが実際に存在するという前提
2. それに基づく反定立（アンチテーゼ）、つまり「AはAであり、もしAというものが存在するならば、それは非Aではない」（“A is A” and “If you have A it is not non-A”<sup>2</sup>）

これはシェーファーによれば、1890年代より前のヨーロッパ、1935年以前のアメリカでは「彼らはその諸前提が真であるかのように思考し、かつ行動していた」<sup>3</sup>ということ、そして、あるものが何であるかについては意見を異にするようなことがあっても、「もしあることが真であるなら、その反対は偽りである」<sup>4</sup>という議論は成立していたとされる。

たとえば、非キリスト教徒や無神論者に対しても「善良であれ」と語ることができたが、今日ではこの言葉は「無意味」となってしまうともシェーファーは述べている。要するに論理と倫理が通じなくなるという現代という時代の病が世界中に広まってしまったという。

ちなみに、シェーファーは現代思想からの「避難所」(L'abri)をスイスの山中に開いたことでも知られ、キリスト教信仰の立場から現代思想を一貫して批判し続けてきた思想家である。

シェーファーは、現代思想が無用に難解になり、何よりその相对主義的倫理観が同時代の若者を苦しめてきたという事態を重く見て、そうした若者の救済のためにセミナーを開いてきた。彼の現代思想への単なる机上のものにとどまらない批判は今日でも傾聴するに値する点を多く含んでいる。

このシェーファーのいう 1890 年代以降のヨーロッパ、1935 年代以降のアメリカというのは何なのかというと、人びとが名実ともにキリスト教の神から離れていった世界である。シェーファーはこれを「絶望の境界線」と呼んでいる。

それまでは、17 世紀のデカルトのように、神に代えて理性を中心とした近代哲学を立てようとしたにしても、その発想も論理も極めてキリスト教的なもので、神とこの世界に対する信頼は変わることなく保たれていた。この事情は 18～19 世紀のカントからヘーゲルに至っても同様で、ヘーゲルのように理性が暴走したような議論を展開しても、彼の神への信仰は揺るぎさえしなかった。

しかし、他方で近代哲学が登場して来た時点で、すでにそれ自体が信仰と理性との間で分裂した意識を胚胎していたという見方もできます。この現代という本格的な神なき時代が訪れるまでには、いくつかの契機があり、シェーファーはその始まりをトマス・アクィナス (1225-1274) の「恩寵」と「自然」の二元論に求めているが、ここでは神学に深入りせずに、「理性」に話を絞ることにしたい。

### 3 理性の時代とルター

アリストテレスの自然学をキリスト教の体系に導入したトマスにより、自然はその本性的秩序、すなわち自律的な法則をもつ存在として見られるようになる。こうして、いわゆる 13 世紀の百科全書的な自然学が起こってくることになり、それを一つの契機として、徐々に人間の内なる自然＝人間本性としての理性が注目されるようになってくる。

17 世紀のデカルトに先立って理性の重要性を強調した最初の人、おそらく

宗教改革の指導者、マルチン・ルター（1483-1546）である。ルターが、人は信仰によってのみ救われるという、いわゆる信仰義認説を唱えるとき、その手がかりになるのは聖書の言葉とそれを解釈する人びとの理性にほかならない。

この意義を詩人ハイネは次のように表現している。

ルターが「諸君は聖書そのものにより、あるいは道理にかなった理由によって余の説に反対すべきである」という言葉をはっきり述べてから、人間の理性に聖書を説明する権利がみとめられるようになり、その理性が宗教上のすべての論争の最高の審判者とみとめられることになった<sup>5</sup>。

この引用では孫引きになる上にハイネの創作が加味されている可能性があるため、ルター自身の著作から適切な言葉を引こうとすると、案外適切な表現が見つからない。それでも、いわゆる『95箇条の論題』の18には、「煉獄にある魂が、功績やいわゆる増加する愛の状態の埒外にあるということは、理性によっても、聖書によっても証明されていないと思われる」<sup>6</sup>（下線筆者）とある。

また、『キリスト者の自由』に第18においては、キリストに対する信仰が呼び覚まされるのは律法や行いではなく、正しい説教が「私に語られ」「理解されたとき」<sup>7</sup>であるという表現がある。ここは理性を根拠にすると解してもいいだろう。

こうしてみると、むしろハイネのルター解釈の深いことに感心しないではいられない。さらにいえば、このハイネが示すこだわりの読解こそがドイツ的であり、ドイツ古典哲学の本質につながるものなのかもしれない。

#### 4 理性と科学

デカルトについては以前論じたことがあるので、本稿では科学について補足しておきたい。トマスの時代から自然学が起こることからすると、実は科学と理性の関係は中世以来のそれを受け継いでいると考えたほうがいだろう。

すなわちここでは、理性はデカルトのように科学の根本原理とするよりは、神秘的な自然界の法則を発見し、証明するところに用いられてきた。デカルトに先立つベーコンは、理性はむしろ過ちを犯しやすいものであり、人間の知性 understanding は様々なイドラ idola すなわち幻影や虚想に妨げられるという。

人間の知性は（或いは迎えられ信じられているという理由で、或いは気に入ったからという理由で）一旦こうと決めたことには、これを支持しこれと合致するように、他の一切のことを引き寄せるものである。そしてたとい反証として働く事例の力や数がより大であっても、かの最初の理解にその権威が犯されずにいるためには〔ときには〕大きな悪意ある予断をあえてして、それら〔反証〕をば或いは観察しないか、或いは無視するか、或いはまた何か区別を立てて遠ざけ、かつ退けるかするのである<sup>8</sup>。

ベーコンがまずは事実に付くことを強調し、実験・観察に基づく帰納法を提唱するのは、自然の神秘に対する謙虚な驚き（自然の精細さを尊重すること）と共に、どこか人間の知性に対し、不信の目で見ているところがあるからだと思われる。そのため、こうした表現は奇しくも後の時代の理性の暴走に対して警鐘を鳴らしているようなところがみてとれる。

いずれにせよ科学者というのは自らの理性的活動を通じて、実は自然に刻印された神の意志の跡を見出し、その栄光を讃えようという動機に支えられているところがある。今日の世界の優秀な科学者でも、たとえキリスト教でなくても、何らかの宗教の敬虔な信徒であることは少なくない。

デカルトが理性中心の科学を哲学的に根拠付けたにもかかわらず、自然科学の現場はその出発点と数学的方法は尊重しながらも、むしろベーコンの帰納法に多くを負っていた。科学者もまた哲学者と同様、個人の内面では信仰と科学が同居し、むしろ両者が支え合う関係にあったし、哲学と違って今日でもなおその事情はほとんど変わっていないことがわかる。

## 5 「ある」と「べき」の哲学 - カント

しかし、近代に入ってキリスト教の社会的影響力が徐々に弱まってくると、科学者は神の栄光を称える役回りから解放され、徐々に自らを自律したものとして考えるようになってくる。実際、理性を根拠にした近代科学は自動的自律的に展開する体系として成り立っているように見える。この意味では、デカルトの影響力が時間をかけて浸透してきたとも言えるかもしれない。

実際、近代文明を支える科学の論理は、そもそも神なしでやっていけるように設計されているので、自らの論理を追求していけば、それまで神が引き受けていた倫理や道德の問題は置き去りにされてしまう。その帰結の一つが後の核兵器であったりしても、何の不思議もない。

科学の論理もまた、古代ギリシア以来の存在論と形式論理の伝統を受け継いでいるため、客観的な体系として自己完結した形式を備えていた一方で、倫理や道德の問題は宗教が別に受け持っていた。

そこで神を否定した近代科学が人間中心の論理となろうとしても、存在論的な科学の論理に倫理や道德の問題を担わせることは本来できない相談であった。科学の論理体系の第一原理にデカルトのように「考える私」の存在を置いたところで、人間の存在意義が裏付けられるわけではない。つまり、自らの存在意義や価値を神によって支えられていた人間が、神を追い出してその場所に「考える私」として収まったとしても、自分で自分の存在価値を根拠付けることはできないし、もとよりその場所ではなかった。

信仰の論理も否定することなく、この世ではとらえられない超越的な価値を取り扱う議論は、形而上学として議論されてきた。古代ギリシアのプラトンやアリストテレス以来の哲学的伝統の魅力は実際のところ形而上学にある。人間の存在意義や人生いかに生きるべきかという問題は宗教でなければ哲学的形而上学が取り組んできたといえる。

たとえば、プラトンがその著書『クリトン』の中で師ソクラテスを通じて語らしめた印象深い言葉の一つに「一番大切なことは単に生きることそのことではなくて、善く生きること」<sup>9</sup>というものがある。こういう言葉に触れて魂を揺すぶられるということも、哲学の魅力の一つであるに違いない。

しかし基本的に近代科学が成立してからというもの、形而上学は科学との相性の良くない分野となる。科学は近代技術文明を生み出し、社会に目に見える形で貢献するようになるが、この点でも形而上学は旗色が悪くなる。

デカルト以降もライプニッツ（1646-1716）などは形而上学を正面から扱う哲学者として位置づけられるが、そうした形而上学の重要性を十分承知しながらも、まずは論者によって恣意的に用いられがちな哲学の概念や用語を整理しようとしたのがカントである。

カント（1724-1804）は理性に重きを置かないロック（1632-1704）やヒューム（1711-1776）のイギリス経験論によって提起された議論を受けとめた上で、理性によっては物の本質（物自体）は認識できないという考えに至る（『純粋理性批判』）。

ちなみに、ヒュームは、

人間とは思っても及ばない速さで次々に継起する、久遠の流転と動きとのうちにある、様々な知覚の束ないし集合にすぎない<sup>10</sup>

とまで断言する。ヒュームは、三平方の定理のように経験や事物に依存しない真理とは違い、人間に関わる出来事間の因果関係は何ら必然的なものではなく、単なる習慣でしかないという、徹底的に懐疑的な、というよりほとんど破壊的といっていいくらいの経験論者であった。

太陽が明日は昇らないであろうということは、太陽が昇るであろうという断定に比べて理解し難い命題ではないし、またより多くの矛盾を含蓄しているわけでもない。それゆえ、われわれがこの命題の虚偽を論証しようとしても当然無駄であろう<sup>11</sup>。

つまり、今まで太陽が昇ったからといって、明日昇ることは保証できない。因果関係を論証できないという意味では、明日太陽が昇らないという命題と、明日太陽が昇るといふ断定とは等価なのである。

ヒュームのこの強力な経験論に対抗するために、カントは、人間の経験が成り立つ以前の、経験を成り立たせている要素から改めて見直していくことになる。そうした枠組みを論理的に見ていきながら、経験に先立つ理性からなる混じり気のない論理学（先験的論理学：具体的には時間や空間の論理学あるいは数学）を立てる。

しかし、そうやって構成されたいわゆる先見的論理学であっても、カントは結局のところ物事の本質をつかむことはできないという結論に至る。物事の究極的な原因である神への理性を通じた道筋はすでにヒュームによって徹底的に破壊されているので、ヒューム的前提を受け入れる限り、この論理から脱出することは不可能である。

カントはこの理路を十分に認めた上で、そこからある独特な仕方で脱出を試みる。

すなわち、確かにわれわれは理性によっては本質を知り得ないが、理性ではなく行動（実践）を通じてならば、本質を体現できるという方向での論理展開である（『実践理性批判』）。

私の上なる星を散りばめた空と私のうちなる道徳的法則<sup>12</sup>

「満天の星空とわが心の内の道德律」というのが人口に膾炙した表現だが、一般的に、この星空は形而上学的な真理あるいは神の要請する真理で、立派な道德律はその真理が表現されたものと解されている。

道德律はありがたくも不思議なことにわれわれの心のうちにあり、それに従わなければならないことも内心では重々承知していながら、その一方で、実際にはこれを遵守している人は少ないどころかほとんどいない、という人間社会の現実もある。

しかし、そうした美しい道德律がこの世でごく稀にでも守られることがあれば、そのとき、神の意志とわれわれの行動は電光石火のようにつながりうるといなのが、カントのほとんど祈りに近い主張である。

これは結局のところ、ずいぶん回り道をし、地ならしをした形でのカントの神学的・形而上学的表現とみることができる。しかし、問題はこれだけにとどまらない。カントのこの並外れた知的努力により明らかになったもう一つのメッセージが、「ある」(存在)の論理から「べき」(当為)は根拠付けられないということなのである。

カントのいうとおりに、理性によって真理は認識できないと考えていいのかどうか。カントの批判哲学は、精密で、論理的・科学的にも練り上げられているが、本来この論理は真の形而上学を語るために構想されたはずであった。

古代ギリシアの昔から、形而上学こそは哲学の核心であり、「べき」の問題にとどまらず、〈われわれは何者で、どこから来てどこに行くのか〉を教えてくれるはずのものではなかったか。哲学的伝統から存在の論理を取り出してみたのはいいとしても、カント自身も構想していたように、人びとはその学問的に整理された共通の言葉によって、最終的には形而上学に取り組む必要があるのではないだろうか。

## 6 論理の転回点 - ヘーゲル

ヘーゲル(1770-1831)はこのカントの理性観をもう一度形而上学的世界観の中に位置づけ直すことになる。それは「ある」の論理に「べき」の論理を組み入れて、新たな論理学を構築するという形を取る。

ヘーゲルはデカルトが出発点とした「考える私」cogitoの「考える」ことの創造性に特化して徹底的に追求したように見える。ヘーゲルの謎めいた言葉遣

いによる長い文章を読んでいくと、人が「概念」を抱くということがもうそれだけで世界を生み出す鍵のように思えてくる。その概念の完全な姿が「理念」である。理念においてはもはや主観と客観が同じものとなり、さらに、その理念こそが理性の本当の意味だということになる。

以下、ヘーゲルの著作の中から理念について述べられた箇所を挙げてみたい。まずは『哲学入門』から。

概念は一面から云えば主観的であるが、また一面では客観的である。理念 (Idee) は主観的なものと客観的なものとの統一である。我々が「それは単なる概念だ」と云うときには、その中に実在性が缺けていることを意味している。これに反して、単なる客観性には概念が缺けている。しかし、理念とは、概念によって提起された実在性である。あらゆる現実的なものは理念である<sup>13</sup>。

理念は概念と実在性との統一である。それは自分と自分の実在性そのものを規定するところの概念である。云いかえると理念は、あるべきようにあるところの現実性であり、したがって自分の概念そのものを含んでいるところの現実性である<sup>14</sup>。

理念は十全な概念(der adäquate Begriff)である。そこでは客観性と主観性は同じである。云いかえると、定在は概念そのものに一致する。理念は自分の真の生命を自分の中にもっている。理念は一方では生命(Leben)であり、一方では認識(Erkennen)であり、一方では学(Wissenschaft)である。(290頁)

理念は、自ら考えるもの(主観)であると同時に考えられる対象(客観)でもあり、「べき」でもあれば「ある」でもあり、同時に生命であり、認識であり、科学でもあるような現実性をもっているという。これは人間が〈考える〉ということを通じて自身の創造性が全開になり、そこで生み出された現実と思考が共にあるような境地といえるかもしれない。

この境地は、禅の修行をして到達するといわれる阿頼耶識を連想させるところがある。

さらに、『小論理学』ではこうも述べている。

自由な本当の思想はそれ自身のうちで具体的である。かくしてそれは理念であり、その完全な普遍性においては、理念そのものあるいは絶対者である。絶対者の学は必然的に体系でなければならない<sup>15</sup>。

理念は、これをさまざまな仕方で理解することができる。それは理性であり（これが理性の本当の哲学的意味である）、さらに主観即客観であり、観念的なものと実在的なもの、有限なもの無限なもの、魂と肉体との統一であり、その現実性をそれ自身において持っている可能性であり、その本性が現存するものとしてのみ理解されうるものである、等々。なぜなら、理念のうちには悟性の相関のすべてが、無限の自己復帰と自己同一においてではあるが、含まれているからである<sup>16</sup>

理性はもはやここに来て、存在の論理だったはずものから打って変わって、とんでもない超越的存在になったように見える。カントが苦心して理性と当為を分けて考えていたことが、再び統一され、独特の「べき」を含む「論理学」という形で表現されている。

ヘーゲルのいう理性の真の姿は、主観であるとともに客観であり、観念と実在、有限と無限、魂と肉体の統一である。それは神でないとしても、哲学的観念のリヴァイアサンとも呼べるほど超越的な存在である。

これまで述べてきたベーコンの知性＝悟性（understanding）も、デカルトの理性も、ヒュームの経験論も、カントの批判的合理論も、全部この「理性」が包み込んで支配してしまいそうだが、それはこの理性が次々と対立するものを統一していく弁証法論理に基づいているからである。

この弁証法とは、元来は意見を異にするもの同士の対話に由来するが、ヘーゲルにおいては対立する概念を次々と総合する論理学として構想されている。

弁証法論理は伝統的形式論理のように、いわば直線的は因果関係や内包関係に基づくのではなく、定立と反定立の相関による「総合」（止揚）という理路を見出した。

シェーファーは「ヘーゲルは彼以前の直線的な思考を除去して、それを三角形に置き換えた」<sup>17</sup>と述べているが、定立に対する反定立の側には何を持ってきても論理として成り立つので、そこには恣意性だけでなく、時間の経過した対

立物を置くことができるようになる。

このことによって弁証法論理には時間を組み入れることが可能になるため、結果的に形式論理ではできなかった物事の変化や歴史を語るができるようになった。そして、論理に時間と歴史を組み込むことで、弁証法論理は物語のもつ強い説得力をも獲得することになる。

物語は神話という形で〈われわれはどこから来て、どこへ行くのか〉という疑問に答える有効な手段であり、それは世界のどの文明圏にも哲学に先立って存在している。人は神話に限らず〈物語〉を聞かされると、「血沸き肉踊る」という形で、しばしば理性より先に身体が反応する。

したがって、弁証法論理によって一つの仮定に対する対立項を恣意的に選択し、その中で論者の意図する方向に時間と行動をセットすることで、たとえば、過去から将来にわたって理性が国家理性へと成長を遂げていく国民国家の物語を紡ぎ出すことができるようになる。

なお、ちなみにこの論理は後に、ヘーゲル左派のマルクス（1818-1883）に受け継がれ、プロレタリア国際主義という物語によって、さらに多くの人びとを動かす力を獲得することになっていく。

## 7 哲学と科学のすれ違い

これまで述べてきた論理のタイプはおおよそ次のように分けられる。

- ① 「私はある」という絶対の存在〈神〉が人間をお創りになった=神の存在の形而上学
- ② 「絶対者の観念を持つことができる〈私〉は神の存在の証拠」=考える私（デカルト）
- ③ 「ある」と「べき」は考えても一致しないが、行動では一致する（カント）
- ④ 「考えることと神の摂理は同じ」・・・「べき」の論理で「ある」の論理を語る（ヘーゲル）

この①と②の論理は、そのもとをたどれば神様が存在するという信念に支えられた論理であった。その「ある」の論理は、デカルトが転機となって、神の代わりに理性を根拠として成り立つことになり、近代合理主義に基づく自然科学の自明の前提として今日に至っている。

この自明の前提は、量子力学が素粒子を波動なのか物質なのか決めかねたとしても、また、近代科学が人類の生存を脅かす核兵器のようなものまでをも開発するに至ってもなお、現代人の心の中では科学に対する信頼とともに根付いているようにも見える。19世紀から20世紀にかけての科学万能主義ということならば、実のところそれは神の代わりに科学を信仰しているにすぎない。

他方で、西洋世界におけるキリスト教信仰の衰退と、それに伴う倫理や道徳の退廃、近代市場経済の生存競争の結果拡大する貧富の差、人間を取り替え可能な部品からなる機械と見るような生命観に危機を覚える人びとは、この「ある」の論理によっては語ることでできないものの存在を何とかして回復できないものかと考えていた。

この意味では「ある」の論理に対して「べき」の論理を立てようとする時点で、すでに論理をめぐる社会情勢の危機的状況は深刻化していたとみることができるだろう。

しかし、「ある」の論理は形式論理にほかならないので、そこには感性や情念、信念といったものは含まれない。もっとも、これはあくまで形式論理の話であって、言語ということになると事情は変わってくる。

言語はわれわれの生身の肉体から発せられる身体性を備えたもので、論理だけでなく、人間の感情、情念、信念その他、およそ不合理なものもすべて抱えている。ルソーは、『言語起源論』において、言語の起源は情念から自然に発せられる音であるとしたが、カントと同時代の18世紀にすでにこうした意識が見られることは、思想史的には興味深い事実である。

シェーファーは1890年以降と言ったが、両大戦を経て20世紀も後半に入ると、人びとは整然とした（ように見える）科学的＝論理的言語、つまり「ある」の論理に飽きたらず、言語それ自体に近代合理主義が排除してきた非合理的な感性や情念を、また、失われつつある道徳や倫理を盛り込んだ「べき」の論理によるテキストを求めるようになる。

構造主義からポストモダンに至る一連の哲学・思想の文章がことさら難解になるのも、フランスの思想家たちの幼稚さや知的勇気のなさとは別に、現代芸術の各分野と共通する表現上の問題を抱えていたとみることにもできる。

いずれにしても、ヘーゲル以降、哲学の文体は科学のそれとは大きくかけ離れたものとなり、科学者に直接影響をあたえるようなことはついになくなってしまった。すでにその昔カントが述べていたように、「べき」の論理は「ある」

の論理とは性質が異なるからである。

だからといって、科学的な文体で哲学を語ろうとすると、真善美といった根本的な問題を語る前の入り口のところで立ち止まってしまい、身動きすら取れなくなってしまう。「ある」の論理では「べき」を含む価値の問題を語ろうとしても、その根拠は示されないからである。

というわけで、もう長らく哲学と科学は離婚でなければ別居状態にあるが、長らく両者の間を取り持っていた宗教の影響力が衰えてきた今日の社会では、関係の修復はもはや不可能に近い。

こうしてみると、哲学も科学もそれぞれに道を誤ってきたのではないかという気がしてくる。ただ、こうして道を誤ってきたのではと疑うわれわれの意識の中には、まだどこかに「正しい」道があるはずだという問題意識が残っているともしえる。その意味では、探求の道はこれからも続いていくに違いない。

〈われわれは何者で、どこから来て、どこへ向かうのか〉という問題は、まずわれわれ自身が感じ、考え、生きていく中で取り組んでいくものであり、それは人によっては信仰を含む広い意味での思想の問題である。

この問いは決して、哲学や科学だけにとどまるものではなく、文学や芸術の重要な課題でもある。今日、西洋流の狭義の哲学が道を見失ったように見えるからといって、悲観するにはおよばない。われわれが物事を考える姿勢さえ失わなければ、いずれそれにふさわしい表現は見つかるに違いない。

## 注

<sup>1</sup> シェーファー、フランシス・A、『そこに存在する神』、多井一雄訳、いのちのことば社、昭和46年16頁。

<sup>2</sup> *The Complete Works of Francis A. Schaeffer: A Christian Worldview, Volume One, A Christian View of Philosophy and Culture*, Crossway Books, 1982, Illinois, p. 6.

<sup>3</sup> シェーファー、前掲書、同頁。

<sup>4</sup> シェーファー、同書、17頁。

<sup>5</sup> ハイネ、『ドイツ古典哲学の本質』、伊東勉訳、岩波文庫、1973年、71頁

<sup>6</sup> *Martin Luther's Greatest Works (Kindle Preferred Active Toc)*

<sup>7</sup> マルティン・ルター、『新訳 キリスト者の自由・聖書への序言』石原謙訳、岩波書店、1955年、31頁。

<sup>8</sup> ベーコン、『ノヴム・オルガヌム（新機関）』、桂寿一訳、1978年、87頁。

<sup>9</sup> プラトン、『ソクラテスの弁明 クリトン』、久保勉訳、岩波書店、1964年改版、74頁。

<sup>10</sup> ヒューム、『人性論』[2]、大槻春彦訳、岩波書店、105頁

<sup>11</sup> ヒューム、『人間知性研究』、斉藤繁雄・一ノ瀬正樹訳、法政大学出版局、2004年、

22 頁。

12 カント、『実践理性批判』、波多野精一、宮本和吉、篠田英雄訳、岩波文庫、1979年、317頁。

13 ヘーゲル、『哲学入門』、武市健人訳、岩波文庫、1952年、158頁。

14 ヘーゲル、同書、206頁。

15 ヘーゲル、『小論理学』（上）、松村一人訳、岩波文庫、84頁。

16 ヘーゲル、『小論理学』（下）、212頁。

17 シェーファー、前掲書、28頁。

日本の小学校から高等学校における英語ライティング教育の問題点  
—日本の国語ライティング教育と英語ライティング教育の比較—

西田 一弘

愛知産業大学短期大学  
(2015年2月16日受理)

The Problems of English Writing Education from Elementary School  
through High School in Japan

— The Comparison between Japanese and English Writing Education in Japan —

Kazuhiro NISHIDA

Aichi Sangyo University College

Oka-cho, Okazaki, Aichi, 444-0005 JAPAN

(Accepted on February 16, 2015)

**要 旨**

日本の英語ライティング教育は、学生は「英語ができない」ことが前提になっており、文法重視の正しい文（文章ではない）を書く事に主眼が置かれている、と結論づけることができる。海外の英語教育においては、日本ほど文法に特化したライティング教育を行う国はないと思われる。問題は、高等学校になっても、本来の目的であるべき、多くの量を書く作業が欠如していることである。日本語から英語への翻訳方式に頼るのでは、英語、日本語ともに高度な知識が必要となる。その理由は、英語と日本語の単語で1対1に対応することはそれほど多くないからである。さらに、教員が豊富なライティング教育の知識を持ち使いこなす能力と時間があるとは考えにくく、さらに大学入試（特にセンター試験）において、英語ライティングの比重が極めて低いこともあり、英語ライティング教育は軽視されていると言わざるを得ない。学習すべき語彙数の不足も深刻な問題である。

**キーワード**

英語ライティング    基本語彙    専門語彙    発表語彙    句読法

## 1. 日本での小学校から高等学校における国語ライティング教育

日本の小学校から高等学校までの国語ライティング（作文）教育を項目別に概観すると、以下のようにまとめることができる。

- ①語彙（語法）の観点—小学校では漢字（語彙）指導が重視されるが、中学校以降はさほど重視されない。
- ②文法の観点—ほとんど行われない。
- ③文章構成（文構造、文体）の観点—知識の伝授として行われる。
- ④句読法の観点—あまり行われない。
- ⑤内容の観点—最重要とされる。

総括すると、日本語の知識があるので、話し言葉から書き言葉への変換に重点が置かれ、小学校では特に語彙（漢字）指導が重視されるが、中学校、高等学校では語彙教育はそれ程行われていない。さらに、ライティング教育によって、話し言葉以上の日本語の知識（漢字など）が増える可能性は低いと考えられる。<sup>1</sup>

## 2. 小学校の英語ライティング教育

日本の英語ライティング教育はどのように行われているのであろうか。ライティング教育における主要な指導項目について、日本における国語ライティング教育と英語ライティング教育の現状（特に文部科学省の定める目標）を照らし合わせることで、問題点を探り出すことが本稿の目的である。

表 1. 小学校の英語ライティング教育史概観（西田，2014）

公示年	項目	内容（全体）	内容（ライティング / 語彙数）
平成 10 年（1998 年） 12 月〔実施：平成 14 年度 （2002 年度）〕	小学校学習指導要領改訂	—	—
平成 20 年（2008 年）3 月	小学校新学習指導要領	平成 22 年（2010 年）～ 小学校英語活動開始、音 声重視のコミュニケーション能力育成	—
平成 23 年度～ （2011 年度～）	—	5 年生、6 年生で週 1 回 の英語必修	—

小学校においては、学習指導要領において、音声重視のコミュニケーション能力育成や国際理解教育を目指しているが、ライティング教育については言及されておらず、語彙、文法に関する記述も見られない。(西田, 2014)

表 2. 日本の小学校におけるライティング教育の比較

項目	国語ライティング教育	英語ライティング教育
語彙	○ (漢字教育)	×
文法	△ (おかしな言い回しのみ訂正)	×
文章構成	○	×
句読法	○	×
内容	○	×

国語に関しては、語彙 (漢字) 教育を中心に、日本人としての素養と論理性や思考力を鍛える手段として、国語ライティング教育は質・量共に力が注がれていると考えられる。

英語に関しては、ライティング教育は全く行われないうのが現状である。小学校から高等学校までの8年間に及ぶ英語教育における2年間であることを鑑み、さらに、後の中学校、高等学校の6年間の英語学習を軽減させる意味でも、語彙学習位はするべきであろう。

### 3. 中学校の英語ライティング教育

表 3. 中学校の英語ライティング教育史概観 (西田, 2014)

公示年	項目	内容 (全体)	内容 (ライティング/語彙数)
昭和 26 年 (1951 年)	中学校学習指導要領外国語 (英語) 編	—	「書く技能」の発達。4 技能ごとの学習を行い、そこで習得したことがらが他の技能の基礎となる
昭和 33 年 (1958 年)	中学校学習指導要領外国語 (英語) 編改訂	—	中学校の 520 語と 26 の連語。総数としては約 1,100~1,300 語

平成元年（1989年）	中学校学習指導要領	第1学年から第3学年まで段階的に各言語活動に「親しみ、興味を育てる」「慣れ、意欲を育てる」「習熟し、積極的な態度を育てる」	総語数は1,000語程度（内、指定語507語）
平成10年（1998年）12月〔実施：平成14年度（2002年度）〕	中学校学習指導要領改訂	—	指定語は、機能語だけに絞り込まれ100語、総語数は900語程度
平成14年（2002年）	英語が使える日本人を育成するための戦略構想	—	中学卒業までに英検3級（1,250～1,350語）
平成20年（2008年）3月	中学校新学習指導要領	コミュニケーション能力の基礎。3年生では、高度な言語活動として「意見を述べる」	—
平成24年度（2012年度）	—	授業が週3コマから4コマへ	語彙数増加：900語から1,200語へ

中学校については、平成24年度（2012年度）に全学年一斉に、大幅に拡充された新教科書に切り替わり、授業数（週3コマから週4コマへ）、語彙数（900語から1,200語へ）の増加が盛り込まれたが、英語ライティング教育に特化した記述や、それに伴う語彙は明確にされていない。（西田，2014）

概観すると、習得すべき語彙は増加しているが、それらがライティングに必要な語彙かどうかという検証は行われていない。コミュニケーション重視の傾向は、話し言葉の重視を意味し、書き言葉であるライティングへの言及が不足している。ここで問題になるのは、英語における話し言葉と書き言葉の乖離の大きさであるが、本稿ではそれには触れないことにする。（西田，2014）

表4. 日本の中学校におけるライティング教育の比較

項目	国語ライティング教育	英語ライティング教育
語彙	○（漢字教育）	○
文法	△（おかしい言い回しのみ訂正）	○
文章構成	○	×
句読法	○	×
内容	○	×（長文を書くことはない）

国語ライティング教育においては、学校間で学習量に差があると思われるが、基本的に必要なライティング知識の教育はされていると考えられる。語彙（漢字）教育は小学校の時ほどではないが、重視されている。

英語ライティング教育では、中学校では1文1文の語彙、文法指導に重点が置かれ、複数の文、即ち文章作成にまで及ばないことが問題である。さらに中学校で習得する1,200語では、約2,000～3,000語と言われる基本語彙にも到達しておらず、その後続く英語ライティングに必要な専門語彙の学習までは、はるかに遠く、自分の意思や考えを伝えるライティングの作業までは至らないことは明白である。小学校を含め中学校での語彙学習を進める必要がある。そうすれば、Free Writing<sup>2</sup>を行わせることも可能となり、ライティング教育をさらに充実させることもできるようになり、高等学校での英語学習の軽減を図ることも可能となる。

#### 4. 高等学校の英語ライティング教育

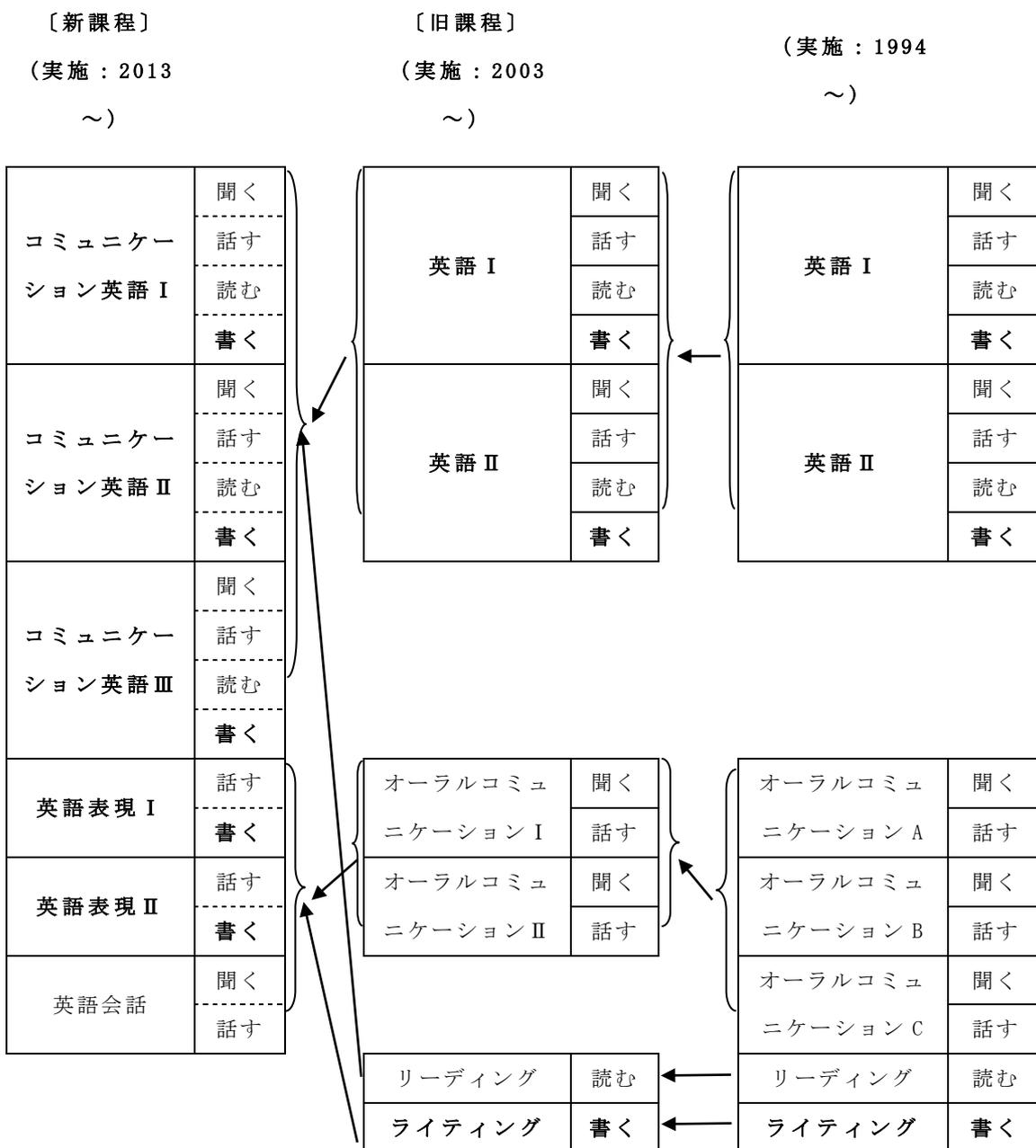
表5. 高等学校の英語ライティング教育史概観(西田, 2014)

公示年	項目	内容（全体）	内容（ライティング/ 語彙数）
昭和22年(1947年)	高等学校学習指導要領 外国語（英語）編	—	文法と英作文。3年生では、自由英作文と創作ができるよう指導
昭和31年(1956年) ～平成元年(1989年)	高等学校学習指導要領	ディクテーション、置き換え・転換・完成などによる英作文、和文英訳、日記や手帳等。口問筆問に対する筆答、粗筋、まとめ、自由英作文。文法規則の操作重視	第1学年500語～800語程度、第2学年600語～1,000語程度、第3学年700語～1,200語程度
昭和35年(1960年)	高等学校学習指導要領	—	英語A：約1,500語、英語B：3,600語程度（内、中学既習語：1,300語）

平成元年（1989年）	高等学校学習指導要領改訂	—	英語Ⅰ：1,500語、英語Ⅱ、オーラル各科目、ライティング：各2,000語レベル、リーディング：2,300語程度
平成14年（2002年）	英語が使える日本人を育成するための戦略構想	日常の話題に関する通常の会話（同程度の読む・書く・聞く）	高校卒業までに準2級程度（2,600～2,800語）
平成21年（2009年）3月	高等学校新学習指導要領	『コミュニケーション英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ』では「聞く、話す、読む、書く」の4技能。4技能が別箇の存在でなく、統合される。『ライティング』『オーラルコミュニケーションⅠ・Ⅱ』が融合され、新たに『英語表現Ⅰ・Ⅱ』を導入	「書く」では相手や目的に応じて簡潔に書く。ライティングに関しては焦点が絞りにくくなった（学習する内容は明確になったが、範囲が広がったことで、教える難しさは増す）。語彙数増加：1,300語から1,800語へ（平成25年度：2013年度～）

高等学校においては、平成21年（2009年）3月に公示された新学習指導要領に基づき、平成25年度（2013年度）から、中学での英語教育の拡充を踏まえた新学習指導要領への移行が始まった。科目の変更や教科書の改訂に加えて、英語を使った活動の強化、語彙数の増加（1,300語から1,800語へ）などがある。ただし、ライティングにおいて語彙に特化した記述はない。さらに、中学校、高校では、主に基本語彙を身につけることに重点が置かれることが多いと思われるが、平成25年度（2013年度）では中学校と高校での学習する語彙数合計が3,000語（12,000語 + 1,800語）であることを考えると、専門語彙の習得はされているとは考えられず、自分の思ったことを書くには不十分だと推測される。なお、基本語彙は約2,000～3,000語彙と考えられており、この域を脱していない。3,000語の単語レベルでは、4,500語レベルである英検準2級レベル（高等学校の標準レベル、簡単な読み物は何とか読める段階）<sup>3</sup>にも到達できていない。語彙に関しては、中学校のみならず、高等学校での学習進度も遅いと言わざるを得ない。

表 6. 学習内容の移行表（新学習指導要領解説内容をもとに、河合塾で再整理）



平成 21 年（2009 年）3 月に新学習指導要領が公示され、『ライティング』『オーラル・コミュニケーションⅠ・Ⅱ』が融合して、新たに『英語表現Ⅰ・Ⅱ』が導入された。この中で英語ライティングは、科目の単位数の変遷をまとめた以下の表のように、単位数・全体の割合共に英語科目全体の中で増加しており、カリキュラムとしてはそれほど悪くはない。ただし、「英語表現」はライティング以外にもスピーキングを含めることもできることを考えると、ややライティ

ング教育の後退と考えられなくもない。(西田, 2013)

『コミュニケーション英語 I・II・III』では、「聞く、話す、読む、書く」の4技能を用いて、主として情報を収集し伝達する側面に、その一方で『英語表現 I・II』ではオーラルの要素を用いて、収集した情報をさまざまに工夫しながら表現する側面に焦点を当てている。全体的には、4技能が別個の存在ではなく、統合された形で科目の改訂がなされている点で、過去3回の学習指導要領とは異なるものとなっている。「書く」では相手や目的に応じて簡潔に書くことなどがあげられている。従来の学習指導要領が、オーラル・コミュニケーション、リーディング、ライティングという技能別編成になっており、4技能の統合的な科目である英語 I と英語 II も存在しその内容が不明確になっていたが、今回の学習指導要領では、コミュニケーション英語、英語表現という、統合的な科目が中心になっていて、技能別科目としては、英語会話がひとつ残っているだけである。これにより、コミュニケーション英語と英語表現では、4技能を統合的に教えなければならないようになり、学習する内容は明確になったが、範囲が広がったことで教える難しさは増し、ライティングに関しても焦点が絞りにくくなったと考えられる。(西田, 2013)

概観すると、習得すべき語彙は、全体数は少ないながらも増加しているが、それらがライティングに必要な語彙かどうかという検証は行われていない。また、コミュニケーション重視の傾向は、話し言葉の重視を意味し、書き言葉であるライティングに関する言及が不足している。中学校と比べるとややライティングについて考えているということが言えるが、まだ漠然と考えているという程度のものである。

表 7. 日本の高等学校におけるライティング教育の比較

項目	国語のライティング教育	英語のライティング教育
語彙	×	○
文法	×	○
文章構成	△	×
句読法	△	×
内容	△	× (長文を書くことはない)

高等学校においては、国語ライティング教育は国語力の向上の意味では、そ

れほど行われなれないと思われる。それは、国語ライティングに必要な知識は十分伝授されており、自己改善できる国語ライティング力が十分備わっていると判断されるからだと思われる。

英語ライティングに関しては、高等学校においても中学校同様、1文1文の語彙、文法指導に重点が置かれ、複数の文、即ち文章作成にまで及ばないことは大きな問題である。様々な方法でのライティング教育を充実させるべきである。また、ライティングの根本というべき学習すべき語彙数も不足している。

## 5. 日本の小学校から高等学校における英語ライティング教育の現状と問題点

日本での英語ライティング教育を項目別に概観すると、以下のようにまとめることができる。

- ①語彙（語法）の観点—重視される。
- ②文法の観点—最重要視される。
- ③文章構成（文構造、文体）の観点—そもそも文章は書かされない。書き言葉と話し言葉の違いの意識も薄い。書き言葉ではカジュアルではなく、よりフォーマルな言葉を選ぶべきであるがほとんど区別されない。
- ④句読法の観点—そもそも文章は書かされないので、学習もされない。
- ⑤内容の観点—そもそも文章は書かされないので、内容が問われることはない。

総括すると、日本の英語ライティング教育は、学生は「英語ができない」ことが前提になっており、文法重視の正しい文（文章ではない）を書く事に主眼が置かれている、と結論づけることができる。海外の英語教育においては、日本ほど文法に特化したライティング教育を行う国はないと思われる。問題は、高等学校になっても、本来の目的であるべき、多くの量を書く作業が欠如していることである。日本語から英語への翻訳方式に頼るのでは、英語、日本語ともに高度な知識が必要となる。なぜなら、英語と日本語の単語で1対1に対応することはそれほど多くないからである。さらに、教員が Free Writing、Paragraph Pattern Approach<sup>4</sup>、Process Writing Approach<sup>5</sup>、Grammar-Syntax-Organization Approach<sup>6</sup>、Communicative Approach<sup>7</sup>、などの豊富なライティング教育の知識を持ち、使いこなす能力と時間があるとは考えにくく、さらに大学入試（特にセンター試験）において、英語ライティングの比重が極めて低いこともあり、英語ライティング教育は軽視されている

と言わざるを得ない。学習すべき語彙数の不足も深刻な問題である。また、リーディングやリスニングといったインプットにおける受容語彙の知識は増えても、ライティングやスピーキングといったアウトプットにおける発表語彙の知識を増やす教育も不足している。

【注】

- 1 小学校学習指導要領解説 国語編 平成 20 年 6 月 文部科学省 pp. 40-45  
 中学校学習指導要領解説 国語編 平成 20 年 7 月 文部科学省 pp. 41-46  
 高等学校学習指導要領解説 国語編 平成 22 年 6 月 文部科学省 pp. 19-21

2 学習者の自由な自己表現を促す指導技術のことである。内容に重点を置き、文法、綴り、形式にはこだわらない。

3 英検合格に必要なと思われる語彙数（石井, 2001）

\* 準 1 級、1 級以外は 70% で、それ以外は 60% で合格

英検	TOEIC	SV 単語の数	レベル
1 級	860 点	13,500 語	英語学習者の最高水準レベル、TIME 誌のエッセイ等が自由に読める段階（一部筆者が削除）
準 1 級	730 点	10,500 語	社会人の高水準レベル、TIME 誌の一般的な記事が読める段階
2 級	550 点	7,500 語	大学入試レベルの高水準レベル、英字新聞が何とか読める段階
準 2 級	450 点	4,500 語	高等学校の標準レベル、簡単な読み物は何とか読める段階

- ・SV 単語：認識語彙（Sight Vocabulary）のことで、意味がなんとか分かる語彙のことである。
- ・ネイティブの教養人の平均 SV 単語数は約 36,000 語である。

4 対象言語のパラグラフ・パターンを模倣することで、ライティング技術を学ばせることをねらいとするライティング指導法である。

5 Rames, Zamel などが提唱した第二言語ライティング指導法であり、書き手が伝えようとする意味を発見するまで、何度でも推敲を重ねて作文を完成させることをねらいとしている。

6 文構造、文法、パラグラフ構造を同時に学ばせることを目的として指導法であり、文構造や文法を学ばせる目的で書かせることと、書く目的を与え、それに必要なパラグラフ構造を同時に指導することをねらいとしている。

7 概念・機能シラバスに基づいてコミュニケーション能力を養成しようとする考え方であり、ライティングに関しては、最初から書くことを導入して良いとしている。

## 参考文献

- 石井隆之 (2001) 『TOEIC TEST990 点満点英単語』 明日香出版社
- 河合塾 (2012) 「高等学校学習指導要領分析—2016 年度新課程センター試験— 英語、出題教科・科目(案)発表を受けて」  
<http://www.kawai-juku.ac.jp/analysis/english.html>.
- 国立教育研究所内戦後教育改革資料研究会(編) (1980) 『文部省学習指導要領 [19] 外国語科編 (1)』 日本図書センター
- 国立教育研究所内戦後教育改革資料研究会(編) (1980) 『文部省学習指導要領 [20] 外国語科編 (2)』 日本図書センター
- 国立教育研究所内戦後教育改革資料研究会(編) (1980) 『文部省学習指導要領 [21] 外国語科編 (3)』 日本図書センター
- 西田一弘 (2013) 「学習指導要領における英語ライティング教育の内容と語彙数の変遷」 『愛産大経営論叢 第16号』 愛知産業大学経営研究所
- 西田一弘 (2014) 「日本の英語ライティング教育問題における語彙に関する問題—日本の英語教育の変遷—」 『愛産大経営論叢 第17号』 愛知産業大学経営研究所
- 文部科学省 (2002) 「英語が使える日本人を育成するための戦略構想」
- 文部科学省 (2008) 『小学校学習指導要領』 (平成20年3月28日文部省告示第27号) 大蔵省印刷局
- 文部科学省 (2008) 『小学校学習指導要領解説 国語編』 (平成20年6月) pp. 40-45 大蔵省印刷局
- 文部科学省 (2008) 『中学校学習指導要領』 (平成20年3月28日文部省告示第28号) 大蔵省印刷局
- 文部科学省 (2008) 『中学校学習指導要領解説 国語編』 (平成20年7月) 文部科学省 pp. 41-46 大蔵省印刷局

- 文部科学省 (2009) 『高等学校学習指導要領』 (平成21年3月9日文部省告示第34号) 大蔵省印刷局
- 文部科学省 (2010) 『高等学校学習指導要領解説 国語編』 (平成22年6月) pp. 19-21 大蔵省印刷局
- 文部省 (1958) 『中学校学習指導要領』 (昭和33年10月1日文部省告示第81号) 大蔵省印刷局
- 文部省 (1960) 『高等学校学習指導要領』 (昭和35年10月1日文部省告示第94号) 大蔵省印刷局
- 文部省 (1989) 『中学校学習指導要領』 (平成元年3月15日文部省告示第25号) 大蔵省印刷局
- 文部省 (1989) 『高等学校学習指導要領』 (平成元年3月15日文部省告示第26号) 大蔵省印刷局
- 文部省 (1998) 『小学校学習指導要領』 (平成10年12月14日文部省告示第175号) 大蔵省印刷局
- 文部省 (1998) 『中学校学習指導要領』 (平成10年12月14日文部省告示第176号) 大蔵省印刷局

## プレスクールの発展段階に関する考察

川崎 直子

愛知産業大学短期大学  
(2015年2月15日受理)

A study of developmental stage of Pre-school

Naoko KAWASAKI

Aichi Sangyo University College

Oka-cho, Okazaki, Aichi, 444-0005 JAPAN

(Received February 15, 2015)

### 要 旨

愛知県は産業構造の観点から外国人住民が多く居住する県である。1990年に多文化化する現状に対応するため、愛知県国際課に多文化共生推進室が設置された。多文化共生社会の実現と叫ばれて久しいが、多文化化する社会が取り組むべき課題のひとつに、外国につながる子どもたち<sup>1</sup>の学校教育の問題と日本語教育の問題がある。

出入国管理および難民認定法が改正された1990年当初は、親に帯同させられて多くの子どもたちが外国から来日したが、四半世紀が経過し、当時来日した子どもたちが親世代になってきている。しかし、外国につながる子どもたちの教育環境が完璧に整備されたとは言い難い状況のなか、日本語教育の対象者は年々低年齢化しており、プレスクールと呼ばれる保育所在籍年齢の子どもたちに対する日本語教育は各地で拡大していく傾向にある。

筆者が愛知県西部地区で実践しているプレスクールは、2015年で7年目を迎える。本稿は、今後さらにプレスクール活動を発展させていくために地域の支

---

<sup>1</sup> 本稿では、中国帰国者、両親共に外国籍、国際結婚などで両親のどちらかが外国籍、また、子どもは日本国籍であるが母親が外国籍のため複言語使用の家庭の子どもなど、「外国人の子ども」と国籍だけでは括りきれない多文化な背景を持つ子どもたちの総称として「外国につながる子ども（たち）」を使用する。

援者は何をしたら良いのか考察するものである。

## キーワード

外国につながる子どもたち、保育所、プレスクール、多文化共生推進室、地域内・地域間ネットワークの構築

### 1. プレスクールについて

#### 1-1. プレスクールとは

一般的に、日本で使われているプレスクールという用語は一、生後間もない乳幼児のための幼児教室であったり、小学校入学前および幼稚園入園前の子どもたちのためのネイティブ講師による英会話塾であったり、有名私立幼稚園・小学校受験のための学習塾であったりする。共通することは、授業料自体安価ではないため、経済的に余裕のある家庭の子どもたちが対象となる点である。

しかし、年少者日本語教育で使われるプレスクールという用語は、前述のものとは若干趣を異にする。外国につながる子どもを対象とするプレスクールとは、小学校入学までに子どもが準備しておくこと、保護者が知っておくべきこと、すべきことを提供する場を意味している（愛知県 2009）。愛知県は、2006年に愛知県地域振興部国際課多文化共生推進室（以降、推進室）が主導して全国に先駆けてプレスクールに着手した県である。

愛知県では 2006 年から 2007 年にかけて知立市と小牧市で、翌 2008 年には豊橋市と半田市でモデル事業が実施された。その経験を生かして 2009 年には『プレスクール実施マニュアル』（以降、マニュアル）が作成され、マニュアルを活用したモデル事業が東浦町で実施された。

2010 年度には厚生労働省緊急雇用創出事業基金「多文化初期指導教室開催事業」でマニュアルを活用した委託事業が名古屋市、豊田市、豊橋市で行われた。2011 年からはプレスクールの普及に向けた説明会が、推進室主催で随時開催されている。モデル事業から始まった愛知県のプレススクールも今年で 9 年目となり、初期段階から発展段階へと移行してきている一方、弥富市のように今年度立ち上げを検討している地域もある。

#### 1-2. 『プレスクール実施マニュアル』について

推進室は、愛知県内 4 地域での 2 年間のプレススクールモデル事業の成果を生かして、さらにプレスクールの普及を図るため、2009 年に『プレスクール実施

マニュアル』を全国で初めて作成した。現在、プレスクールの立ち上げに欠かせない参考資料として活用されている当マニュアルが、外国につながる子どもたちを対象としたプレスクールの発展に果たした役割は決して小さいものではない。

マニュアルは次の表 1 のように序章から 3 章まで 200 頁の構成で成り立っており、推進室のサイトからは必要な章のみでも自由にダウンロードできるようになっている。

表 1 『プレスクール実践マニュアル』の構成

序 章	プレスクールの必要性と愛知県のプレスクール事業
第 1 章	プレスクール事業を企画・運営する際のポイント (Q&A)
第 2 章	就学前の外国人の子どもへの学校生活指導・日本語指導の進め方
第 3 章	プレスクールに関する理解を深めるために

また、必要に応じて随時改定もされ、2010 年までの改定履歴をサイトで確認できるようになっている。当マニュアルは愛知県だけでなく、筆者の知見の限り、2014 年に立ち上がった福生市と甲府市のプレスクールでも活用され、プレスクールの拡大を目指した愛知県の目的は全国的に理解されてきていると言える。

### 1-3. 愛知県のプレスクールの現状

プレスクールが開始された 2006 年当初は、愛知県内 4 地域でモデル事業として実施された。そのうちの知立市は現在知立市つつじが丘小学校の予算で年 3 回のプレスクールが実施されている。また同市教育委員会早期適応教室配置事業では、知立東小学校で 1 ヶ月間のプレスクールが継続されている。モデル事業二つ目の小牧市では企業や小牧市子育て支援課、小牧市教育委員会、小牧市生活交流課の予算で小牧市国際交流協会が委託を受けて 1 月から 3 月まで毎週土曜日にプレスクールが開催されている。モデル事業三つ目の豊橋市では、豊橋市多文化共生・国際課の直営事業として、NPO 法人フロンティアとよはしが 11 月から 3 月まで週 2 回実施している。最後の半田市では、日本語学習支援基金によって、半田国際交流協会が毎週日曜日にプレスクールを行っている。特筆すべき点は、推進室のモデル事業が終了した後も、予算がついて継続してプレスクールが行われている点である。

表 2 は 2013 年度に愛知県内でプレスクールを実施している地域、実施団体、予算の出处、実施期間についてまとめたものである。愛知県では現在 15 地域でプレスクールが行われているが、その他岐阜県大垣市、群馬県太田市、静岡県浜松市、湖西市、三重県松阪市、東京都福生市と山梨県甲府市（2014 年から）等でも実施されている。

表 2 2013 年度愛知県内プレスクール実施地域<sup>2</sup>

地域	実施団体	予算	期間・回数
豊橋市	NPO 法人フロンティアとよはし	豊橋市多文化共生・国際課	11 月～3 月週 2 回
半田市	半田国際交流協会	日本語学習支援基金	毎週日曜日
豊川市	豊川市国際課「こぎつね教室」※	国の補助金	10 月～3 月
刈谷市	刈谷市教育委員会「プレクラス」※		半年間
豊田市	NPO 法人トルシーダ	市教委学校教育課	11 月～3 月 25 回
西尾市	(福)せんねん村中野郷保育園 外国人との共生を考える会 多文化共生教室きぼう	西尾市委託	12 月～3 月、通年
蒲郡市	蒲郡国際交流協会「塩津教室」		
犬山市	NPO 法人シェイクハンズ	あいちモリコロ基金	5 月～3 月 40 回
小牧市	小牧市国際交流協会	企業・小牧市子育て支援課・市教委・生活交流課	1 月～3 月 土曜日
知多市	知多市立つつじが丘小学校	小学校	3 回
知立市	知立東小学校「日本語早期適応教室」	市教委早期適応教室配置事業	1 ヶ月間
高浜市	高浜市教育委員会「早期適応教室」	市教委	21 週間
岩倉市	岩倉市日本語ポルトガル語適応指導教室(H25～)	市教委	2 月～3 月 8 回
豊明市	NPO 法人プラスエデュケート	市教委(H26～)	1 月～3 月
蟹江町	かにえ子ども日本語の会	蟹江町子育て推進課	6 月～3 月 40 回

<sup>2</sup> 表 2 の市町の順番はいわゆる建制順である。

※は2013年度の受け入れ実績なし

## 2. プレスクールネットワーク会議について

推進室は愛知県内でプレススクールを実践している団体に呼びかけてプレススクールネットワーク会議を定期的に行っており、活動報告や情報の共有を行っている。2013年2月26日に推進室が開催した「プレススクールネットワーク会議ー平成24年度プレススクール活動情報共有・意見交換会」では、各地域が共通して抱える6つの課題について話し合われた(表3参照)。

表3 プレススクールネットワーク会議での意見交換

課題		内容	提案
1	資金の確保	モデル事業は数年で終了、助成金は採択が不確実	行政・企業に呼びかけて資金確保に努める(小牧市、蟹江町)
2	人材の確保・養成	プレススクールに特化した養成講座やスキルアップ講座が少ない	大学との連携(知立市、犬山市)、指導者の公募(小牧市)
3	対象者の把握・未就園児の抽出	把握方法が見つからない、未就園児数の把握が困難で実際はもっといるのではないかと	学校・教育委員会との連携(知立市)、居住実態調査の実施(高浜市)
4	周囲との関係・連携	保育所・学校・地域との連携が困難、プレススクールについての周知理解が不十分	小学校単独で実施している(知立市つつじが丘小学校)。プレススクールの必要性を市に働きかけるが予算がつかず
5	プレススクールの意義・ニーズ	プレススクールは本当にニーズに合っているのか	追跡調査からニーズや意義が認められた。遅れを最小限にできる(小牧市)

6	保護者との関係	保護者の理解不足、送迎がないと出席率が低い、学年が上がるほど子どもの差が開く傾向	早い段階で対応する必要性を保護者に伝える（犬山市）
---	---------	--	---------------------------

2014年3月12日の「プレスクールネットワーク会議」で行われた「平成25年度プレスクール活動情報共有・意見交換会」では、推進室が実施団体に対して行った事前アンケートから以下の14の課題が出された。

1. 幼稚園・保育所・保育園に通っていない子どもへの指導、費用対効果（豊橋市）
2. 指導者不足、教材（半田市）
3. 落ち着きのない子どもへの対応、子どもの募集、予算、送迎（豊川市）
4. 母語指導、指導者不足、予算（刈谷市）
5. 母語対応、指導回数不足、保護者との話し合い（豊田市）
6. 就学先未決定家庭への指導方法、指導者の募集、小学校とのつながり（西尾市）
7. 日本語力の差、指導者不足・レベル差、予算（犬山市）
8. 日本語力の差（小牧市）
9. より良い教材・指導方法、予算、指導時間帯（知多市）
10. 指導者の増員（知立市）
11. 指導方法の工夫、母語対応（高浜市）
12. 一斉指導かレベル別指導か、送迎、母語対応（岩倉市）
13. 保育活動との日程調整、送迎（豊明市）
14. 予算の都合で指導者が固定化、人材不足、活動記録の残し方（蟹江町）

そして、以下の4点は、プレスクールネットワーク会議で2年間連続共通して挙げられた課題である。

1. 予算の確保
2. 指導者不足
3. プレスクール対象者の抽出
4. 保護者との関係

上記4点については、今後プレスクールを立ち上げる予定の団体にも早晩に同じ課題で悩むであろうことは想像に難くない。逆に、この4点がプレスクール事業開始当初から解決できていれば、その後も比較的順調に事業を進めていけるとも言えよう。

愛知県は早い時期からプレスクールの普及に取り組んでおり、全国に向けた先導的な県である。そして、開始からすでに10年が経過しようとしている今こそ、各団体が自分たちのプレスクール活動を内省し、初期段階から一步進んだプレスクール活動をいかに展開していくのか、さらに事業開始を検討している他府県の団体に向けて、どのような示唆ができるのかを考えていく時期に来ているのではないかと思われる。

### 3. 蟹江町のプレスクールについて

#### 3-1. プレスクール事業実施の経緯

筆者が活動する愛知県蟹江町では、プレスクール事業が2008年度に開始されてから7年が経過する。開始当初は保育所の年長児だった子どもたちも、2015年春には中学に進学し、現在はその子どもたちの弟妹の支援をしている。図らずも蟹江町のプレスクールは愛知県のプレスクール事業と時期を同じくしていると言えるが、出発点は町独自の路線であった。

蟹江町で外国につながる小・中学生の日本語支援の会が設立されたのは2005年のことである。会のメンバーは小・中学生の支援を始めて1,2年経つうちに、子どもたちが小学校で初めて日本語指導を受けるのでは遅いのではないかと実感するようになった。その当時、愛知県全体が抱えていた「小学校入学前に日本語指導と生活指導を行う必要がある」という課題が蟹江町でも顕在化して、町の協働まちづくりモデル事業に応募したことが、蟹江町でのプレスクール事業の起点であった。

プレスクール事業は、2008年度に蟹江町協働まちづくりモデル事業に採択され、児童福祉課（現子育て推進課）と協働して興した事業であった。モデル事業という性質上、行政の担当課と協働して事業を実施していくことが重要課題であったため、担当者とは情報交換を通じて共に歩みを進めていった。2008年当時は、外国人の子どもの支援の一環としての「プレスクール」ということはそれほど一般化されていなかったが、モデル事業効果もあり、現在蟹江町役場では町長はじめ教育課においても庁内の行政用語の一つとして「プレスクール」は認知されている印象である。

どの実施団体も、プレスクール事業にかかる予算は最大の関心事である。蟹江町では、2010年までの事業は補正予算による年長児の子どものみを対象とした9月開始だったが、2011年度からは保育所所長の達への希望で年中児も対象となり、2012年度以降は当初予算による6月開始となった。

予算額については、2008年度と2009年度の蟹江町のプレスクールはモデル事業によって35万円の予算が付いていたが、2010年度からはモデル事業を離れて子育て推進課の委託事業となり、補正予算によって30万円にカットされた予算が付いた。30万円の予算額はその後増減なく維持されたまま、2014年度は4つの保育所に3人の支援者が年中児と年長児のプレスクールを行い、月3回ずつ全39回の支援と最終週の入学説明会の合計40回行った。

### 3-2. 蟹江町のプレスクールの特徴と意義

蟹江町のプレスクールの特徴として、以下の7点が挙げられる。

1. 町の委託事業であるため予算の出处は子育て推進課である
2. 保育所内で保育時間中に取り出しの形態で実施している
3. プレスクール対象者を支援者が自ら募集しに行くことはない
4. 子どもたちの発達段階に応じた教材を独自に開発している
5. プレスクールと小学校での日本語支援を同じ支援者が行っているため、子どもたちの成長を長期間に渡って見守ることができる
6. 保育所と小学校が子どもの情報を共有するため、プレススクールが橋渡しの役割を担っている
7. 支援者の中にスクールサポーターがいるため、小学校入学に際して必要な情報を戸別訪問して保護者に伝えることができる

筆者は、過去7年間のプレススクール実践者としての経験から、プレススクールには子ども本人、保護者、小学校、保育所の四者にとって意義があると考えられる。仮に子どもが基本的な文具の使い方もわからないといった状態や、下駄箱、文具等にかかれている自分の名前が読めないといった状態で小学校に入学した場合、困惑するのは学級担任であり子ども本人である。そのため、ひらがなの読み書きや数の数え方などのプレリテラシーの育成と、小学校の様子を伝えて入学に対して不安感を取り除き期待感を持たせるなど、家庭では十分に行き届かない入学準備を補完する場所がプレススクールだと言える。

蟹江町でのプレスクールの子どもに対する意義は具体的に以下である。

1. 鉛筆、消しゴム、はさみ、のり等の基本的な文具への親しみを喚起する
2. ひらがなは最低限自分の名前が読めて書けるようにする
3. 20までの数字の把握
4. 開始と終了の挨拶がきちんとできる
5. 小学校への期待感を持つ
6. 学校生活において、必要な助けを上手に求められるようなコミュニケーション力を身に付ける

次に保護者に対しての意義である。プレスクールは子どもに対してだけでなく、保護者の支援も重要である。筆者の会では、プレスクール事業の締めくくりとして3月上旬に子どもたちの保護者の母語通訳を入れて、体操服、制帽、文具等の実物を使って小学校入学説明会を開催している。説明会には、子ども、保護者、保育所所長、教育委員会、子育て推進課、小学校の学年主任、そして支援者が毎年参加する。子どもたちがプレスクールで使う教材と入学説明会を通して、保護者にはプレスクールが以下のような意義を持つ。

1. 家庭教育の一環としてプレスクールでも文字指導、生活指導等が受けられる
2. 会オリジナルの教材には保護者が記入する欄があり、入学後の学校との連絡の練習になる
3. 入学に必要な各種書類の内容と書き方を知る
4. 学用品の用途を知る
5. 学校行事など日本の学校システムについて知る
6. さんすうセットの名前の記入方法を知る
7. 連絡帳の書き方を知る
8. 学校への欠席・遅刻・早退等電話連絡の方法を知る

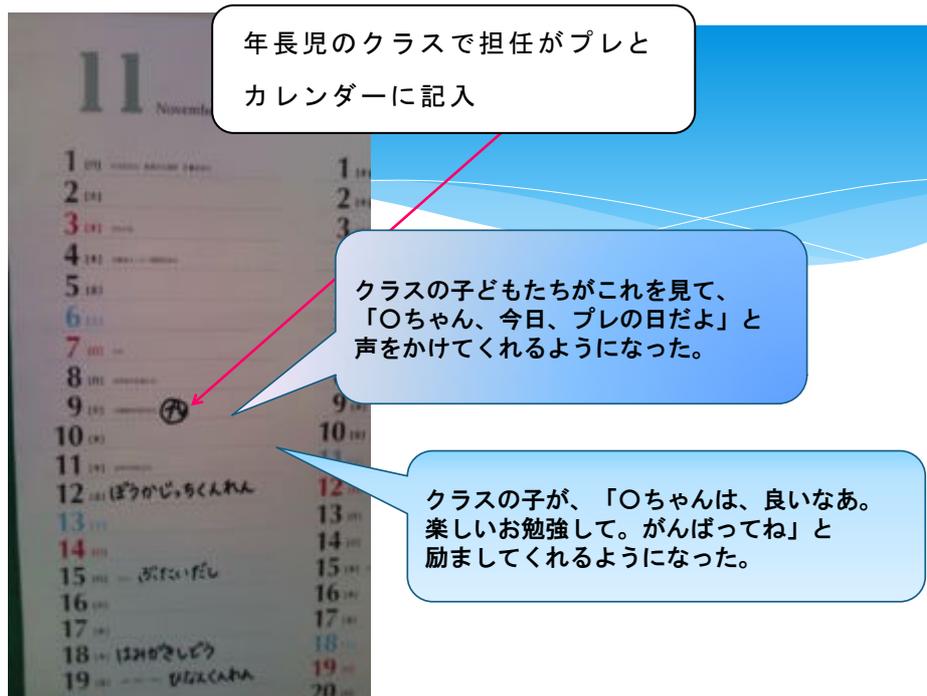
そして、小学校にとってもプレスクールは意義があると言える。蟹江町では、プレスクールと小学校で同じ支援者が支援するため、連携体制を取ることができている。

1. 子どものできることとできないことについての情報を入学前に知る
2. 子どもの家庭状況を知る
3. 1,2を参考にして、所属クラスの振り分けを決めることができる

## 4. 「日本語指導が必要な児童」を判断する材料になる

最後に、保育所にとってプレスクールが持つ意義を考えてみたい。保育所は子どもにプレスクール指導を受けさせ、小学校へと送り出す側である。保育所内でのプレスクール開催は、保育所所長、保育士だけでなく、保育所の他の子どもたちにとっても少なからず影響があるようである。下記の1,2,3,4は保育所にとっての意義で、5は他の子どもたちに対する意義である。

1. 取り出しを通じて子どもに個別の日本語指導が受けさせられる
2. プレスクールでの学習態度、文具使用や小グループになった時のやりとりなどで気になることがあれば、支援者が直接担任の保育士に話しができ、保育士も日常の指導に反映できる
3. プレスクールの支援者が継続して小学校でも支援するため、入学後の子どもの様子やその後の家庭状況について、保育所に詳細な情報が伝達される
4. プレスクール事業の一環の小学校入学説明会で、通訳も入れて保護者が入学の説明を受けるため、保育所の負担が減る
5. 外国につながる子どもが日本語指導を受けることに対してクラスの子どもたちも理解を示し、多文化共生が保育所内でも形成される（写真参照）



2015年2月10日に、今年初めての試みとして、蟹江町内の保育所と幼稚園に在籍する子どもたちが4月から入学する新蟹江小学校で、新一年生と一年生の交流会が開催された。プレスクールで支援している子どもたちも全員参加して、一年生とペアになって「自分の名前を書こう」「ランドセルを背負ってみよう」「給食の配膳の練習をしよう」の三つの体験をした。この交流会には日本語学級の加配教員も同席するため、4月から「日本語指導が必要な児童」として日本語学級に参加する可能性の高い子どもたちの様子を見学する機会となった。こうした幼保小との連携は、プレスクールから小学校への橋渡しという意味で、今後も機能していくことと思われる。

#### 4. 継続事業とするために必要なこと

どのような事業も継続していくために重要なことは、資金確保と体制の基盤構築である。蟹江町では過去7年間のプレスクール事業を通して、子ども日本語の会および支援者と行政、保育所、小学校との協力体制の足並みが揃ってきたことを実感する。関係者全員が、小学校に入学する前の外国につながる子どもと保護者の支援を目指すという同じ目的の下、協働する基盤が整ったのではないかと思われる。

プレスクールの支援体制作りにおいて、任意団体が終わりのある助成金に頼って継続事業として単独で運営することはほぼ不可能である。プレスクールの運営に関しては、表2で示したように財政面の主体は行政で、実働はNPO、国際交流協会や任意団体などが委託事業として継続することが多いようである。そして、実働組織はプレスクールが委託事業である限り、行政からプレスクールの意義に対する理解を得ることが重要だと言えよう。

蟹江町には、当面の課題が2点ある。第一に保育所に在籍していないプレスクール対象年齢の子ども所在の把握ができていないこと、第二に支援者の人材が不足していることである。この2点が解決できれば、蟹江町はプレスクールの活動の幅が広がり今後さらに発展していくと思われる。

#### 5. 今後のプレスクールの発展のために

##### 5-1. 地域内ネットワーク構築

プレスクールネットワーク会議でも課題となった項目のひとつに、プレスクール対象者の抽出が困難であるというものがあった。それに対してある地域か

ら、乳児検診の会場で外国籍と思しき親子に声をかけるという提案が出された。前節で挙げた蟹江町の第一の課題について、保育所在籍外の子どもの把握は行政では限界があるため、地域の外国人ネットワークを活用して情報を得ることも解決の道のひとつであろう。

プレスクールの発展のためには、団体としての情報収集力を身につける必要がある。蟹江町では当会の支援者が外国人の立ち上げた団体にも参加しているため、行政が把握しきれない情報も外国人コミュニティを介して得ることができている。たとえば、他県から転入してきた家族に就学前の子どもがいるようだとか、最近来日した家族は以前から町内の小学校に通っている生徒の家族と親戚関係であるといったような些細な情報も会にもたらされ、支援者の中で共有して子どもの支援の一環につなげている。

しかし、そうした情報収集力を駆使して、たとえ保育所に在籍していない子どもが特定できたとしても、割り当てられている予算をその子どもの指導に充当することは難しいのではないかと思われる。繰り返しになるが、蟹江町のプレスクールは行政の担当課から会への委託事業であるため、保育所に在籍していない子どもは、税金の範疇にないからである。そうした子どもの支援のために、会として別枠で助成金を獲得して、モデル的に一度開催してみることも可能であるかも知れない。しかし、遅からず継続性の課題が出てくるとと思われる。これに関しては、会が今後取り組まなくてはならない大きな課題である。

## 5-2. 地域間ネットワーク構築

第二の課題について、プレスクール事業の開始から今まで、支援者は基本的に3名しかおらず人材が恒常的に不足していることが挙げられる。2014年は支援する保育所の数が4箇所であったが、支援者の数は開始当時と変わらないため、一人が複数の保育所を掛け持ちする状態であった。そのような状況を打破するためには、プレスクール支援者の養成講座を開催して人材を育成することも一考である。しかし、30万円の年間予算額に養成講座開催の余力はない。また、予算の中には交通費が含まれないため、遠方からの支援者に依頼することは難しいといった点が挙げられる。かつては名古屋市内から支援者が来ていたが、交通費の支給がないことが支障となり、短期間で辞めることになった。そうした経緯もあり、近隣の支援者に依頼できれば、継続支援がより可能になるのではないかと思われた。

2012年に筆者は、外国につながる子どもたちの日本語支援が組織的に実施さ

れていない、蟹江町に隣接する弥富市教育委員会に外国人児童日本語指導員養成講座の開講を働きかけた。近隣の二つの市町が連携することが、海部地区近鉄沿線の年少者日本語支援の底上げにつながると考えたからである。そして、2014年9月から12月までの養成講座を経て、修了生らとともに弥富市にも外国人の子ども支援の会を立ち上げた。

2015年度には、弥富市児童課主体のプレスクール支援者養成講座の開講が市の懸案事項となっている。弥富市でも養成講座の開講が実現されれば、蟹江町の持つプレスクールの知見が共有できると考える。そして、講座終了後は、隣接する市町における支援者の協力体制の中でヒューマンリソースの活用が可能になると予想する。今後のプレスクールの発展には、隣り合う地域での支援者のネットワーク作りが欠かせないのではないかと思われる。

プレスクール事業の継続と発展には、予算不足や人材不足が付随することが常である。しかし、地域内ネットワークと地域間ネットワークの構築をさらに充実させていくことで、プレスクール支援体制の強化が図れることを期待する。

## 参考文献

『プレスクール実施マニュアル』(2009)プレスクールマニュアル検討委員会 愛知県地域振興部国際課多文化共生推進室

『プレスクール実施マニュアルの作成・普及』(2011年)愛知県地域振興部国際課多文化共生推進室 <http://www.pref.aichi.jp/0000028953.html>

(2015年1月8日検索)

川崎直子(2014)愛知県地域振興部国際課多文化共生推進室主催「平成25年度プレスクール活動情報共有・意見交換会」『プレスクールの役割について』(2014年3月12日開催)パワーポイント資料より一部抜粋

## なぜ情報教育において情報検索をとりあげるのか

### (その3)

高野盛光

愛知産業大学短期大学

今井昌彦

愛知産業大学

楓森博

岐阜女子大学

(2015年2月16日受理)

### Why Do We Teach Information Retrieval in Information Class?

Morimitsu TAKANO

Aichi Sangyo University College

Oka-cho, Okazaki, Aichi, 444-0005 JAPAN

Masahiko IMAI

Morihiro KAEDE

(Accepted on February 16, 2015)

#### 要 旨

情報過多社会ということのできる情報社会においてあふれかえる情報に翻弄されないためには、情報の取捨選択を行うことは欠くことのできない行為である。必要な情報を的確に取捨選択するには情報検索の知識やスキルが要求される。前年度の「なぜ情報教育において情報検索をとりあげるのか(その2)」に引き続き、大学の教養教育レベルで教授する情報検索に関する内容について本稿では考察を行う。

#### キーワード

シソーラス      トランケーション      情報検索      情報教育

## 7 シソーラス(Thesaurus)

シソーラスはもともと「類語辞典」の1種をさすが情報処理や情報検索の分野では「キーワード検索に使われそうな単語をリストアップし、それぞれの単語について、使用の可・不可、その語の守備範囲、他のキーワードとの関係、語の階層関係などを明示し、一覧できるようにしたもの」(田中・齋藤・松山 2013: 24) ととらえられている。有名なものとしては JST シソーラス map (J-GLOBAL)、JST 科学技術用語シソーラス、医学用語シソーラス、日経シソーラス、女性情報シソーラスが挙げられる。

シソーラスの大きな特徴の1つが階層構造である。シソーラスにおける階層構造について触れる前にディスクリプタと非ディスクリプタとについてまず説明しておく。ディスクリプタ(descriptor: 優先語)とは、あるシソーラスにおいてキーワード(=索引語)として使用することが可能な語のことである。Web上で閲覧できるシソーラスの1つである「女性情報シソーラス」では「ILO 条約」、「アンケート」などがディスクリプタとして採用されている。非ディスクリプタ(non-descriptor: 非優先語)とは、あるシソーラスにおいてキーワードとして使用することができない語のことである。上述の「女性情報シソーラス」では「アサーティブ・トレーニング」、「逸脱行動」などが非ディスクリプタとされている。ディスクリプタ、非ディスクリプタともにシソーラス中では「見出し語」である。

見出し語の例1 (「女性情報シソーラス」)

クオータ制 (索引語) . . . . . ディスクリプタ

<05> 「政治・政策・法律」 . . . . . カテゴリ

SN 議員、雇用、移民の受け入れ、大学への入学者等の領域で、人員構成に性別、人種による偏りが生じないように受け入れる割合を定めること

UF クオータ制 割当制 . . . . . 非ディスクリプタ

BT ポジティブ・アクション

NT パパ・クオータ

RT 教育機会 議会 逆差別 結果の平等 雇用機会 審議会 政治参加 選挙 平等 立候補 労働政策

割当制 (UF) . . . . . 非ディスクリプタ

USE クオータ制 (索引語) . . . . . ディスクリプタ

それぞれの用語の意味を簡単に述べておく。

**BT (Broader Term : 上位語)**見出し語に対して上位あるいは広義概念にあたる語。広義語ともいう。見出し語 A に対して見出し語 B が **BT** として示されている場合、見出し語 B に対しては見出し語 A が **NT** として示されている。例でいえばポジティブ・アクションの項ではクオータ制が **NT** として示されていることになる。

**NT (Narrower Term : 下位語)**見出し語に対して下位あるいは狭義概念にあたる語。狭義語ともいう。**BT** と逆で見出し語 A に対して見出し語 B が **NT** として示されている場合、見出し語 B に対しては見出し語 A が **BT** として示されている。例でいえばパパ・クオータの項ではクオータ制が **BT** として示されていることになる。

**RT (Related Term : 関連語)**見出し語と関連があると考えられる語。例ではクオータ制の **RT** として教育機会、議会などが示されているが、教育機会の **RT**、議会の **RT** としてクオータ制が示されていることになる。

**UF(Use For)**見出し語に対する非ディスクリプタ。「割当制」の代わりにクオータ制を用いることをあらわす。シソーラスでは、これと次の **USE** によって同義語を 1 つのディスクリプタに集約することをおこなっている。

**USE** 見出し語に対するディスクリプタ。「割当制」の代わりにクオータ制を用いることをあらわす。

**SN(Scope Note)**見出し語の定義や説明。

**Web NDL Authorities**(国立国会図書館典拠データ検索・提供サービス)もシソーラスと考えるとよいと考えられる。**Web NDL Authorities**(国立国会図書館典拠データ検索・提供サービス)サイトでは結果の表示の際にグラフィカル表示を選択すると、選択したキーワードを中心として上位語、下位語、関連語が視覚的にとらえられるようになっている。また表示された各キーワードから他のキーワードへリンクがはられている。ただし同義語からはリンクははられてはいない。

**Web NDL Authorities** について普通件名「中等教育」のデータの一部を元に構

造を説明する。

見出し語の例2 (「Web NDL Authorities」)

中等教育・・・・・・・・ディスクリプタ

ID 00573956

標目(xl:prefLabel) 中等教育 (チュウトウキョウイク)

同義語(xl:altLabel) Education, Secondary・・・・・・・・非ディスクリプタ

注記(skos:note) 地理区分

上位語(skos:broader) 教育

下位語(skos:narrower) 高大連携、小中一貫教育、中高一貫教育

関連語(skos:related) 青年学校、中学校、高等学校、中等学校(旧制)

標目が見出し語、上位語が BT、下位語が NT、関連語が RT、同義語が UF、注記が SN にあたると考えてよいかと考えられる。

上位語、下位語、関連語に挙げられている語はすべてディスクリプタである。今回取り上げた例では下位語、関連語を複数持つディスクリプタであるが上位語を複数持つ場合もある。また逆に上位語、下位語や関連語のいずれかを欠いているディスクリプタもある。さらに SN は必要がない場合には付されない。

## 7. 1 シソーラスの利用

シソーラスが利用できるデータベースではシソーラスを利用することで検索をコントロールすることが可能となる。Web NDL Authorities の場合同ページから中等教育をキーワードとして「件名検索」をおこなうと国立国会図書館サーチにおいて 77 件がヒットする。この結果には下位語「高大連携」、「小中一貫教育」、「中高一貫教育」を指定して検索した結果も必ず含まれている。したがって 77 件が多すぎると考えるのであれば 3 つの下位語のいずれかを選択して絞り込めばよいということになる。逆に少なすぎると考えるのであれば上位語の教育を用いて検索範囲を拡大することができる。

このようにあるキーワードで検索した結果をみて、①上位語で検索範囲を拡大、②下位語で検索範囲を限定することが可能となる。

## 7. 2 検索もれの防止

シソーラスは同義語の中からキーワードとして用いることのできる語を選択してそれをディスクプリタとして指定し、かつ、その他の同義語を非ディスクプリタとして指定することによってキーワードを統制すると同時に検索もれを防ぐことが期待できる。医中誌 web では「統制語への自動案内」ページで紹介されている Mapping をおこなっている。

シソーラスを採用しているデータベースによってはシソーラスを用いたキーワード指定ができる（あるいは指定しなければならない）フィールドが特定のフィールドに限定されている場合があるので、どのフィールドでシソーラスを用いた検索が可能であるのかをヘルプ等で確認することも大切なポイントとなる。

## 7. 3 シソーラスを採用していないデータベースでの外部シソーラスの応用

シソーラスを導入していないデータベースでもシソーラスを活用することは可能である。

Cinii では 2014 年 9 月現在 1,800 万件の論文が検索可能となっている。国内すべての（紀要）論文全文データにアクセス可能ではない場合でもタイトル等についてはカバーしている場合もあるので、あるテーマについての先行研究を探すサイトとしては押さえておくべきサイトであるといえよう。Cinii では「タイトル」、「著者名」、「著者 ID」、「著者所属」、「刊行物名」、「ISSN」、「巻号ページ」、「出版者」、「参考文献」、「出版年」の各項目（データ）から検索をおこなうことが可能になっているがシソーラスは採用されていない。したがって各項目に入力されるキーワードは「自由語」ということになる。この自由語の候補を探す際に、Web NDL Authorities や女性情報シソーラスなどのシソーラスを利用して同義語から探し出すといったことができる（松本 2008 : 134-136）。

## 8 トランケーション（部分一致検索）

自由語を入力する際、「図書館」、「図書室」、「図書費」のように同じ文字（列）で始まる文字列あるいは「社会主義」、「資本主義」、「共産主義」のように同じ文字（列）で終わる文字列を入力することは少なくない。このような時に「図書\*」や「\*主義」のように共通部分のある記号で一括指定して検索する方法をトランケーション（部分一致検索）という。トランケーションには以下のものがある。

#### 前方一致<sup>i</sup>

「図書館」、「図書室」、「図書費」のように同じ文字（列）で始まる語を図書\*のように指定することによってすべて検索する。英語の語形変化等を一括指定する際に有効である。

#### 後方一致

「社会主義」、「資本主義」、「共産主義」のように同じ文字（列）で終わる語を\*主義のように指定することによってすべて検索する。

#### 中間一致

「国立国会図書館法」、「学校図書館法」のように「図書館」を中間に含むような語を\*図書館\*のように指定することによってすべて検索する。

#### 中間任意

英語において woman（単数）／women のように語の中間が変化するパターンを wom\*n のように指定することですべて検索したり、日本語\*辞典のように指定することで「日本語語感の辞典」や「日本語の正しい表記と用語の辞典」を検索したりできる。

トランケーションを理解することによって「図書館 OR 図書室 OR 図書費」と指定するかわりに「図書\*」と指定することが可能であることを理解できるようになる。ただしこの場合「図書カード」、「図書券」などの文字列を含む情報もヒットすることになるのでノイズも増えることになる。

#### 参考文献

- 田中功・齋藤泰則・松山巖編(2013)『CD-ROM で学ぶ情報検索の演習 新訂4版』、日外アソシエーツ
- 松本勝久(2008)『情報検索ハンドブック データベース、Web、図書館の利用法』、勉誠出版

---

i 例のように前方一致は図書\*、後方一致は\*主義のように記号を用いて表現されることが多いが、リニューアル前の NDL-OPAC サイトのように前方一致を「/図書」（つまり「図書館」、「図書室」、「図書費」などに一致する）、後方一致を「主義/」（つまり「社会主義」、「資本主義」、「共産主義」などに一致する）と表現することがありうるので各データベースのヘルプを確認することをここでも忘れてはならない。

## わかりやすい経済学の授業に向けて

奥村 幸夫

愛知産業大学短期大学

(2015年2月12日受理)

### Toward Good Lectures of Economics

Yukio OKUMURA

Aichi Sangyo University College

Oka-cho, Okazaki, Aichi, 444-0005 JAPAN

(Accepted on February 12, 2015)

#### 要 旨

Economy の日本語表記は経済であるが、その出所は明治以降、輸入されたものである。この言葉を何と訳すのかに苦労したと聞いている。一説に中国に「経世済民」という言葉があり、民を救って世を治めるという意味から「経済」と訳されたものが有力とされている。現在、経済学は「社会科学のうち経済に関して研究する学問、広い意味では人間社会における物質的生活資料の生産と交換を支配する諸法則を研究する学問」と定義されている。最近、筆者の「経済学」を選択する学生が少なくなった。学生に問うと「経済学」は難しいという。

なぜ難しいかといえば、経済学は、日常生活そのものであり、理論を学習するは面倒であるというのが本音に近い。お金を払って買う行為そのものは極めて日常的である。市場は財を欲しいヒト（需要）と財を生産したヒト（供給）との出会いの場を提供する。両者が一致した点で生産量と価格が決定される。市場で決められた価格で欲しいモノを手に入れること。これがモノを買う行為である。また、インフレーション、デフレーションの言葉がよく行き交うが、詳しく理解している学生は少ない。このような日常的な言葉・行為を説明し、学問としての経済学との距離感を縮めていくことが本稿の主旨である。

## キーワード

わかり易さ 古典派モデル ケインズモデル 市場経済 体制論

### 1 はじめに

参考文献として、「やさしい」と名のつく著書、『しくみがわかる やさしい経済学』池上彰、『ニュースがわかる やさしい経済学』池上彰、『高校生がわかる資本論』池上彰、『知識ゼロからのマルクス経済学入門』弘兼憲史、的場昭弘監修、『手に取るように経済のことがわかる本』牧野昇、『ケインズ』伊東光晴、『痛快！経済学』中谷巖、『年収 300 万円時代を生き抜く経済学』森永卓郎、『やさしい経済学読本』町田達朗、中島昌之共著、などを選定し、その内容が、どのように、わかり易く伝えられているのかを見ていった。ただ、入門書として一般に知られている『スミス国富論入門』星野彰男・和田重司・山崎怜共著は原書に沿った学術的観点での検証であり、少し難解であろう。この入門書は有斐閣新書のシリーズであり、他に『ケインズ一般理論入門』や『マルクス資本論入門』も同様であった。したがって、選定の基準は筆者の主観的なものであり、サンプルとして不十分であることを申し添えておきたい。ここで、わかり易さとは、説明を受ける側が、専門的な学習をしていなくても理解できる説明力があること。説明力とは「わからせる言葉の機能」と定義されている。講義の場では対象学生の学力や学び手としての基本姿勢も条件に入るが、対象者が分からなければ説明したことにはならない。内容の範囲は、経済学の大きな転換点であった世界恐慌前後で考えてみたい。すなわち、古典派モデル（アダム・スミス）を起点として産業革命と資本主義経済の成立を経て、世界恐慌とその後のケインズモデルといわれる近代経済学を見ていくこととした。

### 2 市場の意味

経済学の父と称されるアダムス・スミスは1723年イギリスで生まれた。産業革命を目の当たりにして1776年『国富論』を書き上げた。生産力の拡大は分業が寄与しており、市場を形成していく。需要と供給で市場を形成するとき、その一致点で価格と生産量が決定される。この原理は、現代社会もまた産業革命の延長線上に位置しているので一般的な理解となっている。市場が形成されたおかげで、物々交換で相手を探す必要がなくなった。ただ、市場の捉え方は時代によってさまざまである。物々交換の時代、自分の欲しいものを手に

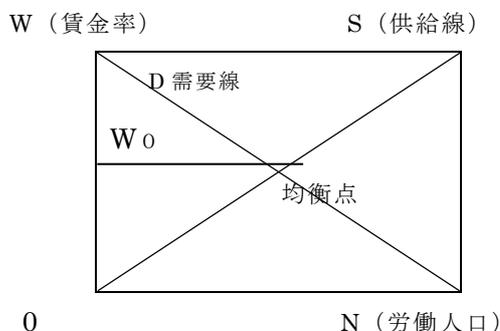
入れるためには、自分が持っているものを欲しいと思う他人を探さなければならなかった。市場があれば、需要（財を欲しいヒト）と供給（財を生産したヒト）の出会いを提供してくれるのである。アダム・スミスから少し遅れてセイは1803年『経済学概論』において「供給は自ら需要を作る」とし、生産は毎年順調に伸びていくとしていた。これが「販路法則」<sup>(注1)</sup>である。「供給が自ら需要を作る」社会では過剰生産はない。なぜなら自ら欲するものは、自ら市場に供給するから、すべての市場で行われる取引には過剰生産はない。これが古典派経済学を支配した一大法則であった。この点が近代経済学との大きな相違点でもある。現実には過剰生産によって世界恐慌が起きた。中谷は市場をマーケットと言い換え、マーケットが民主主義そのものだという。「マーケットのない社会は民主国家とは言えません。なぜなら、マーケットのないところでは、人びとの欲求が生産者に伝達されることがないからです。」（『痛快！経済学』p44）人間の欲望と関連させて市場経済を説明している。欲望こそ資本主義経済の源泉である。加えて、「社会主義がなぜ大いなる失敗に終わったかをもう一度整理して見ますと、官僚がかってに人々の欲望を判断し、まちがった資源配分をしてしまったために、人々の生活水準が上がらなかったということにつきると思います。その結果、人々は徐々に社会主義の理想に失望し、やる気を失ってしまった。」（同 p52）とも述べている。もともとアダム・スミスは「ヒトは自分の利益になることは他人からいわれなくても一生懸命努力する」といっているように、「ヒトは、最小の費用で最大の効果をもたらすよう行動する」という倫理行動から市場を捉えた。

### 3 古典派モデルでは失業者は生まれない

古典派モデルとケインズモデルの大きな違いは雇用理論であった。簡単にいえば、古典派モデルは完全雇用理論を前提とし、ケインズモデルでは不完全雇用理論を前提としている点である。この辺を、伊東光晴の『ケインズ』をヒントに考えてみたい。まず古典派モデルの経済原理を見ていく。市場は需要と供給で成り立つという原理はアダム・スミスが『国富論』で述べた。アダム・スミスは人的コントロールできない仕業であることを「見えざる手（an invisible hand）」と称した。産業革命以降、伝統的な市場経済は世界恐慌までは順調に見えた。これを労働市場に当てはめてみる。労働市場においては、縦軸に賃金率をとり、横軸に労働人口をとる。失業者が出るのは賃金率が高く設定された時

である。賃金率が高ければ、過度に労働者が集まり、あふれた労働者が一時的に失業する。しかし、賃金率を下げれば、「見えざる手」によって均衡点に導かれる。したがって、その賃金率で働くことが可能である。3-1 図はその説明である。完全雇用の定義は働きたいと思えば、働くことが可能な社会をいう。例えば 10 人が 10 時間働いて総労働量 100 という社会を想定してみよう。賃金率が高いとき、即ち  $W_0$  のとき需要と供給の均衡が崩れギャップができる。高い賃金を求めて皆が殺到したからである。しかし賃金率を下げれば均衡点はあるので、我慢すれば働くことができる。 $W_0$  は  $S > D$  で供給過剰である。そのためその差が失業者となる。

### 3-1



## 4 どこを修正すればよいのか

伊東は 10 人が 10 時間働く事例（総労働量 100）をあげ、景気が下降して総労働量 50 になった場合（世界恐慌）を想定した。選択は二通りある。

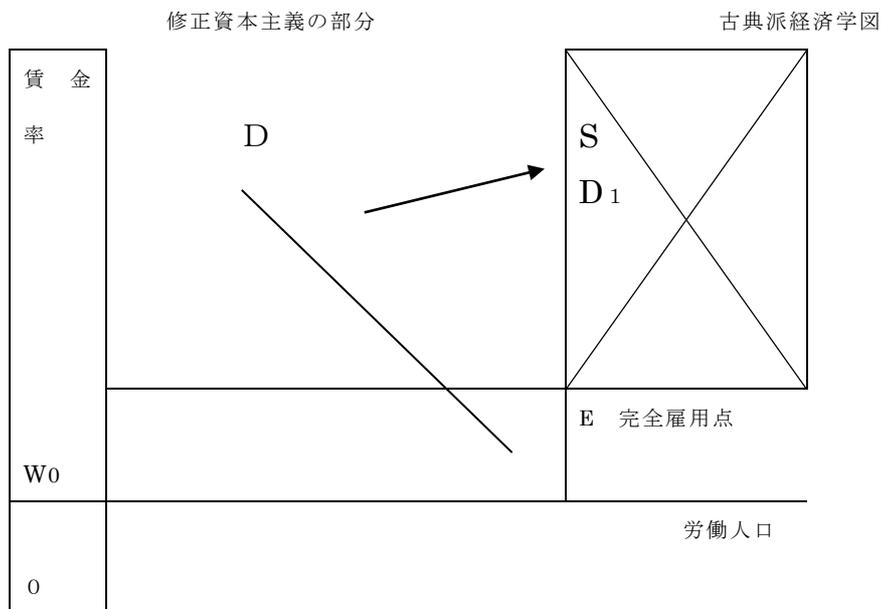
一つは従来どおり 10 人が 5 時間働くモデル、もう一つは 5 人が 10 時間働くモデルである。一方が完全雇用理論、もう一方が不完全雇用理論である。

3-2 図は、ケインズが考えた不完全雇用の図式である。景気が悪い時は完全雇用点に到達する前に労働需要と重なるため働きたくても働けない労働者（非自発的労働者）が出現する。したがって、10 人が 5 時間働くのが古典派モデルであり、5 人しか働けないのがケインズモデルである。なぜなら完全雇用点を過ぎた時点で自社の生産量を上げるためには他社から人を引き抜いてこなければならない。したがって、ここから賃金率は上昇する。古典派モデルは完全雇用点に達する前に労働需要線が労働供給線と重なることを見ていなかった。産業革命時（生産が飛躍的に伸びた経済発展段階時）では、正しかった。ケインズが『一般理論』と称したのは、古典派モデルでもケインズモデルでも両方に

活用できるためである。

もともと古典派モデルは、完全雇用を前提としていたため、世界恐慌が起きた時、非自発的失業を説明できなかつたのである。

### 3-2



(『ケインズ』 p97 第 9 図)

このように伊東は『ケインズ』の中で、簡単な数字を使用し完全雇用と不完全雇用の違いを説明した。3-2 図で世界恐慌は完全雇用点に達しない時点で需要量と供給量が決定したために働きたくても働けない非自発的失業が発生したと説明する。世界恐慌のカンフル剤は雇用の拡大であった。すなわち  $D \rightarrow D_1$  へ需要を増加する政策である。このように伊東は、実に簡略化した数字・図解で説明した。

## 5 インフレーションとデフレーション

資本主義経済は、いつの時代もインフレーション（以下インフレ）とデフレーション（以下デフレ）を繰り返して発展してきた。インフレといえば、物価が上がる現象であり、デフレは物価が下がる現象というのが一般的な理解であろう。2003年、森永卓郎は『年収300万円時代を生き抜く経済学』を書いた。2003年といえばバブルが崩壊した1991年から10年ほど経過した時期であった。日本がデフレ基調にあった頃で、なお今もデフレ時代といっても過言ではない。当時、50兆円のデフレギャップがあった。デフレを止め

ようとするれば需給の均衡を図ることである。それには二つの方法がある。「一つは需要を増やす方法で、もう一つは供給を減らす方法である。小渕内閣がやったのは、需要を増やす方法で、森内閣や小泉内閣でやろうとしたのは供給を減らす方法だった。」(『年収300万円時代を生き抜く経済学』p21) 考えてみれば、需要を増やす方法はケインズモデルであり、供給を減らす方法は古典派モデルであるともいえる。このように経済と時の政権との関わりで説明すると分かりやすくなる。このことを牧野昇の『手にとるように経済のことがわかる本』では「インフレーションとは物価が景気の波からはずれ、継続的にどこまでも上昇していくことです。」(『手にとるように経済のことがわかる本』p40) 「インフレとは逆に、モノの値段が下がっていくのがデフレーションです。消費者の買う力よりも、供給する力のほうが大きいと、モノが余ってしまいますから値段が下がる、というわけです」(同 p42) と図解を入れて、仕組みが分かるように説明している。一方池上は『ニュースがわかるやさしい経済学』で、インフレとは持続的な物価上昇、デフレとは持続的な物価下落と前置きした上で、未曾有のインフレに悩んだアフリカのジンバブエの事例を取り上げる。「インフレをどうやって解消したのでしょうか」と学生に質問を投げかける。学生への選択肢は①「お金を燃やした」、②「使えるお金を制限した」、③「他の国の通貨を使うようにした」であった。正解は「③のアメリカドルを使用した。」です。」(『ニュースがわかるやさしい経済学』p34) と語りかけていく。そして経済の動きを理解させるため「合成の誤謬(ゴビュウ)」という言葉を借りて、「合理的に行動する多くの人が皆同じ行動をとるようになる」これがインフレやデフレであると説明する。(『ニュースがわかるやさしい経済学』p14) このように、あり得そうにない事例を挙げて解説するのも説明の仕方である。インフレとデフレの経済循環は資本主義経済の避けては通れない道といえる。以下に大まかな景気循環を示しておこう。

- ・ 1956年 神武景気(12ヶ月)
- ・ 1958年 岩戸景気(42ヶ月)
- ・ 1963年 オリンピック景気(12ヶ月)
- ・ 1964年 構造不況(12ヶ月)
- ・ 1965年 いざなぎ景気(57ヶ月)
- ・ 1973年 第一次オイルショック
- ・ 1979年 第二次オイルショック
- ・ 1980年 イラン・イラク戦争
- ・ 1985年 プラザ合意(注2)

- ・ 1985年 円高不況（17ヶ月）
- ・ 1987年 バブル景気（51ヶ月）
- ・ 1991年 バブル崩壊（平成不況32ヶ月）
- ・ 1997年 平成不況（25ヶ月）
- ・ 2004年 リーマンショック

この景気循環を古典派モデルでは自由放任であるのに対して、ケインズモデルでは、国家が調整することとなった。

## 6 資本主義体制と社会主義体制

現在、大きく世界に二つの体制がある。一つは資本主義体制であり、もう一つは社会主義体制である。1929年の世界恐慌は世界中の資本主義体制を直撃した。影響を受けなかったのは社会主義体制をとっていた国であった。少し乱暴であるが、資本主義体制はアダム・スミスからマルサス、マーシャル、ピグーを経てケインズに至る系譜である。社会主義体制はアダム・スミスからリカルドを経てマルクスに至る系譜である。体制論は、もちろんマルクスの『資本論』の貢献が大きい。『資本論』には、資本主義体制が高度に発達すればするほど利潤率が低下し、やがて崩壊し、社会主義体制に移行するというものである。

『高校生がわかる資本論』において池上は2008年の派遣切りのニュースから導入し、労働者の権利が損なわれた現実から語る。そして東西冷戦に遡り、社会主義体制と資本主義体制の対立の構図について語る。マルクスは労働者の権利が資本主義体制では損なわれることを『資本論』で著した。ただ、『資本論』で描かれたことは現実には起きなかった。むしろ資本主義体制の国々では古典派モデル → ケインズモデル → 新自由主義への改革がされていった。そのため、資本主義体制も大きな政府になりすぎたため、更なる改革に迫られたことも事実である。一連の池上の著書にはジャーナリストの精神が刻まれており、私見は避ける。また、池上はジャーナリストとしての経験の豊かさから、人気テレビ番組での解説経験から、まさしく視聴者の疑問に答える形式の方法をとる。「どのように思いますか」ではなく「どういうことですか」という世界で仕事をしてきたという自負があると述べている。（『わかりやすく伝える技術』p134）

そこから経済学者の理論構成とは異なった、分かりやすい経済学解説が伝わってくる。具体的現実に向き合い、それに対しての解説である。これが、分かり易さにつながっている。一方、弘兼、的場は『知識ゼロからのマルクス経済

学入門』でサブプライム・ローンを発端にした金融恐慌から説明をする。サブプライム・ローンは巧妙に仕組みられた金融工学によって全世界に売り出され、最優良金融株であった。しかし結果的に21兆ドル（1\$100円換算で2100兆円）が消えたと展開する。この辺の数字は学習者にインパクトを与える。難解な資本の扱いも「多数の資本家が利潤を銀行に預け、利子という新たな資本増加に期待する。資本家が集中した銀行は預かった資本を貸し出し、利子を得ることで利子を払う。お金がお金を生み出す舞台は労働力のみが利潤の源泉だという定石を忘れさせ、投機的になっていく。」（『知識ゼロからのマルクス経済学入門』p14）この表現は、金融資本形態の説明部分である。実は、利潤の源泉といているが、厳密には、利益である。これは、マルクスが資本主義体制における資本を3形態に分類した中の一つである。筆者なりに追記すれば、二つ目が商品流通などの商業資本形態である。ここからも利潤は生まれない。商品の流通は持ち主をAからBに変えるだけのことで、元の価格で取引して行って、ヒトからヒトへ流通すると利潤が限りなく増殖することになる。金融の利息も商品の流通も売った方に利益にはなるが、買った方は高く購入しており、全体として等価交換なのである。厳密には利益と利潤は異なるという説明もできる。利潤の源泉は、もう一つの資本形態の産業資本で生まれる。逆に利潤はこの形態でしか生まれない。資本家は原料を購入し、商品を作るが、これには不変資本（機械など）と可変資本（労働力など）が必要となる。利潤が生まれるのは、商品に至るまでの生産過程の中で巧みに仕組みられた構造がある。労働者が作った商品はそのまま賃金として支払われない。資本家の取り分があるからである。マルクスは、これを搾取と表現した。労働者からいえば剰余価値を生んだということになる。この剰余価値には二種類ある。一つは絶対的剰余価値（労働時間そのものを長くして賃金はそのままとする方法）、もう一つは相対的剰余価値（労働時間はそのまま賃金もそのままとする方法）である。労働者は当然後者を選択する。したがって資本家は生産性を向上させるため考えなければならない。新しい機械の導入である。新しい機械によって資本家は、市場価格1000の商品をベルトコンベアーのスピードアップで倍生産できるようになるが、労働者には今までどおりの賃金しか支払われない。やがて労働力などの可変資本は機械などの不変資本にとって変わる。不変資本の相対的な比率は上がっていく。資本主義体制は技術革新（イノベーション）を続けなければ成り立たない社会ともいえる。これが利潤率の減少をもたらし、やがて資本主義体制を崩壊させていくというものである。『資本論』は1867年に第1巻が出版されて

いるが、資本主義体制の矛盾から起った1811年イギリスで起きたラダイド運動（機械打ち壊し運動）、1837年のチャーチスト運動（政治参加と普通選挙制の実現運動）、1871年のフランスでのパリ・コミューン（3月18日から72日間、普通選挙によってパリに成立した労働者の革命自治政府）などは『資本論』前後の歴史的な事件であった。マルクス死後、大きな革命を経て、多くの社会主義国が誕生した。特に顕著であったのは、1917年のロシア革命であろう。やがて、1989年、体制論は大きく転換する。ベルリンの壁の崩壊である。東ドイツは西ドイツに吸収され、大きな資本主義体制が生まれた。

## 7 なぜ資本主義は滅びないのか

1978年に書かれたジョン・K・ガルブレイス著“THE AGE OF UNCERTAINTY”日本版『不確実性の時代』には、「それぞれの時期の支配的思想とは、人びとや政府がそこに指針を見出すような思想である。…基本的テーマは明らかで、現代と過去の対比を社会主義は社会主義の成功に確信を持ち、資本主義は資本主義の繁栄に酔っている。」（都留重人訳 P2）と表現されている。（愛知産業大学紀要 25号 p22）それぞれの体制はそれぞれの経済システムを称賛する。客観的に見ると、どちらの体制も長短がある。

ところで、『資本論』は弁証法<sup>(注3)</sup>に基づいている。弁証法はヘーゲルに遡る。「反対論法によってより高度な結論を導き出す方法論」をさす。資本主義の矛盾は資本家と労働者の対立を生む。資本主義は利潤を生む社会である。利潤を生まなければ資本家は新たな投資ができない。どのようにすれば利潤を多く生むかを常に考える。労働賃金は労働に見合う分支払われない。搾取した資本家の取り分が投資となる。労働者は労働に見合う分、支払って欲しいと要求して団結する。資本家と労働者の対立が高まり、どのような体制がよいか、多くの労働者が、やがて気づくというものである。これを「階級闘争」という。

「なぜ資本主義は滅びないのか」の最も簡単な解答は、次のようなものである。マルクスが考えたのは、資本家と労働者の対立が高まり、どのような体制が一番よいのかに気づき、社会主義に移行するものであった。劣悪な労働環境にあってはマルクスの考えに妥当性もあるが、多くの先進資本主義国にあっては労働環境が法整備されてきているので体制を変えるような対立まで発展しない。まして、労働者が団結し資本主義体制を倒すということはありません。法治国家である日本や他の先進資本主義諸国では労働者の権利を認めた法律

が整備されている。したがって体制を揺るがすまでには至らなかった。もう一つはマルクスが指摘した「やがて労働力などの可変資本は機械などの不変資本にとって変わる」というものである。確かに生産を増大するためにより効率的な機械を導入する。技術革新（イノベーション）を続けると資本の有機的構成が高くなり利潤率は低下していく（利潤率低下の法則『資本論』第3巻第3編）。しかし、新しい機械を作るのも人間である。労働移動はあるかもしれないが、一概に可変資本が低下するとはいえない。ただ、資本主義経済は技術革新をしなければならぬ世界であり、一定の発展段階に達すると貧困、失業、恐慌などの弊害を生むのも事実である。

また、資本主義経済はしばしば変動を起こす。供給者は市場での価格を目安に生産している。他者よりも優位に立つため、より安く、より多く生産し続ける。需要が不足していることを気づいた時には多くの在庫を抱え込んでしまっている。景気変動を切り抜けるためには、国の関与が必要になった。1929年の世界恐慌はその変動が著しく大きかったのである。ニューヨークのウォール街で起きた株の大暴落はアメリカの経済を直撃した。ガルブレイスの『大恐慌』によれば、「1933年には、国民総生産額は、1929年に比べ、ほぼ二分の一に低下した。物的生産量は1937年にならなければ1929年の水準には回復しなかった。」(p252)と述べている。憂鬱な時代から、その後、行われたニューディール政策によって失業者の吸収をしたことが功を奏した。現実には、アメリカの財政支出は徐々に増加した。「1929年のアメリカ連邦、州政府のサービスは8%であったが、1969年には23%となった。」(愛知産業大学短期大学 紀要 26号 p59)

## 8 ケインズとマルクス

中谷は「ケインズ経済学の思想は、大恐慌を救うという意味では大いに役立ちましたが、経済がますますうまくいっている時代には副作用が大きいことがわかってきました。つまり、ケインズ経済学は政府が景気の舵取りをすることを認めたわけですが、それが政治家に利用されてしまったという副作用です。」(『痛快! 経済学』p142)と述べている。アメリカでは民主党のルーズベルト政権で、ケインズ政策を認め、ソーシャルセキュリティ制度の創設、連邦政府の大規模公共事業による景気回復を図るといふ大きな政府を実現していった。これは共和党の掲げる小さな政府と対立する。大統領選挙の顕著な二大政党制は大きな政府または小さな政府の選択を市民に問うものである。最近ではケインズ政策

の過度の信頼から小さい政府の実現に向け、新自由主義へと移っている。アメリカのフリードマンのようにシカゴ学派と呼ばれる経済学者たちは規制緩和を打ち出した。やがて淘汰されていくので、国家資格自体もいないという。大きな政府か小さい政府かの選択は重要なキーワードとなっている。

マルクスは人間の欲望を前提とした社会は誰も止められない必然であるとしたが、ケインズは人が自由に営利を求めて行動する経済体制は人間性にかなった制度であるという。ただ古典派モデルの自由放任の弊害はあるわけで、これがある程度、国家が是正するという考えは理解できる。ところで、この時代を二人の経済学者はどのように思うのであろうか。興味あるのは、もしケインズ（1883年生）とマルクス（1818年生）が同じ時代に生きていたなら、お互いどのような議論を交わしたであろうか。置かれた時代背景の中で、両者とも最善の理論構築をしたことは疑いのないところである。両者とも知的な家庭に生まれた。大学で高い教養を身につけ、並外れた頭脳の持ち主であったが、大きな違いがあった。ケインズは政府の要職（後のイングランド銀行理事）にあり、マルクスは亡命に継ぐ亡命の日々であった。マルクスの娘が後に父の人生観を振り返って「世界の労働者のために働いた」と述べているぐらいである。マルクスは資本主義経済を哲学的視野から独自の価値論<sup>(注4)</sup>を見出し、理論を構築していった。一方、ケインズは一生涯労働者の側には立つことはなかった。彼は眼前にあった経済自称に関心を持っていただけである。経済の不安定と失業にのみに関心があった。彼が『一般理論』を世に出したのは1936年である。その数年前は、世界恐慌の後遺症がまだ色濃く残っていた。

失業率は現在の比ではない。参考に世界恐慌期の失業率を挙げておきたい。いずれにしても雇用率は経済活動に大きな影響を与えるし、国政の大きな目標でもあった。

### 3-3

恐慌期のヨーロッパ主要国の失業率

	1929年	1930年	1931年	1932年	1933年
イギリス	10.4%	16.1%	21.3%	22.1%	19.9%
オーストリア	12.3%	15.0%	20.3%	26.1%	29.0%
スウェーデン	10.7%	12.2%	17.7%	22.8%	23.7%
ドイツ	13.1%	22.2%	33.7%	43.7%	46.3%

## 9 まとめ

「説明」、すなわち分からせるという部分には、池上のように、あくまで客観的に事実のみを伝えるというジャーナリスとしての精神が背景にあり、読者と同じ視線で見えて決して主観で捉えていない。これが伝える力になっていた。特に分かりやすく伝えるには聞き手に到達点を示し、対象化し、階層化<sup>(注6)</sup>することが必要という。牧野は項目を大きく掴み、小項目に持っていく手法が目立った。これはある種 KJ 法<sup>(注7)</sup> に似た手法である。伊東は具体的な、やさしい数字を用いて発展性のある理解に結びつける手法が目立った。その他、イラストを使ったり、図式を駆使したりとさまざまである。それでも今までの説明は、経済学をはじめて学習する学生にとっては少し難解であったかもしれない。最後に、今から40年ほど前、S55年名高経済教育研究会から『やさしい経済学読本—マルクスとケインズ—』なる書物が出された。名古屋市内で高校教諭として勤務していた町田達朗、中島昌之両先生で書かれたものであるが、有志で出版したものであって、一般には出回らなかった。アダム・スミスを古典派モデルとして学習し、資本主義と社会主義・共産主義との違いを学び、現在の体制論に移っていく過程が分かりやすく書かれてある。例えば資本主義経済については「自分の利益のために生産し、それを売って儲けようとするとき人は最少の費用をもって最大の効果をあげようと努めるから生産要素は最も効率の高い生産能力を発揮させられるように組み合わせられる。……営利生産と、自由競争を原理とする資本主義社会は今までのどの社会形態よりも、生産を高めるのに適した社会であった。」(『やさしい経済学読本—マルクスとケインズ—』 p188)などは資本主義経済の本質を理解するのに分かりやすい。産業革命はどうしておきたのか。アダム・スミスの『国富論』には何が書かれてあるのか。そもそも資本主義とはいかなるものであるのか。マルクスの『資本論』ではどうして資本主義は崩壊過程をたどるのか。世界恐慌はなぜ起きたのか。現在、資本主義は崩壊していないのはなぜか。ケインズが提唱した有効需要<sup>(注5)</sup>と称する国家の介入とは何か。これから世界はどのようになっていくか。これらの解答は古典派モデルと世界恐慌を契機としたケインズモデルを学習することが必要である。「やさしい」と名のつく著書を参考に学生から受けた質問を小職なりの解釈で考察してみた。これらの疑問に答えることによって、分かりやすい経済学の講義につながればよいと考える次第である。

- (注1) 販路法則：セイの法則という。「供給は自ら需要を作る」というもの。商品は作りさえすれば、価格調整機能が働き、売れ残りはいづれなくなると仮定した古典派の考え。例えば、農家が家具を欲しいと思えば、米を作って市場でお金に変え家具を買うがごときである。即ち、供給で需要を満たす社会を想定した。この考えは、生産手段が未成熟な時代には適合した。この世界では供給過剰が起きない。
- (注2) プラザ合意：1985年アメリカ大統領レーガンと当時の首相中曽根康弘の間で交わされた合意。日本の為替を円高の方向にもっていくもの。プラザホテルでの合意であったのでこの名がついた。
- (注3) 弁証法：反対論法によってより高度な結論を導きだす方法論。ヘーゲルは、有限なものが自己自身のうちに自己との対立・矛盾を生み出し、それを止揚することで高次のものへ発展する思考および存在を貫く運動の論理をさす。それは思考と存在との根源的な同一性であるイデーの自己展開ととらえられる。ヘーゲル弁証法。(大辞林) マルクス、エンゲルスはヘーゲルの弁証法の観念論を批判し、イデーではなく自然・社会および思惟の一般的運動法則についての科学として捉えた。
- (注4) 価値論：価値にはライターは火がつくとか、ペンは字を書くものという使用価値と特定のモノを所有することによる購買力という交換価値がある。価値の理解から、「労働は交換価値の尺度である」という支配労働価値説と「労働は労苦と骨折りがモノの価値であり、それらと等量の価値を含むと思われるモノと交換する」という投下価値説に分かれた。当初アダム・スミスは両者が混在していた。そして投下労働価値説を初期未開の社会状態という限定的なものであるという捉え方をしていた。それをマルクスが労働を抽象的人間労働と捉え、発展的解釈によって社会主義思想の価値体系になっていった。
- (注5) 有効需要：世界恐慌は圧倒的に需要が少ない。ケインズは需要を増すため、市場に国家介入が必要であると主張した。ニューディール政策はその具体的な一例である。
- (注6) 池上のいう対象化とは「え、何だろう」と思わせること、これを外部に出すことを意味する。階層化とは大分類したうえで、それぞれの項目の中身を書き出すことを意味している。(『わかりやすく伝える技術』p91) さらにテクニックとして「空気を読むこと」「予想を裏切ること」で聴衆を引き付けることができたと主張。
- (注7) KJ法：問題解決のアイデアを出す手法。KJ法の呼び名は、考案者・川喜田二郎氏の名前が由来。具体的には、自由な発想で出された事象を紙に一つずつ書き出し、グループ分けし、より、小さなグループにまとめていく手法。

### 参考文献

- 池上彰 (2012) 『しくみがわかる やさしい経済学』 日本経済新聞出版社
- 池上彰 (2012) 『ニュースがわかる やさしい経済学』 日本経済新聞出版社
- 町田達朗、中島昌之共著 (1980) 『やさしい経済学読本』 名高経済教育研究会
- 池上彰 (2010) 『高校生がわかる資本論』 集英社
- 弘兼憲史、的場昭弘監修 (2009) 『知識ゼロからのマルクス経済学入門』 幻冬社
- 星野彰男・和田重司・山崎怜共著 (1977) 『国富論入門』 有斐閣新書
- 伊東光晴 (1970) 『ケインズ』 岩波新書
- 牧野昇 (1991) 『手に取るように経済のことがわかる本』 かんき出版
- 中谷巖 (1999) 『痛快！経済学』 集英社インターナショナル
- 森永卓郎 (2003) 『年収 300 万円時代を生き抜く経済学』 光文社
- John Kenneth Galbraith, 小原敬士訳 (1974) 『大恐慌』 徳間書店
- 池上彰 (2010) 『わかりやすく伝える技術』 講談社現代新書

## 『おくのほそ道』日英対照翻訳の試み

寺澤 陽美

愛知産業大学短期大学

(2015年2月16日受理)

### An Attempted Translation of “Oku no Hosomichi,” Contrasting English and Japanese

Harumi TERASAWA

Aichi Sangyo University College

Oka-cho, Okazaki, Aichi, 444-0005 JAPAN

(Received February 16, 2015)

#### 要 旨

松尾芭蕉の記した俳諧紀行文『おくのほそ道』は、日本を代表する文学作品として、日本国内外において広く親しまれ、また時代を経てなお評価され続けている。しかし、その英訳はこれまで、英語母語訳者の視点に立った翻訳によるものがほとんどで、俳句を含めた全編に日本人の感性が生かされているとは言い難い。そこで、原作から主要な章を取り上げ、日本語母語訳者の立場から日英対照の翻訳を試みた。

#### キーワード

日英対照、翻訳、おくのほそ道

## 1. はじめに

日本の文学作品の中には、日本国内外において広く親しまれ、また時代を経てもなお評価され続けているものが数多くある。その筆頭の一つに挙げられるのは、松尾芭蕉の記した俳諧紀行文『おくのほそ道』<sup>1</sup>であろう。和歌の西行、連歌の宗祇と並ぶ日本の三大旅行詩人と言われる松尾芭蕉は 5 作の紀行文を残しているが、1689 年、江戸・深川を起点に東北・北陸を巡り岐阜・大垣に至る 150 余日間の旅を綴ったのが『おくのほそ道』で、日本を代表する紀行文として世界に評されている。

英語での翻訳本は、再訂版を合わせるとこれまで 10 以上出版されているが、英語母語訳者の視点に立った翻訳によるものがほとんどで、俳句を含めた全編に日本人の感性が生かされていると断言するのは難しい。そこで、日本語母語訳者の立場から、日英対照の翻訳を試みようとするものである。本稿では今回、『おくのほそ道』の原題名、序章を始めとして、旅の主要な訪問地、章をとり上げ、日英対照翻訳の可能性を探ってみる。

原本には推敲の跡が多くあり、芭蕉による真筆箇所もしくは訂正箇所については、これまでのところ説が定まっていない。後に弟子素龍が清書した素龍清書本が現在では最も一般的とされているため、本稿で記述する原本の和文については、芭蕉自筆本ではなく「素龍清書本」を底本として扱うこととする。

## 2. 原題名における解釈の違い

俳諧紀行として、日本のみならず世界中で広く親しまれている『おくのほそ道』について、まずその原題名から、英語への翻訳の困難さが存在する。『おくのほそ道』という日本語の原題は複数の解釈が成り立つため、英語圏で紹介される場合においても、度々異なる翻訳が行われている。現在までに確認が可能な英訳本の英語タイトルを例にとり、そのタイトルの解釈の違いと英訳の複数の可能性を考察する。

主な英訳本の原題名の英語タイトルは、筆者の調べた限りでは、以下に示すように数種類に翻訳されている。年代順に英訳タイトル名、訳者名、出版年を

---

<sup>1</sup>素龍清書本（西村本）の題簽（外題）『おくのほそ道』が芭蕉自筆で芭蕉公認の最終形態とされているため、原題名は『奥の細道』でなく『おくのほそ道』とするのが正式とされている。

挙げた。

- (1) Back Roads to Far Towns (Corman, C & Kamaike, S., 1968)
- (2) The Narrow Road to the Far North (Stock, D. & Britton, D., 1974)
- (3) Narrow Road to the Interior (Hamill, S., 1991)
- (4) Narrow Road to the Interior (Sato, H., 1996)
- (5) The Narrow Road to Oku (Keene, D., 1996)
- (6) Narrow Road to a Far Province (Britton, D., 2002)

これらを比較観察してみると、「ほそ道」については、ほぼ「Narrow Road」つまり「細い道」、「おくの」の「の」については方向を表す前置詞「to」が用いられている。

ところが、「おく」という部分については、訳者によって解釈が分かれる。上記の訳本(1)では“Far Towns”つまり日本語で考えると「遠くの町」、訳本(2)では“the Far North”つまり「遙か北」の意味、また訳本(3)および訳本(4)の“the Interior”を日本語で考えると「奥地」、さらに訳本(6)では“a Far Province”すなわち「遠くの国」と英訳されている。

もっとも興味深くまた説得力があるのは訳本(5)で、アメリカ出身の日本文学研究者として知られる Keene<sup>2</sup>による翻訳である。「おく」という部分を、英語を用いることなくそのまま「Oku」としている点が注目される。これは原題の「おく」は旅の目的地が「奥という地方」つまり本州の北端の陸奥の国であること、同時に「奥地あるいは奥に引っ込んだ場所」という地理的な意味、さらに「俳句の深淵に入っていく旅」という比喩的な意味も考えてのことである。

原文の「壺の碑」の章には、「おくの細道の山際に十符の菅有」と作品の中で唯一「おくの細道」という言葉が使われている。この段において「おくの細道」という言葉が登場する経緯については別の考察を要するが、これは、奥州路の一部の固有名詞を表していると考えられており、日本語で地名を意味することを考えると、英訳タイトルにおいても「Oku」とするのがふさわしいと考える。

芭蕉はこの題名にどんな意図を込めたのか。読む者によって解釈が異なる可能性があり、訳者を含め読者に与えてくれるこの可能性と想像性は、世界で最も短い文学といわれる日本の俳句と俳句紀行文が持つ魅力の一つであり、外国語への翻訳の難しさでもある。

---

<sup>2</sup> Donald Keene 1922年、アメリカ合衆国・ニューヨーク出身の日本文学・日文学研究者で、2012年日本国籍を取得した。

### 3. 『おくのほそ道』 翻訳試案

#### 3-1. 序章

『おくのほそ道』の序章として知られる冒頭部分について、素龍清書本による和文に続き、筆者による英訳を試みる。

月日は百代の過客にして、行きかふ年も又旅人也。舟の上に生涯をうかべ、馬の口とらへて老いをむかふる物は、日々旅にして、旅を栖とす。古人も多く旅に死せるあり。予もいづれの年よりか、片雲の風にさそはれて、漂泊の思ひやまず、海浜にさすらへ、去年の秋、江上の破屋に蜘蛛の古巣をはらひて、やゝ年も暮れ、春立てる霞の空に、白川の関こえんと、そゞろ神の物につきて心をくるはせ、道祖神のまねきにあひて、取るもの手につかず、もゝ引の破れをつゞり、笠の緒付けかえて、三里に灸すゆるより、松島の月先づ心にかゝして、住める方は人に譲り、杉風が別墅に移るに、

草の戸も住み替はる代ぞひなの家  
面八句を庵の柱に懸け置く。

#### The Narrow Road to Oku

The months and days are eternal travelers. The years that come and go are also travelers. Those who spend their lives on floating boats and those who grow old leading horses live their whole lives travelling; life itself is a journey. Many men of taste in the past died while travelling.

Blown by a wisp of cloud, for years, I have been unable to stop dreaming of roaming about the world. I wandered the seacoast, and then last fall returned to my tumble-down house on the river and swept away the old cobwebs. Meanwhile, the year came to an end. As spring came with its misty sky, I longed for crossing the Barrier of Shirakawa into Oku, possessed by the travelers' deity, and I could not concentrate on anything.

I mended a tear in my long underpants, replaced the cord on my sedge hat, and burned moxa on my kneecaps to strengthen them. Directly after those preparations for the journey, the moon of Matsushima rose to my mind. I sold my hut to another and moved to Sampo's guest house. Before I left

my home, I composed a poem and hung in on a pillar:

*Kusa no to mo / sumikawaru yo zo / hina no ie*

Even a grass hut  
may change the residents  
into a doll's house.

This became the first of an eight verse sequence.

本章は作品全体において重要な冒頭部分であり、英訳にあたり特に次のような配慮を行った。まず第二文では、「舟の上に生涯をうかべ」と「馬の口とらへて」が修辞法として対句表現をとっている。このため、英訳においては特にそのリズムを保つよう配慮し、“those who”を相対して並べ用いた。また、人生そのものが旅のようなものであると述べる芭蕉の言葉が反映されるよう“Life itself is a journey.”と試訳した。

### 3-2. 白河の関

心許なき日かず重なるまゝに、白川の関にかゝりて旅心定まりぬ。「いかで都へ」と便求めしも断り也。中にも此の関は三関の一にして、風騷の人心をとゞむ。秋風を耳に残し、紅葉を俤にして、青葉の梢猶あはれ也。

卯の花の白妙に、茨の花の咲きそひて、雪にもこゆる心地ぞずる。古人、冠を正し衣装を改めし事など、清輔の筆にもとゞめ置かれしとぞ。

卯の花をかざしに関の晴れ着かな 曾良

#### The Barrier of Shirakawa

As days had passed longing for the Barrier of Shirakawa, I finally reached there and felt my spirits settled into the journey. Now I understood why Taira-no Kanemori had sought the means to “tell people in the capital his deep emotions somehow” on passing through the Barrier of Shirakawa. Shirakawa, one of the Three Great Barriers of the North, has attracted people of taste. The treetops with green leaves truly gave me poetic emotions, though I could almost hear the autumn winds as Noin heard, and

almost see the maple leaves as Minamoto-no Yorimasa saw. Snow-white deutzias in blooming, pure-white briars flowering aside, I felt as if I were passing through this barrier in the snow. Takeda Taifu Kuniyuki in the old days straightened his cap and dressed formal when he crossed this barrier, Fujiwara-no Kiyosuke writes in the “Fukuro-Zoshi.”

*Uno hana o / kazashi ni seki no / haregi kana*

Sora

A spray of deutzia  
adorned on my cap is  
attire for the barrier.

Sora

芭蕉は江戸を出立する際に、「春立てる霞の空に、白川の関こえんと」と奥州路を目指すことに期待をかけていた。その白河の関に着いた時には、卯の花が咲き匂い、冠の代わりに卯の花を頭に飾り、見知らぬ土地に入る高揚感を句に表した。こうした背景を踏まえて、曾良の句を訳詞した。各行の冒頭で頭韻を踏むことによって音調を整え印象的にする効果があることから、これからの旅に対する旅人の期待を表すよう意図した。

### 3-3. 松島

抑ことふりにたれど、松島は扶桑第一の好風にして、凡そ洞庭・西湖を恥ぢず。東南より海を入れて、江の中三里、浙江の潮をたゞふ。島々の数を尽くして、敬つものは天を指し、ふすものは波に匍匐ふ。あるは二重にかさなり、三重に畳みて、左にわかれ右につらなる。負へるあり抱けるあり、児孫愛すがごとし。松の緑こまやかに、枝葉汐風に吹きたはめて、屈曲をのづからためたるがごとし。其の気色眇然として、美人の顔を粧ふ。ちはや振る神のむかし、大山づみのなせるわざにや。造化の天工、いづれの人か筆をふるひ詞を尽くさむ。

### Matsushima

It's been said thousands of times but Matsushima is one of the most picturesque places all over Japan, just as beautiful as Lake Dongting or West

Lake in China. The bay is open to the South-east, seven miles across, brims with the adverse tide just as The Qiantang River in Zhejiang Province, China.

There are countless islands. Some rise high and point toward the sky, and others lying low on the waves; some islands lie one upon another, and others with three layers; some divide to the left, and others range to the right; some islands carry islets on the backs, and others hold them in the arms as if parents or grandparents caress their offspring fondly.

The green of pine trees is deep, and the branches are bent by the winds from the sea. Though the shape of the pine trees is naturally made, some look even artificially formed. The lovely scenery is profound and makes me think of a beautiful woman who wears exquisite makeup. Is this place Matsushima the work of Oyamazumi in the Age of the Gods? Who could exactly capture in a painting or a poem the miraculous creation of God?

松島の章においては、底歌と呼ばれる語が多く用いられている点が、原文の味わいでもあり、同時に英訳の困難さを増している。「洞庭」、「西湖」は中国の湖名、「浙江」は省または地名である。さらに「浙江の潮」は、浙江省を流れ杭州湾に注ぐ「銭塘江」を指している。

### 3-4. 平泉

三代の栄耀一睡の中にして、大門の跡は一里こなたに有り。秀衡が跡は田野に成りて、金鶏山のみ形を残す。先づ高館にのぼれば、北上川南部より流るゝ大河也。衣川は和泉が城をめぐりて、高館の下にて大河に落ち入る。康衡等が旧跡は、衣が関を隔てて、南部口をさし堅め、夷をふせぐとみえたり。偕も義臣すぐつて此の城にこもり、功名一時の叢となる。「国破れて山河あり、城春にして草青みたり」と、笠打ち敷きて、時のうつるまで泪を落とし侍りぬ。

夏草や兵どもが夢の跡

卯の花に兼房みゆる白毛かな

曾良

兼ねて耳驚かしたる二堂開帳す。経堂は三将の像をのこし、光堂は三代の棺を納め、三尊の仏を安置す。七宝散りうせて、珠の屏風にやぶれ、金の柱霜雪に朽ちて、既に頽廢空虚の叢と成るべきを、四面新に囲みて、薨を覆ひて

風雨を凌ぐ。暫時千載の記念とはなれり。

五月雨の降りのこしてや光堂

### Hiraizumi

The Fujiwaras' glory of three generations was ephemeral. The ruins of the great gate are two and a half miles before we came to this site. The ruins of Hidehira's mansion are now rice fields, and nothing but Kinkei-zan remains its appearance as it was. First, we climbed up the hill Takadachi and saw the Kitakami River, which is the larger river running from the Nambu area. The Koromo River runs around Izumi Castle, flows down through Takadachi, and pours into the Kitakami River. The ruins of Yoshihira and others, beyond the Koromo Barrier, seem to protect the entrance to the Nambu area against Yezo tribesmen. Even so, Yoshitsune and the pick of his loyal retainers fortified this castle; however, his glory lasted but a moment and turned into thick grass all around.

I thought how admirably Chinese poet Tu Fu put: The country fell, but its mountains and rivers remain. Now spring has come to the ruined castle, and the grass is verdant.

We sat on our bamboo hats and wept bitterly.

*Natsukusa ya / tsuwamonodomo ga / yume no ato*

Summer grass,  
warriors made fight here,  
is the remain of their dream.

*Uno hana ni / Kanefusa miyuru/ shiraga kana*

Blossoming deutzia  
reminds me of Kanefusa  
with white hair.

Sora

The two main halls of Chusonji Temple that I'd heard of with wonder were both open to the public. The Sutra Hall remains the images of three generals of the Fujiwara dynasty, Kiyohira, Motohira, and Hidehira. The Light Hall contains their coffins and the Buddhist trinity, the Mida, the Kannon, and the Seishi. The seven precious things decorated the Light Hall should have gone in the weather, the gem-studded doors torn by winds, and the gilded pillars decayed by the frost and snow. The whole hall itself should have reduced to a pile of rubble and turned into rank weeds: however, to protect it from the weather, all sides were covered with walls and the roof was tiled. Thus, it has been preserved a while longer as a memory of a thousand years.

*Samidare no / furinokoshite ya / Hikari-do*

The May rain,  
seems not to have rained except  
around the Light Hall.

平泉の章においては、「国破れて山河あり」という杜甫の漢詩が底歌として扱われているため、英訳にあたり説明を補う必要があると考えられる。

また、本章三句目の季語である「五月雨」については、これまで Britton による “June's rainy days” や Keene による “the rains of spring” と、訳者により異なる英訳が試みられているものの、旧暦 5 月頃の雨を表す「五月雨」は夏の季語であるため、これらの英訳が適切であるかどうか一考の余地がある。そこで本稿では、新たな試みとして “the May rain” と表現することとしたのである。

### 3-5. 立石寺

山形領に立石寺と云ふ山寺あり。慈覚大師の開基にして、殊に清閑の地也。一見すべきよし、人々のすゝむるに依りて、尾花沢よりとつて返し、其の間七里ばかり也。日いまだ暮れず。麓の坊に宿かり置きて、山上の堂にのぼる。岩に巖を重ねて山とし、松柏年旧り、土石老いて苔滑らかに、岩上の院々扉を閉ぢて、物の音きこえず。岸をめぐり、岩を這ひて、仏閣を拝し、佳景寂

寞として心すみ行くのみおぼゆ。  
閑かさや岩にしみ入る蝉の声

### Ryushaku-ji

In Yamagata feudal domain, there is a temple called Ryushaku-ji, which was founded by the Great Teacher Jikaku. The atmosphere is especially pure and calm. People urged us to take a look at it, so we returned from Obanazawa, about seven li away. The sun has not set yet. After reserving pilgrims' lodgings at the foot of the mountain, we climbed up to the temple on the ridge. Boulders piled up on boulders form the mountain. Evergreen trees such as pines and cypresses are aged. Ancient soils and stones are covered with smooth moss. The doors of the temple buildings are all shut, and not a sound can be heard anywhere. We followed the edge of the cliff, crawled along the rocky stretch of a climb, and worshipped the Buddhist temples. The extraordinary scenery stands tranquil, alone and forsaken, which seems to make people's soul perfectly purified.

*Shizukasa ya / iwa ni shimiiru / semi no koe*

How still it is,  
the sound seeping into the stones,  
a cicada is shrilling.

立石寺の章において重要となるのは、一般にもよく知られた「蝉の声」の俳句であろう。この句に詠まれた蝉は「ニイニイゼミ」であるとするのが現在の定説であり、日本人に「ニイニイ」と聞こえる細く透き通るような鳴き声が閑かさの中に浸みるように響く様をどのように英語で表現するのかが問題となる。虫が「鳴く」と一口に言っても、多様な言葉の選択が可能であるが、本稿では高い音で鳴く様を表す“shrill”を用いた。擬音語が豊かな言語とされる日本語で培われた日本人の虫の鳴き声に対する感覚を、より適切に美しく英語で表現するというのは、主観に大きく左右されるがゆえに、訳者の語感が問われる。

## 3-6. 象潟

江山水陸風光数を尽くして、今象潟に方寸を責む。酒田の湊より東北の方、山を越え、磯を伝ひ、いさごをふみて其の際十里、日影やゝかたぶく比、汐風真砂を吹き上げ、雨朦朧として鳥海の山かくる。闇中に莫作して「雨も又奇也」とせば、雨後の晴色又頼母敷と、蟹の苫屋に膝をいれて、雨の晴るゝを待つ。

其の朝、天能く霽れて、朝日花やかにさし出づる程に、象潟に舟をうかぶ。先づ能因島に舟をよせて、三年幽居の跡をとぶらひ、むかふの岸に舟をあがれば、「花の上こぐ」とよまれし桜の老木、西行法師の記念をのこす。江上に御陵あり。神功后宮の御墓と云ふ。寺を干満殊寺と云ふ。此の処に行幸ありし事いまだ聞かず。いかなる事にや、此の寺の方丈に座して簾を捲けば、風景一眼の中に尽きて、南にも鳥海、天をさゝえ、其の陰うつりて江にあり。西はむやむやの関、路をかぎり、東に堤を築きて、秋田にかよふ道遙かに、海北にかまえて、浪打ち入る処を汐こしと云ふ。江の縦横一里ばかり、佛松島にかよひて、又異なり。松島は笑ふが如く、象潟はうらむがごとし、寂しさに悲しみをくはえて、地勢魂をなやますに似たり。

象潟や雨に西施がねぶの花  
汐越や鶴はぎぬれて海涼し

## Kisakata

Having seen innumerable splendid scenes of rivers and mountains, sea and land, I have an urge to see Kisakata. We left Sakata Harbor for the northeast, crossed a mountain, went along the craggy seashore, and trod through the sand: a distance of ten li. As the sun was setting, we reached our destination. A blast of wind blew the sand off and a driving rain hazed the sky dark, obscuring Mount Chokai. We groped in the dark. Imaging the scene in the rain that lies before us would be an original taste, as an old poet said so. Expecting the splendid scene after it clears up would be wonderful as well. We took shelter from the rain in a fisherman's thatched hut and waited for the rain to cease.

The next morning, the sky cleared up. When the sun rose, we took a boat for Kisakata. We first came alongside the Noin Island and visited the

remains where Noin secludedly lived for three years. When landed on the opposite shore, we saw an old cherry tree that reminded us of Saigyō, who wrote:

Fishermen row their boats,  
over the cherry blossoms.

Near the water is a grave, which they say is the Empress Jingu's. The temple here is called Kanmanju-ji. I had never before heard that the Empress Jingu had visited here — I wonder why there is the grave here.

Sitting in the priest's room, I rolled up the bamboo blind and viewed the panorama of the lagoon Kisakata. To the south, Mount Chokai stands high supporting the heaven, reflecting its image in the lagoon. To the west, the road leads to the Muyamuya Barrier; to the east, the road along the embankment leads far to Akita. To the north is the sea, the place where the wave from the sea washes the inlet is called Shiogoshi. The inlet called Kisakata is about one li in length and width, which resembles Matsushima, but differs. While Matsushima seems to be smiling, Kisakata seems to have a bitter feeling. With a feeling of loneliness and sorrow, the landform of Kisakata looks like a beauty in torment with sorrow.

*Kisakata ya / ame ni seishi ga / nebu no hana*

Kisakata –  
mimosas are wet in the rain, like  
the beauty Xi Shi closes her eyes languidly.

*Shiogoshi ya / tsuru hagi nurete / umi suzushi*

Shiogoshi –  
a crane's legs are wetted in the shallow,  
how cool the sea is!

象潟の章において、底歌として中国・春秋時代の人名が扱われている。越の国の美女として知られる西施である。西施の中国語および英語読みは“Xi Shi”

であるが、原文の俳句に込められた西施の美しさをより表現することを意図し、本稿では“the beauty Xi Shi”と試訳することとした。

#### 4. 『おくのほそ道』 翻訳試案の意義と課題

日本を代表する紀行文について、英語母語訳者の視点からではなく、新たに日本語母語訳者の立場から日英対照の翻訳を試みようとする事自体は、意義ある挑戦といえる。

一方で、今回の筆者による翻訳試案においては、いくつかの課題が見つかった。すなわち、対句的表現や随筆としてのリズムある文体について、底歌が数多く存在すること、俳句の英訳上の困難さの三点が挙げられる。

第一に、本原作には対句的表現が用いられ、随筆としてリズムよい文体を作り出していることが特徴として挙げられる。例えば「序章」では、「舟の上に生涯をうかべ」と「馬の口とらへて老いをむかふる」が、一生を旅して生活する者を表す対句表現となっており、英訳する際には、対句が持つリズムを損なわないよう注意を要する。

第二に、原文には底歌が数多く存在する点である。底歌は、中古・中世の日本の和歌や、中国の古典に出てくる人名、地名、漢詩などの一部を記述に組み込んでいるものである。「松島」の章に出てくる中国の景勝地「洞庭」「西湖」、「象瀉」の章に出てくる中国の美女「西施」などである。本作品が成立した時代には、知識人の教養として共通認識とされていた情報であっても、現在の日本にあってこれらの情報は、訳者を含め全ての読者が同様に持ち合わせているとは言えない。このため、これらの底歌について、英訳文中にどこまで記述すべきかどうか、基準を定めるのが非常に困難である。

第三に、世界一短い文学とも言われる俳句の英訳の難しさである。原文の五・七・五のリズム感を残しながら、意味が通じ理解できる程度の短く簡潔な英訳を試みることは、俳句が十七文字と短いだけに繊細な語感が要求される。さらに、句中の季語の存在は、日本の文化や季節感と異なる文化圏・生活圏の読者への紹介の仕方に限界を有する可能性がある。例えば「序章」で「ひなの家」を「a doll's house」、「平泉」の章で「卯の花」を「deutzia」としたが、果たしてこれだけの短い英訳では原作の季節や趣を十分に表現することができるか、さらに検討を重ねる必要がある。

ここまで、『おくのほそ道』翻訳試案について振り返り、実例を挙げながら意義と課題を考察した。

今後、さらに、『おくのほそ道』原作への理解を深めるとともに、作品に登場する旅の主要な訪問地、章をとり上げ、日英対照翻訳の可能性を探っていきたい。

### 参考文献

- 上野洋三, 櫻井武次郎 (1997) 『芭蕉自筆 奥の細道』岩波書店, 東京.
- 角川書店編 (1997) 『合本 俳句歳時記 第三版』角川書店, 東京.
- 松尾芭蕉, ドナルド・キーン訳 (1996) 『対訳 おくのほそ道 -The Narrow Road to Oku-』講談社インターナショナル, 東京.
- 松尾芭蕉, ドナルド・キーン訳 (2007) 『英文収録 おくのほそ道』講談社学術文庫, 東京.
- 山本健吉 (1976) 『グラフィック版 奥の細道』世界文化社, 東京.
- 宮本三郎 (1966) 『校註 おくのほそ道』武蔵野書院, 東京.
- Corman, C. & Kamaike, S. (1968) 『BACK ROADS TO FAR TOWNS』GROSSMAN PUBLISHERS, New York.
- Higginson, W. J. (1996) 『Haiku World -AN INTERNATIONAL POETRY ALMANAC』Kodansha International, Tokyo.
- Matsuo, B, Translated by Britton, D. (1974, 2002) 『A HAIKU JOURNEY - BASHO's Narrow Road to a Far Province-』Kodansha International, Tokyo.
- Reichhold, J. (2008) 『BASHO The Complete Haiku』Kodansha International, Tokyo.
- Sato, H. (1996) 『BASHO's Narrow Road』Stone Bridge Press, California.

## 大学生の小論文に見られる悪文の種類と特徴

小竹 直子

愛知産業大学短期大学

(2015年2月16日受理)

### The Varieties and Features of Poor Writing Styles Observed in Essays by College Students.

Naoko KOTAKE

Aichi Sangyo University College

Oka-cho, Okazaki, Aichi, 444-0005 JAPAN

(Accepted on February 16, 2015)

#### 要 旨

本稿では、「悪文」の一つの形として、主語と述語が対応しない「ねじれ文」に注目し、大学生の小論文における「ねじれ文」の種類と特徴を分析した。その結果、「なぜなら…からである」のような呼応が成立していないもの、主語が明示されていないもの、不要な主語が付加されているもの、不要な述語が付加されているものが多いことがわかった。このような「ねじれ」の原因として、書き手が文を書きながら命題を構築していること、冒頭に述べたことを忘れてしまうことなどが考えられる。これらは話し言葉でよく見られる現象であり、大学生の小論文では話し言葉の特徴がそのまま書き言葉に移行しているとも言える。そこで、「悪文」を予防するためにまずは、話し言葉と書き言葉の違いを知ることと、書いた後に推敲することを指導する必要があると考えられる。

#### キーワード

悪文 ねじれ文 呼応 主語 述語

## 1. はじめに

筆者は、大学生の文章表現の授業を担当して、彼らの書く文章の多くが読みにくく、意図が伝わりにくいものであることに気付いた。たとえば、筆者が担当した大学1年生対象の授業で、ある学生が書いた文章を例に見てみたい<sup>(注1)</sup>。

- (1) なぜこのような問題になるのかは、結婚する人が少なく、結婚をしてもこの先不安で子供を産む女性が昔と比べると産む人数が減っているのは事実だ。

読み手はこの文に読みにくさを感じるだけでなく、次の(2a)と(2b)の二つの解釈のどちらをとれば良いかわからない。

- (2) a. このような問題が起こる原因は、結婚する人が減っていることと結婚しても子どもを産まない女性が増えていることにある。
- b. 結婚する人が減って、結婚しても子どもを産む女性が昔よりも減っていることは事実だ。

つまり、「なぜこのような問題になるのか」が主語だろうと思って読み進めると、「子供を産む人数が減っていること」という新たな主語が出てきて、読み手が混乱してしまうのである。このように読み手を戸惑わせ、迷わせる文章は、間違いなく「悪文」であると言える<sup>(注2)</sup>。

このような「悪文」をなぜ産出してしまうのか、書き方の「癖」のようなものが見出せないか、本稿はそのような動機に基づいている。本稿は、大学生の文章表現力の養成に役立てることを最終目標に置きながら、その第一段階として大学生の書く文章に見られる「悪文」の特徴を調査し、分析するものである。

## 2. 本稿で扱う「悪文」の範囲

「悪文」と言っても、送り仮名などの文字・表記の誤りを含んだものを指す場合から、結論が最後まで読まなければわからないといった談話上での非効率性を指す場合まで、さまざまなレベルがある。本稿では、その中でも特に文章表現に関する本で多くの指摘がある「ねじれ文」を取り上げたい(野元 1979 pp.116~129、石黒他 2009 pp.30~36、小笠原 2011 pp.134~135、澤野 2014 pp.56~57、山口 2014 pp.140~143)。「ねじれ文」とは主語と述語が対応していない文のことで、典型的には(3)のような文を指す。

- (3) 私の夢は世界一周旅行をしたい。 (小笠原 2011, p.135)

(3)では、「私の夢は」という主語に対応させて述語を「世界一周旅行をすることだ」と名詞述語化するべきところを「世界一周旅行をしたい」と形容詞述語で結んでいる。つまり「～は…ことだ」という決まった文型が成立していないことで「ねじれ」が起こっているとと言える。

ある表現を使うときに、決まった表現で受けなければならないことを「呼応」と呼ぶ。呼応する表現は他にも「なぜなら～からだ」「あまり～ない」「まるで～ようだ」「たぶん～だろう」「いくら～ても」「…によると～そうだ」「はたして～のか」などさまざまなものがある。呼応表現の不成立によって不適格文となる例を(4)～(7)に挙げておく。呼応表現に引かれた下線と矢印以降に示した訂正案は筆者による。

(4) 若いうちは、いろいろな仕事を経験したほうがいい。なぜなら、ひとつの仕事しか経験していないと、人間の幅が狭くなってしまう。(→狭くなってしま

うからだ) (山口 2014, p.140)

(5) というのは、彼がその件の担当だ。(→担当だからだ)

(澤野 2014, p.162)

(6) 多くの父親は、仕事が忙しくて子どもと話す時間があまり少ない (→あまり多くない) と思っている。(石黒他 2009, p.35)

(7) ある新聞の調査によると、現代は結婚しない女性が増えている。(→増えているそうだ) (石黒他 2009, p.35)

これらの例は呼応の不成立をわかりやすく説明するために単純化された文であり、また、特に石黒他(2009)は外国人留学生のために書かれたテキストである。したがって、必ずしも日本語母語話者が実際にこのような誤りを犯すとは限らない。そこで、大学生の小論文を分析し、実際にどのようなタイプの「ねじれ文」が生じるのかを明らかにすることは意義があると言える。

実例を分析した研究では、新聞記事などのプロの書く文章における「悪文」について指摘した野元(1979)がある。野元(1979)では(8)のような種類の「ねじれ文」があることが指摘されている。

(8) a. 述語がない

b. 述語の位置の悪さ

c. 不適當な述語

d. 主語の省略

e. 不適當な主語

(野元 1979, p.116-129)

これらの特徴は、大学生の小論文においても見られるだろうか。また、もしプロの書く「ねじれ文」の特徴が大学生の書く文章においても共通して見られるのであれば、「書く」という作業の普遍的な特徴によると考えられる。本稿はプロの文章との比較を目的とするものではないが、野元(1979)で指摘された「ねじれ」のタイプが大学生の小論文にも見られるのか、また野元(1979)では指摘がなかった「ねじれ」のタイプが大学生の小論文に見られるかを 6 節で考察する。

### 3. 調査の概要

本調査の対象となるデータは、2014 年 4 月から 8 月までに愛知産業大学で行われた「基礎日本語」の授業の中で受講生<sup>(注 3)</sup>に書かせた小論文の中から主語と述語が対応していない文を筆者が収集したものである。授業内で 3 回小論文を書かせたうちの、初回を除いた 2 回分の小論文をデータとした。小論文のテーマは①「大学生の就職活動」と②「人とのつながりを考える」というもので、400 字以上 800 字以下の分量を書かせた。受講生 68 名のうち①は 62 名、②は 57 名の提出があり、計 119 本の小論文が分析の対象となった。そのうち、主語と述語が対応していないと認められた文は 64 文収集された。

ただし、収集された 64 文は、主語と述語が対応しない文のうち、書き手の意図が読み取れるものに限られる。全く筆者の意図がわからない文は、どこで失敗しているのかを特定することもできない。すなわち、主語と述語の対応に失敗していると認められるためには、少なくとも何が主語であるか、あるいは何が主語であるべきかがある程度特定できなければならない。つまり、全く筆者の意図がわからない文は「悪文」の一つの種類として取り出すこともできないと言える。たとえば、(9)を見られたい。

(9) 私が思うに筆者は学生には選ばれる力とは別に選ぶ力が必要と言っているが私はそうは思わない。選ぶ力は学生が身に付けるもの。しかし、選ばれる力も学生によって選ばれる学生は違う。

(9)の下線をした一文は、何を言おうとしているのか意図が見えず、意味が通じないという意味では「悪文」であることは間違いはないが、どこで主語と述語の対応に失敗しているかを特定できないため、本調査の対象とすることができない。なお、冒頭の文は「私が思うに・・・思わない」と述語が重複しているために「ねじれ」が起こっていると特定できるため本調査の対象に含めた。

また、「主語と述語の対応が見えにくい」ものも「対応していない」とは言え

ないため、対象から外した。たとえば、(10)のように「資料には」という主語と「書かれている」という述語がかなり離れているために対応が捉えにくく、「悪文」と呼ぶべきものであると思われるが、今回の対象とする「ねじれ文」とは区別した。

(10)2 つ目に、資料には単身世帯のかかえるリスクには失業や病気によって働けなくなれば貧困に陥るリスクが高まる、また介護が必要になった場合に頼る人がいないというリスクがあると書かれている。

また分類の方法は、本稿の筆者が一つ一つ見て、元の文の筆者の意図をくみ取り、修正してみて、どこが「ねじれ」の原因になっているかを特定した。その結果、特定された「ねじれ」の種類は(11)に挙げられる。( )は誤りが認められた文の数である。

- (11)a. 呼応の不成立 (21 文)
- b. 主語不在 (20 文)
- c. 不要主語 (8 文)
- d. 不要述語 (7 文)
- e. 述語重複 (3 文)
- f. 述語不在 (2 文)
- g. 不要条件節 (1 文)
- h. 主語間違い (1 文)
- i. 述語位置不適切 (1 文)

たとえば、冒頭で示した文であれば、「なぜこのような問題になるのかは」の部分と「産む人数が」を削除すれば、(12b)のように「結婚する人が少なく、・・・子供を産む女性が・・・減っているのは」という主語に対して「事実だ」という述語に対応する文になる。すなわち、「なぜこのような問題になるのかは」と「産む人数が」の部分が不要であると判断できるため、このような文は「不要主語」に含めた。

- (12)a. (= (1)再掲) なぜこのような問題になるのかは、結婚する人が少なく、結婚をしてもこの先不安で子供を産む女性が昔と比べると産む人数が減っているのは事実だ。
- b. 結婚する人が少なく、結婚をしてもこの先不安で子供を産む女性が昔と比べると減っているのは事実だ。

主語と述語の対応を修正する方法が複数考えられ、誤りの個所を一つに特定

できない場合は最も単純な修正方法を採用することとした。たとえば、(13)は冒頭の「筆者が思うに」を生かして「楽しく生きていくことが大切だ」といった価値判断を表す述語を文末に加えることもできる。しかし最も単純な修正は、「筆者は・・・楽しく生きていきたいと思う」のように「思う」を文末に移動させることである。そのため、「述語位置不適切」とした。

(13) 筆者が思うに、今後の超高齢化社会を楽しく生きていく。

文末で失敗したと捉えるのか、文頭で失敗したと捉えるのかによっても異なる分類に振り分けられるが、その場合には前後の文脈を見て筆者の意図を伝達する上でどちらが障害となるのかを基準に判断することとした。たとえば、(14)は文末に「からである」があり、一見すると「なぜなら」が抜けている「呼応の不成立」だとも捉えられるが、前文を見ると、後文が前文の理由という関係になっていない。したがって、このような場合には「不要な述語」が付加されていると判断した。

(14) 社会にもし自分が出た時に必ず色々なリスクがある。そして、そのリスクをなくして行く事で初めてこの社会生活で生きられるのだと思ったからである。

#### 4. 「ねじれ文」の種類

ここでは3節で述べた方法によって分類された「ねじれ文」の種類とその特徴を具体的に見ていく。それにより、どのような過程を経て、主語と述語が対応しない文になっているのか、「悪文」の原因とそれを生み出す書き手の「癖」について考えたい。

##### 4-1. 呼応が成立していない文

まず、先行研究でも多く指摘されている「呼応」の不成立について見てみたい。典型的な例としては(15)や(16)が挙げられる。下線は呼応表現を示すために、筆者が加えたものである。(15)では「なぜならば」に呼応して文末に「からである」が来るべきところが落ちており、(16)では「結婚しないメリットは」という主語に対して、「時間が有効的に使えることである」といったように述語を名詞化すべきところがそうになっていない。

(15) なぜならば、一人で生きていけたらとてもつまらない人生になってしまうと考える。

(16)結婚をしないメリットは、自分のやりたい事ができる、生活が楽で時間が有効的に使える。

ただ(15)(16)のような「ねじれ」は復元しやすく、読み手の負担も少ないと考えられるが、今回収集した文の中には、このような復元しやすいものは少なかった。たとえば(17)(18)(19)のような文では、冒頭の表現（下線部）が完全に浮いてしまっていて、対応する述語が容易に復元できない。あるいは、複数の文にしなければ修正は困難である。

(17)この 39 歳男性が孤独な理由として、日本では義務教育で、小・中と学校に通っている中で良く話す人や、遊ぶ人がいたかもしれない。

(18)「選ぶ力」とは自分に合ったどんな人生を選ぶかを考える契機になるようなキャリア教育が求められる。

(19)最終的に大事となるのは、企業のお話を聞いて、自分が「この仕事なら大丈夫」「絶対にこの仕事をやり続ける自信がある」と感じる事ができたら、それでよいのではないか。

これらの「ねじれ」を起こしてしまう書き手が、「…理由として～が挙げられる」、「…とは～ことだ」「…のは～ことだ」などの文型を知らないとは考えにくい。むしろ冒頭の部分を書いた後で述べようとする内容が変わってしまったと考えるほうが自然な推論ではないだろうか。また、次の(20)のように論理関係が明確でなく、命題の構築をする前に書き出してしまったと思われるような文も多い。たとえば、(20)では「結婚をしなければ、悩みを打ち明ける相手がいない」と言いたいと考えられ、「結婚をしないということは」という書き出しが「結婚をしなければ」の間違いであると考えられる。おそらく書き手自身がこの文で何を言いたいかわからないまま、すなわち、命題の構築ができないまま書き出してしまったのだろう。

(20)結婚をしないということは、自分1人で考え込んでしまって、誰にも悩みなどをうちあけることが難しくなってしまう。

これらの「ねじれ文」の実例から、あらかじめ頭の中で命題の構築を行ってから文を書き出すのではなく、文を書きながら命題を構築している書き手の心理が垣間見られる。

#### 4-2. 主語が不在の文

「呼応の不成立」の次に多かったのは、「主語が不在の文」である。主語が不

在の文とは、(21)(22)に示す文のように下線部の述語に対応する主語が抜けているものである。すなわち(21)では文末の「考える」の主語が、(22)では「考えている」の主語が明示されていない。一人称主語の省略であると考えられるが、(21)(22)のように複数の述語を含む文では、それぞれの述語に対応する主語を明示しなければ読み手が混乱してしまう。また、前文脈を調べたが、主語の繰り返しを避けるための省略ではなかった。

(21)お年寄りや年配の方に使用するのが難しいという欠点があるものの、それを対峙するためのサービスなどを起うだけでも使用できる人が増え、さらに SNS などの機能を使用できる人は増え、孤独を回避できる人が増えると考える。

(22)小さな子供がいる母親は、子育てで分からない事を聞いたり、共に考えたりを、同じ目線で考えることができ、子育てによくある育児ノイローゼの回避にも繋がると考えている。

ちなみに、これらの例は下線部の述語を「～と考えられる」に置き換えると適切になる。しかし、前後の文脈を見ると、(21)も(22)も論理的な帰結を述べる文ではなく、書き手の考えを述べる文であるように思われる。したがって、述語を「～と考えられる」にする修正よりも、「筆者は（私は）」という主語を付加するほうが適当である。そこで本稿では「主語不在」に分類した。書き手にとっては容易に類推可能だろうと思って主語を明記しないのかもしれないが、書き言葉では相手に確実に意図を伝達できるように省略は避けたほうが良い。(23)の文では前文脈に「筆者は…考えた」とあるため、明らかに2文目の「考えている」の主語は筆者だとわかるが、主語を明記しないとやはり落ち着きが悪い。

(23)筆者は、自分に合った人生を選ぶ力をこう考えた。将来のことを考え、自分がこの道を選んだらどんな未来が待っているのかを予想し、自分が生きていく中で生きがいだと思える人生を選ぶ力だと考えている。

また、複数の述語に対する主語が不在の文もある。例えば(24)では「考えている」と「生きていくべきだ」の主語がどちらも明示されていない。

(24)違った方に行かなければ、超高齢化社会に影響を受けないと考えているので、人生計画に沿って生きていくべきだと思われる。

おそらく「考えている」の主語は一人称だろうと推測できるが、「生きていくべきだ」の主語も「私は」だろうか。「私は人生計画に沿って生きていくべきだ」という文は自分自身の行為の当為性を述べていることになり、奇妙に思われる。

自分自身のことなら「人生設計に沿って生きていきたい」としたほうがストレートだし、「べきだ」を使うのなら「人というものは」といった総称主語を置く必要があるだろう。

また次の(25)では6つの述語の全てに対応する主語が明記されていない。

(25)筆者も人と話すことが得意な方ではない。けれども、いざとなった時一人でいたらすごく困ってしまうし、自分自身孤独を感じてしまうことがあるので、細めに人とコミュニケーションをとってあげば、今まで幸せだと感じなかったことも幸せと感じるようになり、人とのつながりも大事だと強く思うことができるはずだ。

前半の「困る」「感じてしまう」までは一人称主語の省略だと考えられるが、後半の「コミュニケーションをとってあげば」「感じなかったことも…感じるようになり」「思うことができるはずだ」は「一般に誰でもそうだ」と言いたいのか、一人称主語なのかははっきりしない。

このように主語が「一般に誰でも」といった総称主語なのか一人称なのか区別しにくいものが非常に多く見られる。その一つの原因にはそもそもその二つの解釈を許す曖昧な表現が日本語に存在することがあるからだと考えられる。たとえば「この映画は泣ける」「急な変更は困る」のように主語が一人称なのか総称主語なのかどちらとも解釈できるものである。これらの表現は通常文脈によって主語が特定されるが、(24)や(25)では、文脈から主語を特定することができず「ねじれ」になっている。すなわち、「ねじれ」を生み出す書き手は、主語を曖昧にし、解釈を読み手にゆだねすぎて失敗する傾向があると言える。

以上で述べてきたように主語が不在の文は、しばしば総称主語解釈と一人称主語解釈のどちらかが曖昧になる。このように二通りの解釈ができる文は「悪文」に違いない。良文は、相手の解釈にまかせるのではなく、相手に確実に自分の言いたいことを伝えるものであるはずである。

#### 4-3. 不要な主語が付加されている文

次に、不要な主語が付加されているために、「ねじれ」が起こっている例を見る。「呼応の不成立」との区別が難しいが、「呼応」は「なぜなら…からである」「～のは…である」のような文型として固定された表現を取り出せるものに限る。ここで述べる「不要な主語の付加」は文中に余剰な主語が存在し、それが特定の文型の一部であるとは認められない場合を指す。たとえば、(26)のように

不要な「これは」「それは」などが付加されたものが多い。(26)は前文にも後文にも「これは」が指すものが存在せず、「これは」が完全に宙に浮いた状態になっている。

(26)若い内からいろいろな人とふれあっていくことが大事である。これは老後において生きていく上でも人とのふれあい大事である。

また、次に多いのが「筆者は」「私は」「自分は」などの一人称主語が不要に付加される場合である<sup>(注4)</sup>。(27)(28)がそのような例である。

(27)その中で自分は、人とのつながりをどのように作っていたらよいかという問題がある。

(28)著者は、女性の経済力が向上し、結婚しなくても生活できる女性が増えたことも理由の一つである<sup>(注5)</sup>。

すなわち、(27)の「自分は」も、(28)の「著者は」もそれらに対応する述語が存在せず、またそれらがなければ文として適格になる。したがって、不要な主語が付加されているために「ねじれ」が起こっていると考えられる。

他には、助詞の間違いによって不要な主語になってしまっている例もある。すなわち、(29)のように「人間は」を「人間にとっては」にすれば適格になる例もある。

(29)人間は生きていく中で友人や信頼できる存在は財産であるといえる。

このように冒頭の主語が浮いてしまう現象は、書き手が思い付いたことをまず「～は」の形で書き、その後具体的な内容を考えるという書き方をしているために起こるのではないかと考えられる。(30)がそのような書き方を伺わせる。

(30)千葉県市川市の39歳男性の生き方は、自宅のアパートにはテレビもなく、あるのは空の冷蔵庫、電気ポット、カセットコンロ、ちゃぶ台の上のパソコンがすべてである。

すなわち、(30)は「39歳男性の生き方」に関連することをこれから述べると宣言しておいて、具体的な内容を後に続けたような文章である。このような例からも、書き出す前に命題の構築をしていないことが示唆される。

#### 4-4. 不要な述語が付加されている文

次に不要な述語が付加されている例を見る。「主語が不在の文」との区別が難しいが、述語を削除しても文意に影響がない場合、「不要な述語が付加されている文」と判断した。たとえば、(31)では「考える」の主語が不在であると捉えて「私は」という主語を加えるという修正の方法も考えられる。しかし、「つら

いものはない」「大変だ」という述語がすでに筆者の主観を表現しているため、「～と私は考える」が入ると冗長な表現に思われる。そのため、「考える」という述語が不要であると判断できる。

(31)結婚せず一人で暮らすというほどつらいものはないと考えるし、いざというときに支えてくれる人がいなくなるとすごく大変なことがあった時に大変だと考える。

また、次の(32)(33)は「からだ (からである)」が不要だと考えられる。

(32)授業の資料で単身リスクという文章を読んで思った。社会にもし自分が出た時に必ず色々なリスクがある。そして、そのリスクをなくして行く事で初めてこの社会生活で生きられるのだと思ったからである。

(33)今後超高齢化社会の時代の中で、私は「自分の納得のいく人生」を歩んでいきたいと思う。なぜそう思うのかと言えば、やはり自分の人生だからである。親の言いなりになって、親がああしなさい、こうしなさいと言って、自分の人生のレールをしいていく人生程つまらないものはないと私は考えているからだ。

これらの例では、後文が前文の理由を述べる文になっているわけではないが、なぜか文末に「からだ (からである)」が現れる。文中に表現していない前提が頭の中にあり、その理由付けをしているのかもしれない。

また、「不要な主語が付加された文」と同様に途中で述べようとするのが変わってしまったと考えられる例もある。(34)がその例で、「だれしも一人で孤独に生きていきたいとは思わない」ということが言いたいのだと思われる。おそらく書いている途中で「だれしもそうだ」という主張が強すぎると思われて、「そう考える人は少ない」と文末で主張を弱めたのだと考えられる。この例からも書き手が考えながら書いている様子が伺い知れる。

(34)だれしも、誰とも関わらずに一人で孤独に生きていきたいと考える人は少ない。

#### 4-5. 述語が重複している文

次に、述語が重複しているために「ねじれ」が起こっている例を見る。典型的な例は、(35)のようなものである。

(35)私が思うに、筆者は学生には選ばれる力とは別に選ぶ力が必要と言っているが私はそうは思わない。

(35)では「私が思うに」と書き出していながら、「私はそうは思わない」と文を結んでいる。これは冒頭に不要な述語が付加されているだけでなく、述語を一つにまとめる必要がある文であると判断し、「述語の重複」に分類した。

(36)(37)も同様に「述語の重複」である。

(36)これをみて分かるように正社員として働いた方がいいということが分かる。

(37)そういった面も考えると、単身世帯が多いと税金を引き上げないといけ  
ないのであまりよくないと考え、結婚し家庭をもつことが大事だと  
考える。

これらの例は、文頭の一区切り、すなわち「私が思うに」のような句や「そういった面を考えると」のような節が無視され、それ以降の部分で命題の構築がなされていると言える。つまり、これらの「ねじれ文」の存在は、冒頭の一区切りを置き忘れやすいという書き手の心理を示していると考えられる。

#### 4-6. その他

最後にその他として、「述語が不在の文」「不要な条件節が付加された文」「主語が間違っている文」を見ておく。なお、「述語の位置が不適切な文」については、(13)で既に見たため割愛する。

「述語が不在の文」はたとえば(38)のようなものである。

(38)もし離婚に発展してしまった場合は、もう一度始めから見直しこれからの自身への成長へつなげるべきだと筆者は考えている。結果として  
筆者は、自分らしく生きる事とは、「選択、責任とつねに向き合うべきだ」。結婚、離婚、独身であってもそれは、自分自身が選択したうえで起きている事だ。

(38)では、2文目の冒頭の「結果として筆者は」に対応する述語が存在しない。これは不要な主語が付加されている文であるとも判断できそうであるが、前後の文脈を見ると、むしろ述語を補うべき文であると判断できる。すなわち、当該の文は筆者が主張したいことをまとめている文であり、「筆者は…べきだと考える」や「筆者は…べきだと主張したい」のように述語を補う修正が最も妥当だと考えられる。なお、「自分らしく生きる事とは」の部分は「自分らしく生きるためには」の間違いであると考えられる。

「不要な条件節が付加された文」は(39)のようなものである。

(39)いざ選ぼうとすると大企業にばかり目を向けることはせずに、中小企

業にも目を向けて探しそしてコンピュータや求人募集の張り紙だけでなく実際に働いている人に話しを聞いたりし、そして自分の目で職場の雰囲気を見て考えたりしようと思う。

(39)では「いざ選ぼうとするとどうなるのか」を表す対応する述語が存在せず、また述語を補うよりも条件節を削除したほうが文意に沿うと考えられる。

最後に「主語が間違っている文」は(40)である。

(40)筆者は将来、孤独にならないように生きていくべきだ。

(40)では、「筆者は」と「生きていくべきだ」が対応していない。「～べきだと思う」と述語を補っても自分の行為に対する当為判断を述べることになり不自然さが残る。そこで「筆者は」の部分で「人は」「人間は」「誰でも」などに変えれば意味が通る文になると判断し、「主語間違い」に分類した。

ここで示した例を見ても、やはり文頭の一区切りで書いたことは置き忘れやすいことがわかる。以上で述べた大学生の小論文に見られるねじれ文の種類と特徴から、「ねじれ文」が生じる原因についていくつかの気づきが得られた。その気づきについて次節でまとめてみたい。

## 5. 「ねじれ文」の原因に関する考察

本稿は、主語と述語が対応しない「ねじれ文」に焦点をあて、大学生の小論文に見られる「ねじれ文」の種類と特徴を分析した。その結果、「ねじれ」を生み出してしまう原因について次のことが示唆された。

- (41)a. 文を書く前に命題の構築ができておらず、書きながら考えている。
- b. 主語は「私」か「誰でも」か、はっきりさせない。
- c. 冒頭の一区切りは置き忘れやすい。

まず、文を書く前に命題の構築ができていないとは、「誰がどうした」「何がどうだ」といった文の内容を書き始める前には決めていない実態があるということである。本稿で示した「ねじれ文」の実例では、途中で文意が変わってしまったように見える文が多かった。それはそもそも伝えようとする内容が書き手自身の中で定まっていなかったからではないだろうか。今回扱った小論文は授業の中で義務的に書かせたもので、無理やり原稿用紙を埋めたのかもしれない。あるいは、熟考して書かれたものでも書こうとする内容を書きながら考えることはしばしばあり得ることだと考えられる。しかし、書きながら考えた形跡を

そのまま残した文は読み手にとって非常に読みにくい。呼応表現や主語と述語の関係に注意しながら推敲を重ね、文章を修正していく必要がある。

次に、主語は「私」か「誰でも」かをはっきりさせないという点を考えたい。たとえば、(42)で「困る」の主語と「思う」の主語は誰なのか、明示されていない。一人称主語なのか、「誰でも」といった総称主体なのか曖昧である。書き手はなぜ主語を明示せずに読み手に解釈をゆだねているのだろうか。

(42)…いざとなった時一人でいたらすごく困ってしまうし…人とのつながりも大事だと強く思うことができてくるはずだ。 ((25)一部再掲)

書き手が主語を明示していないとしても、「誰が困る」のか「誰が思う」のか全く念頭にないとも考えにくい。「私は」という主語が書き手の頭の中にはあり、それをあえて明示しないことで、「私もそうだが、一般に誰でもそうでないか」という気持ちが表現されているのではないかと考えられる。4-2でも述べたように、「この映画は泣ける」「急な変更は困る」のように通常主語を明示しない表現は日本語に数多くある。このような表現では「誰が泣ける」のか「誰が困る」のかを明示しないことで、話し手自身の感情を表す本来の意味から「私を含めて誰でも」という意味に解釈が開かれていく。大学生はこのような表現効果を狙っているのかもしれない。すなわち、「私は」と明示してしまうと狭く限定されることになるし、だからと言って「一般に誰でも」と自信を持って一般化もできない。そこで、主語を明示しないことで曖昧性を残していると考えられる。このことから大学生は、はっきり言い切る表現を好まず、曖昧な表現を好む傾向にあるとも言えるかもしれない。また、大学生の文章は話しことばの要素を引き継いでいるとも言える。主語の省略は話し言葉でよく見られる。またそれだけでなく、「なので」を接続詞として使ったり、「ものすごく」といった副詞を使ったりするなど、大学生の文章は話し言葉の特徴を持っていると考えられる。

最後に、「ねじれ」を生み出す書き手は冒頭の一区切り（それは語や句であったり、節であったりする）を置き忘れやすいという仮説について考えてみたい。たとえば「なぜなら…からだ」のような呼応表現であれば、書き手は冒頭の「なぜなら」を忘れて述語部分に進んでいくのではないかと考えられる。また、「これは」や「筆者は」と書いておいてそれに対応する述語が抜けている文や、「なぜそう考えるのか」というとなど条件節で始めたものの「～からだ」などの受ける部分が抜けている文などもそうである。冒頭部分の一区切りはいったん脇に置いて考えやすいのかもしれない。その結果、冒頭部分を置き忘れて「ねじ

れ」が生み出されると考えられる。

以上で述べたことは、大学生の小論文に見られる「悪文」の特徴を分析することを通して得られた「気づき」である。これらは仮説にすぎないが、大学生の文章における問題点の一端を現していると思われる。

## 6. おわりに

本稿では、主語と述語が対応していない文を取り上げて、その特徴と原因を考察した。2節で述べたように、「悪文」にはさまざまなタイプがあり、本稿で取り上げたのはほんの一部にすぎない。しかしながら、本稿で取り上げた「悪文」の特徴から普遍的な文章表現の問題点が垣間見られる。すなわち、必要な主語や述語がない文、不必要な主語や述語が付加された文といった特徴から、冒頭の一区切りを忘れてしまったり、書いている途中で書きたいことが変わったりするという書き手の問題があることが示唆された。また、このような問題は、未熟な書き手である大学生だけではなく、新聞記者などの文章に熟達した書き手が書いた文章にも見られる。新聞記事などに見られるねじれ文の特徴について指摘した野元(1979)と本稿で示した「ねじれ文」の特徴には共通点が多い。(43)は野元(1979)で「不適切な主語」として引き合いに出されている例である。

(43) われわれはそれが単に国会論議や世論の反対に肩すかしを与えるというのではなく国民に聞くという立場でこの問題と取り組んでほしい。

(野元 1979、p.129、下線は原文の通り)

すなわち、(43)は「われわれは」という主語に対する述語がなく、「われわれは」が宙に浮いてしまっている。これは本稿の「不要主語」に当たる。大学生の小論文では、4-3で指摘したように、初めに思い付いたことを「～は」の形で書き、その後に内容を考えていると思われるような文があるが、プロの文章を扱った野元(1979)ではそのような指摘はなかった。しかし程度の違いはあれ、同じ種類の「ねじれ」が見られるということは、書き手が冒頭の一区切りを脇において考えやすいといった問題が、記憶量の負担など書く作業に伴う普遍的な要素によるものであることを示していると考えられる。他にも(8)に示した、野元(1979)が指摘するねじれ文の種類は、誤りの重大さに違いはあれ、すべて大学生の小論文にも見られる。逆に、本稿で指摘したねじれ文の種類の中で「(11e)述語重複」「(11g)不要条件節」「(11h)主語間違い」は野元(1979)では取り上げら

れていない。これは、野元(1979)で扱われている文が推敲を経て世の中に発信されたものであるのに対し、大学生の小論文はおそらく十分な推敲をせずに提出されたものであるためだと考えられる。このことから、「ねじれ文」の中には推敲において気づきやすい「ねじれ」と気づきにくい「ねじれ」があるのではないかと推察される。

また、5節で述べたこと以外にも、たとえば「一文の長さ」の問題がある。一般に一文が長すぎると読みにくいと言われる。今回分析した「悪文」も一文が60文字を超えるものがほとんどであった。中には(44)のように一文が200文字を超える場合もある。

(44)私は、ネットや広告などの情報だけにたよって自分の働く場所や仕事を決めるのではなくて、あくまでもネットや広告などは情報を手に入れ参考にするだけの「道具」として考え、実際自分はどのような仕事をしたいかや理想や自分にあった仕事とは何かイメージをもって自分の足で職場に行き見学などをさせてもらい仕事の内容や職場の方々がどのようなビジョンを頭に描いて仕事をしているか、などを考えて自分にあった仕事を生きてゆくためにみつけるべきだと思う。(212文字)

このように一文が長くなることも、「書きながら考えている」証拠のように思われる。しかし、一文が長くなるから「ねじれ」が起こるのかどうかは慎重に判断する必要がある。「冒頭の一区切りを置き忘れる」という特徴は必ずしも長い文だけに言えることではない。一般に文章の書き方の本に、「一文を短くする」「主語と述語を近づける」「主語と述語を意識する」などが良文を書くコツとして紹介されている(小笠原 2011、澤野 2014、山口 2014)。今回の事例調査から、大学生の文章表現能力の向上にそれらの観点が重要であることは示唆されたが、具体的にどう指導したらいいか、またそれらの指導は効果があるか、といった問題が残されている。また本稿は、なぜ「ねじれ」が生み出されるのかについて考察したが、それは仮説の段階に過ぎない。今後はその仮説を検証しつつ、大学生のための文章表現の指導法を探っていきたい。

## 注

- 1) 本稿で用いる例文は、特に断りがない限り、筆者が担当した大学生の文章表現の授業で書かせた小論文からの引用である(授業の詳細は第3節を参照のこと)。なお、漢字や送り仮名などに誤りがある場合もあえて訂正せず、原文のまま表記した。

- 2) 本稿では、書き手の意図を読み手に確実に伝えることができる文を「良文」と捉え、書き手の意図が伝わりにくい文を「悪文」と定義する。大学において文章表現力を養成する目的は、大学生がレポートや卒業論文を書けるようにすることに加え、大学卒業後も文章によってコミュニケーションを円滑に行うことができるようにすることにあると考えるからである。
- 3) 本調査の対象とした受講生は全員日本語母語話者であった。実際には日本語母語話者と同等レベルの日本語力を持つ外国籍の学生が1名含まれていたが、その学生の小論文はデータから除外した。
- 4) ここで「自分は」は一人称主語を表していると考えられる。「自分は経営学部です」のように「自分」を自称詞として使う用法が、特に男子大学生の発話によく見られる。このような「自分」の用法は話し言葉では必ずしも誤用とは言えないが、小論文の自称詞としては不適切である。
- 5) 「著者は」は「筆者は」の誤りであると考えられるが、注1)で述べたように原文のままの表記で示している。

## 参考文献

- 石黒圭・筒井千絵（2009）『留学生のためのここが大切文章表現のルール』スリーエーネットワーク。
- 小笠原信之（2011）『伝わる！文章力が身につく本』高橋書店。
- 澤野弘（2014）『きちんと！伝わる！文章の書き方身につく便利帳』学研パブリッシング。
- 野元菊雄（1979）「文の筋を通す」岩淵悦太郎編著『第三版 悪文』日本評論社。
- 山口拓郎（2014）『伝わる文章が「速く」「思い通り」に書ける87の法則』明日香出版社。

2014年研究業績一覧(専任教員)  
(2014.1~12)

国際コミュニケーション学科

凡例

- ◎…著書            □…紀要・報告文  
○…学会発表、☆…学会論文  
記号なし…講演、その他

[著書、審査論文、学会発表、紀要等] (著者 50 音順：以下同)

- 奥村幸夫：「現代社会における不確実性の要因」  
『愛知産業大学短期大学紀要』第 26 号, pp. 57-70, 2014.3.31
- 川崎直子：『外国人児童日本語指導員養成講座』テキスト執筆 弥富市教育委員会学校教育課 pp. 1-70
- 川崎直子：「外国につながる「気になる」子どもの発達障害について」  
『愛知産業大学短期大学紀要』第 26 号 pp.43-56
- 川崎直子：「「やさしい日本語」の取り組みについて-「やさしい日本語」はなぜ必要なのか」地域活性化研究 第 13 号 pp.49-59
- 川崎直子：「外国につながる「気になる」子どもたちの支援-プレスクールの子どもたち-」平成 26 年 7 月 5 日 平成 26 年度日本語教育学会中部地区研究集会口頭発表
- 川崎直子：'The Meaning of 'Studying Abroad' in "Cross-cultural Studies Through English"-異文化学のおすすめ- UNIT2-6 西田一弘編・著, 岸上英幹著, pp.60-64 ふくろう出版 (寄稿)
- 小竹直子：「『N ガスル』と『N ガアル』の交替-日本語教育文法の視点から-」,  
愛知産業大学短期大学紀要, 第 26 号, pp.81-98.
- 小竹直子：「知覚表現『N ガスル』と存在表現『N ガアル』の交替」, 平成 26 年度第 3 回日本語教育学会研究集会, 愛知大学名古屋キャンパス, 2014.7.5, 口頭発表.
- 高野盛光：「なぜ情報教育において情報検索をとりあげるのか(その 2)」, 『愛知産業大学短期大学紀要』, 愛知産業大学短期大学, 第 26 号, pp.37-42, 2014.3.31
- 高野盛光：「建学の精神リスト-関東(その 1)-」, 『愛産大経営論叢』, 愛知産業大学, 第 17 号, pp.153-162, 2014.12.20
- 寺澤陽美：「小学校における英語教育の現状と課題」, 『愛知産業大学短期大学紀要』, 愛知産業大学短期大学, 第 26 号, pp71~79, 2014.3
- 寺澤陽美：『コミュニカティブ・イングリッシュ II』, 愛知産業大学短期大学 2014 サブテキスト, 2014.4.25.
- 寺澤陽美：『英語の発音とリズム』, 愛知産業大学短期大学 2014 サブテキスト, 2014.10.15.
- 西田一弘：「英語ライティングと語彙 -日本の英語教育の変遷-」, ASU 外国語教育研究会, 2014.3.5

- 西田一弘：「英語語彙の分類・習得方法と日本の英語教育－英語ライティングに焦点を当てて－」、『愛知産業大学短期大学紀要第 26 号』, pp.25～35, 2014.3.31
- ◎西田一弘：『Cross-cultural Studies through English－異文化学のおすすめ－』ふくろう出版, 全 141 頁, 共著(西田一弘 編集), pp.1～86, pp.136～141, 2014.4.1
- 西田一弘：「日本の英語ライティング教育における語彙に関する問題－日本の英語教育の変遷－」、『愛産大経営論叢』, 愛知産業大学経営研究所, 第 17 号, pp.143～151, 2014.12.20
- 三苫民雄：「現代思想の原型-デカルト」, 『愛知産業大学短期大学紀要』, 愛知産業大学短期大学, 第 26 号, pp. 11-23, 2014.3.31
- 三苫民雄：「ハンガリー法哲学派の思想史的意義－プルスキからビボーまで－」, ハンガリー学会第 3 回研究大会, 関西外国語大学, 2014. 12. 13
- 三苫民雄：'Mach and Pikler – The Cross Section of Modern Thoughts in Hungary at the Beginning of the 20<sup>th</sup> Century - '
- In "Cross-cultural Studies Through English"-異文化学のおすすめ-UNIT2-5, 西田一弘編・著, 岸上英幹著, pp. 51-59, ふくろう出版, 2014 年 (寄稿)
- 横瀬浩司：「窃盗罪再論」, 『愛知産業大学短期大学紀要』, 愛知産業大学短期大学, 第 26 号, pp. 1-10, 2014.3.31
- 横瀬浩司：「街頭募金詐欺事件」, 『造形学研究所報』, 愛知産業大学造形学研究所, 第 10 号, pp. 25-29, 2014.3.31
- 横瀬浩司：「強盗罪と財産上の利益」, 『愛産大経営論叢』, 愛知産業大学経営研究所, 第 17 号, 2014.12.20
- 横瀬浩司：「不実の抵当権設定仮登記と横領罪」, 中京大学刑事判例研究会, 中京大学, 2014.2.15
- 横瀬浩司：「危険運転致死傷罪にいう『アルコールの影響により正常な運転が困難な状態』の意義」, 中京大学刑事判例研究会, 中京大学, 2014.5.31
- 横瀬浩司：「キャッシュカードの窃取着手後脅迫により暗証番号を聞き出す行為と 2 項強盗罪」, 中京大学刑事判例研究会, 中京大学, 2014.9.13

#### [講演]

- 奥村幸夫：「簡易速記法の習得」, 愛知産業大学短期大学 2014, 地域開放講座 (リレー講座), 岡崎商工会議所, 2014.11.28
- 奥村幸夫：「簡易速記法の習得」 名古屋市生涯学習センターキャンパス講座 ELIC&ビジネス公務員専門学校 2014.12.13
- 奥村幸夫：「簡易速記法」 名古屋市生涯学習センターキャンパス講座 ELIC&ビジネス公務員専門学校 2014.12.14
- 川崎直子：「災害時に活かす「やさしい日本語」」講演, 平成 26 年 5 月 20 日 NPO 法人 21 世紀を創る会みかわ事務局・岡崎商工会議所主催
- 川崎直子：「「やさしい日本語」とピクトさん」, 愛知産業大学短期大学 2014, 地域開放講座(リレー講座), 岡崎商工会議所, 2014.11.28

- 草田清章：「公的年金制度をめぐる最近の動向」，愛知産業大学短期大学 2014，地域開放講座(リレー講座)，岡崎商工会議所，2014.11.26
- 小竹直子：「伝わる文章の書き方」愛知産業大学短期大学 2014，地域開放講座(リレー講座)，岡崎商工会議所，2014.11.26.
- 高野盛光：「ボードゲーム(非電源ゲーム)への誘いーゲームを通してコミュニケーションを考えるー」愛知産業大学短期大学 2014，地域開放講座(リレー講座)，岡崎商工会議所，2014.11.25
- 寺澤陽美：「日本における早期英語教育の現状と課題」愛知産業大学短期大学 2014，地域開放講座(リレー講座)，岡崎商工会議所，2014.11.27
- 西田一弘：「日本の英語ライティング教育における語彙に関する問題ー日本の英語教育の変遷ー」，愛知産業大学短期大学 2014，地域開放講座(リレー講座)，岡崎商工会議所，2014.11.26

### [社会活動]

- 川崎直子：「平成 25 年度プレスクール活動情報共有・意見交換会プレスクールの役割について」ファシリテーター 平成 26 年 3 月 12 日 愛知県地域振興部国際課多文化共生推進室
- 川崎直子：「地域日本語教室ハンドブック作成検討委員会」検討委員 愛知県地域振興部国際課多文化共生推進室
- 川崎直子：「「外国につながるのある子ども」のことば、背景、学習を考えるー外国につながるのある子どものためのプレスクール指導者・ボランティア養成講座」講師 平成 26 年 9 月 12 日～14 日 山梨県立大学
- 川崎直子：「平成 26 年度外国人児童日本語指導員養成講座」コーディネーター、講師 平成 26 年 9 月 1 日～12 月 1 日 弥富市教育委員会学校教育課
- 川崎直子：新蟹江小学校日本語学級日本語指導員 蟹江町教育委員会
- 川崎直子：新蟹江北保育所プレスクール指導員 蟹江町子育て推進課

### [助成金・委託事業その他]

- 川崎直子：「外国につながる子どものためのプレスクール教材の開発」文部科学省特色ある大学教育支援プログラム平成 26 年度愛知産業大学短期大学教育 GP・助成金
- 川崎直子：「平成 26 年度蟹江町プレスクール事業」蟹江町子育て推進課・委託事業
- 川崎直子：「平成 26 年度日本語学習支援基金」愛知県国際交流協会・助成金
- 高野盛光：「教育の最新事情と今日的課題」平成 26 年度教員免許状更新講習(文部科学省認定講習)，愛知産業大学，2014.8.5
- 寺澤陽美：「英語学習交流会 □英語女子のスイーツ研究会□」愛知産業大学短期大学 2014 教育 GP
- 西田一弘：「英語 I (自動採点方式によるムードル利用学習)」，愛知産業大学短期大学，2014.4.1
- 西田一弘：「英語学 (自動採点方式によるムードル利用学習)」，愛知産業大学短期大学，2014.4.1

編集委員

横瀬 浩司  
三 苫 民雄  
小 竹 直子

愛知産業大学短期大学紀要 第 27 号

平成 27 年 3 月 31 日 発行

〒444-0005 岡崎市岡町原山 12-5  
TEL 0564-48-8282 FAX 0564-48-8270

編集兼発行者 愛知産業大学短期大学通信教育部  
責任者 堀 越 哲 美

# Bulletin of Aichi Sangyo University College

## No.27 (2015)

### Contents

---

#### Koji YOKOSE

Reconsideration of Embezzlement .....1

#### Tamio MITOMA

The Logic of Being and Ought : Science and Philosophy .....11

#### Kazuhiro NISHIDA

The Problems of English Writing Education from Elementary School through High School in Japan:

The Comparison between Japanese and English Writing Education in Japan .....27

#### Naoko KAWASAKI

A study of developmental stage of Pre-school .....39

#### Morimitsu TAKANO, Masahiko IMAI, Morihiko KAEDE

Why Do We Teach Information Retrieval in Information Class ? (3) .....53

#### Yukio OKUMURA

Toward Good Lectures of Economics .....61

#### Harumi TERASAWA

An Attempted Translation of “Oku no Hosomichi,”

Contrasting English and Japanese .....75

#### Naoko KOTAKE

The Varieties and Features of Poor Writing Styles Observed in Essays by College

Students .....89

Professional Accomplishments .....107

---